

514

110

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>19</sup>m 1 2 3 4 5

始





新らしき種内

514-110



し

き

稚  
内



214-110



Handwritten text in seal script, including the characters '五' and '大'.



Large calligraphic characters in seal script, reading '五大交內' (Wu Da Jiao Nei).

和

毅  
一

家徽  
字小凡  
程城

大正壬戌十月朔程内  
以志誌

棹  
并本二成  
  


## 序

町村は國家行政の單位にして國家の大勢を知らんと欲せば必ず先づ之を組織して居る町村より始むることが順序である此の意義に於て町村の郷土誌の如きものは獨り地方の旅行者の案内たる計りでなく政治經濟に關する智識を與ふる本源であると思ふ、殊に町村の自治機關にして健全なる基礎の上に置かれて其の發達を爲しつゝあるものであれば上級の階段在る府縣及び國家の堅實なる進歩發達を期待し得べき事である。

に稚内町は本道の北端に位して居る新開の町であるが今や宗谷線も完成して天鹽北見兩方り鐵道交通の便を得益々樞要の地位に立つに至つたことは町の爲に慶福すべきことである將來は樺太交通路の要衝に當つて益々進歩發達するに至るべきことと思はる。

此の際に當り町教育會は稚内町郷土誌を編纂して將に之を公にせられんとすることを聞く本道の研究者計でなく南北樺太を包含する北日本の發展に對して希望と趣味とを有する所の大方の人々に有益なる參考資料を供せらるゝに至るべきことは信じて疑はざる所である依て一言卷首に述べて益々町の健全なる發達を爲して時代の進運に副ふ所あらんことを希望するのである。

大正十一年十月

佐藤昌介

序文

「江山洵美、是我古郷」誰か我が郷土の美を誇らざる者あらむや。満目白皚々たる北國の冬を水晶世界と稱へ、枯木の雪に抱むを見ては雪花の壯觀と賞す。之皆其の長を顯さむとするものにあらずや。

旅行して異郷に遊ぶとき誰か其の郷土を明に知らむことを欲せざる。巖角を踏み荆棘を分けて紅葉の美を稱し細徑を攀ぢ溪流を辿りて幽邃の境を探る。之皆其の地の風趣を訪ね景物を究めむとするが爲にあらずや。

茲に於てか郷土を記したる適當の書を刊行するは自が郷土を發表する爲にも旅行して其の地を知らむとする者の爲にも極めて必要なることとす。而して我が稚内町には未だ之なきを憾とせり。稚内町教育會茲に見る所あり、今回之が編纂を了し題して「新しき稚内」といふ其の苦心や推奨に値すべく、其の企や機宜を得たるものといふべし。

今本書を一瞥するに産業に、教育に、將又宗教に、其の體裁と相須つて内容の能く整へるものあるを見る。

今や多年の宿望たりし、鐵道宗谷線の開通を告げ樺太との連絡交通日を逐ふて繁きを加ふるものあらむとす。

此の時に於て本書成る、蓋し此の地に遊ぶ者の利のみにあらざるべし。請はるゝに委せ一言以て序となす。

大正十一年十月戊申詔書煥發記念の日

稚内町寓居にて

吉川重治



（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters '刊文' visible in the center.)

# 新らしき稚内

## 刊行の辭

不肖彌八郎非才鐵骨を估りて町村に長たる二十二年にして未だ一功の貢献するものなきを自ら顧みて、天に慚ち地に愧ち又人に恥づるの念禁じ能はず。抑も余の稚内町長として就職したるは大正七年にして爾來六ヶ年間幸ひに大過なきを得たるは偏に官民諸彦の眷顧指導に依るのみ永く感謝する所なり。

思ひらく稚内町は正に本邦北部の中樞地として大發展すべき運命に在る地なれば、其の既往の跡を探ぐり將來の進路に顧み、其の準據すべき針路を知らしめ適當の政策を樹立するは實に國家の基礎たる町村の開發に資する所あるのみならず、國家繁榮策上裨益する所あらんかと思惟し副會長達子氏始め諸氏と謀り、本書「新たらしき稚内」の編纂を企劃し執筆主任として北村密藏氏を囑託したるも、繁務に忙殺され執筆の遑なく漸く大正十一年七月より着手以來材料蒐集と編纂に時日を費す八ヶ月にして稿を脱するに至れるも、其の完璧を得ざるは非才の至す所にして慚愧に不堪、然れども此種事業の容易ならざるも諸彦の大なる援助に依り辛うじて本書を刊行するに至れるは、以て幸甚とする所なり。

書中事實の錯誤を免れざるやも知る可からず、是等は偏に編者の罪にして識者の叱正を待つ耳、後日期を見て今日の失を補はんとす。

大正十二年如月

稚内町教育會長 南 彌 八 郎

大正十二年...  
宗谷管内概況...  
調査研究...  
郷土誌「新しき稚内」

ほしがり

一、大稚内建設の第一歩は郷土の實状を調査研究すること。其次に起るは之によりて將來をトし施設計劃を定めて實行することにあるはいふまでもない。然るに本町には郷土に關する調査なく僅かに宗谷管内概況によつてその概略を知るのみで我が郷土の調査研究上甚だ遺憾の點が多かつたのである。そこで本會が先驅者となつて郷土誌「新しき稚内」を編纂するに至つたのである。

一、斯くいへば本書編纂の趣意は既に大稚内建設の魁として郷土研究の資料提供にあるはいふまでもないが更に本有によつて愛郷心の養成と郷土紹介の資にもしたいと思ふのである。保守的にして自然にのみまかせておけば何年立つても發展がにぶい事と思ふ。今日はずべて宣傳の世の中である。積極的に郷土を紹介し運動することによつて發展せられるのである。

一、本書の編纂委員は何れも公務の余暇に調査研究したので中々はかどらなかつた。それに宗谷線の開通に間に合せんとして少からず急いだのでどうしても杜撰の誹は免れないと思ふ。これらは今後増補修正の上完璧を期したい考である。

一、本書編纂に際し一番困つたのは材料の蒐集であつた。古い記録は十二年前の大火で皆焼けたので集められなかつた。其の他商況調査に際し商家の賣上は税金の關係上詳しく知らしてくれなかつたのでそれらは聞いたまゝ載せたのである。

一、本書編纂に際し各官公衙及實業家より種々の資料を提供せられ應援を辱うした點は感謝する次第である。

大正十一年十月祭日

編纂委員

ことばり

本書は昨年十一月宗谷線全通の際發行するつもりで編纂にかゝつたのであるが其後委員の繁忙に繁忙を重ねたのと發行費の不充分なるとの關係から遂に今日迄延びるの已むなさに至つたのである。編纂委員としては多少氣ぬけた點もあつたので始めの計劃よりはずつと材料が不足になつた勿論編纂委員といつても専務にかゝつたのではなく本業の余暇に材料の蒐集やら執筆やらをしたので致方なかつたのである。

俄然本町より本書發行費に對して數百圓の補助をなすの命に接し杜撰ながら一先づ本書を發行することにしたのである。何れ再版の際は増補訂正するつもりであるから杜撰の點は幾重にも御諒察を乞ふ。

終りに本書の執筆主任北村密藏氏及編纂委員各位の勞を感謝す。

大正十二年三月

稚内町教育會

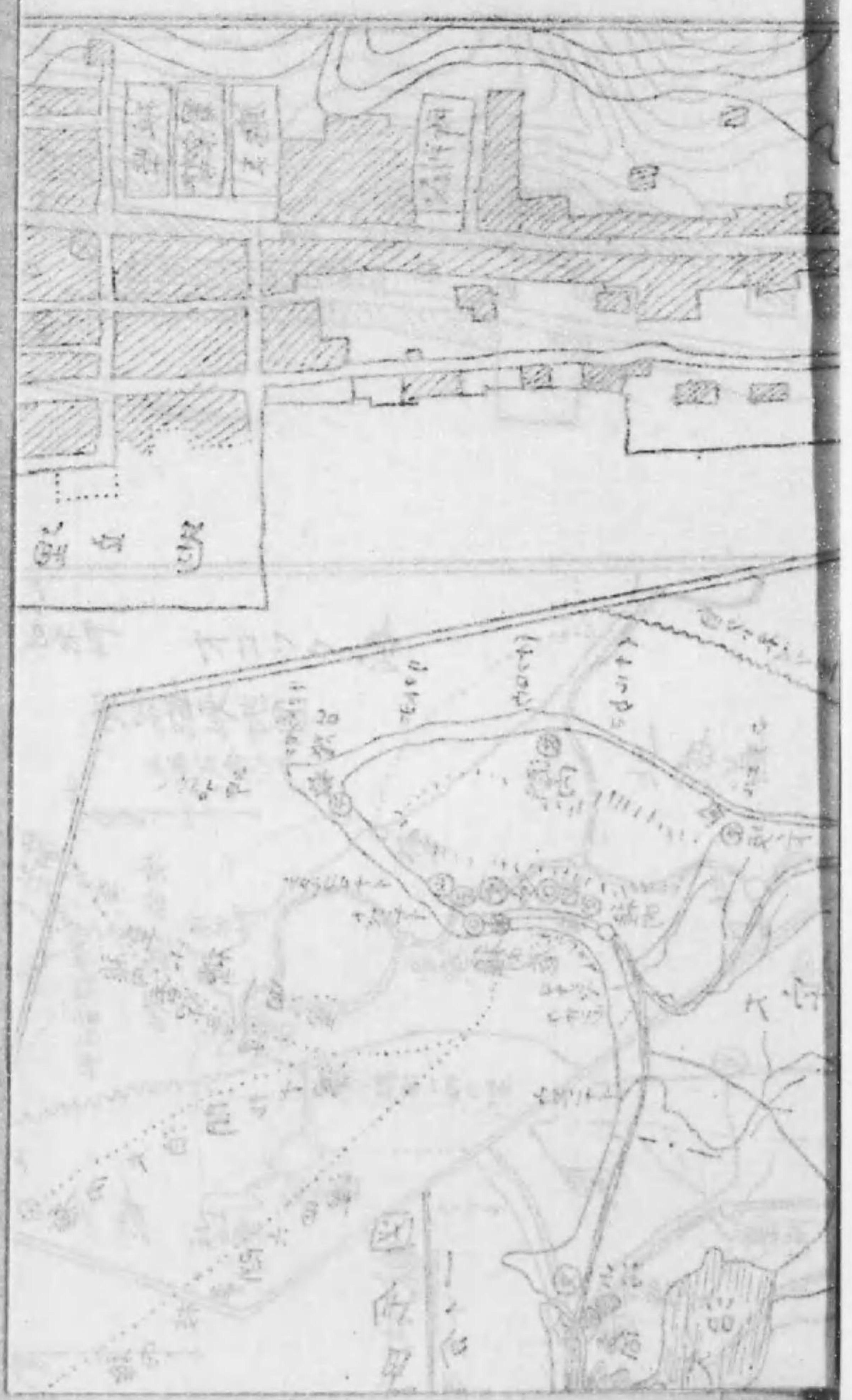
大清光緒二十三年三月

蘇州府本府之精華所在也。水陸交通。商賈雲集。舟楫之盛。無與倫比。本府之設。始於春秋。歷代相沿。其地之險。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。

本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。

本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。本府之設。固足以守。其地之沃。亦足以食。故其地之盛。實由於此。

蘇州府

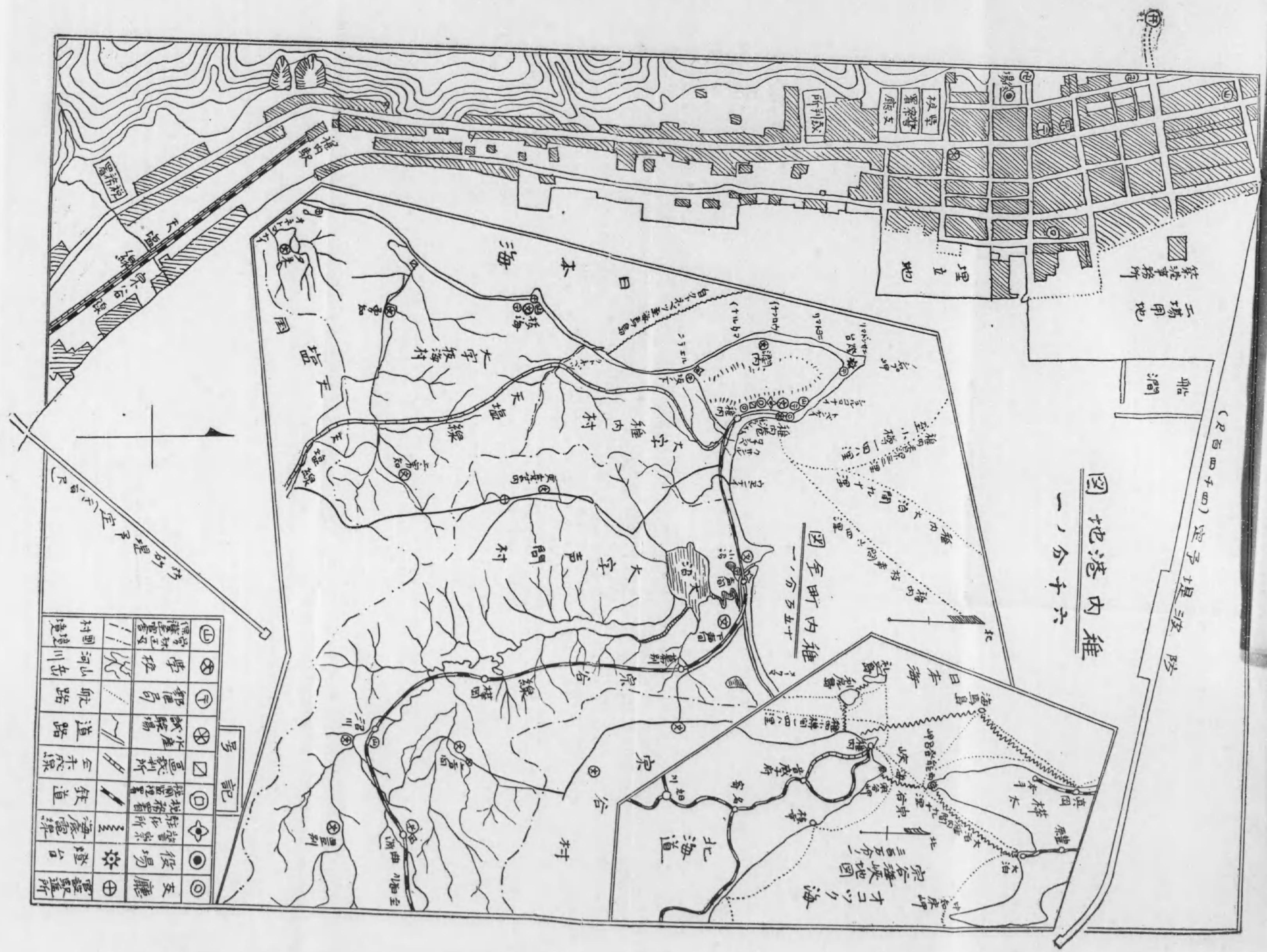


此圖係根據實地測量及航空攝影資料繪製而成。圖中所示之各項設施及地形均與實際情況相符。圖中各標記之說明請參閱圖例。

### 種內港地圖

六十分之一

(尺百四千四) 定于堤波防

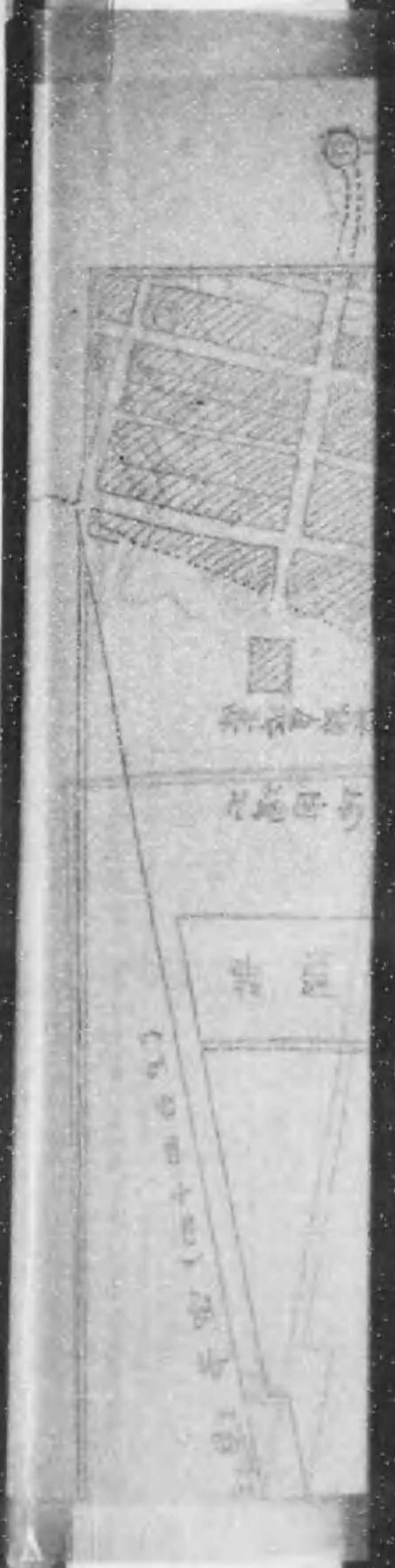


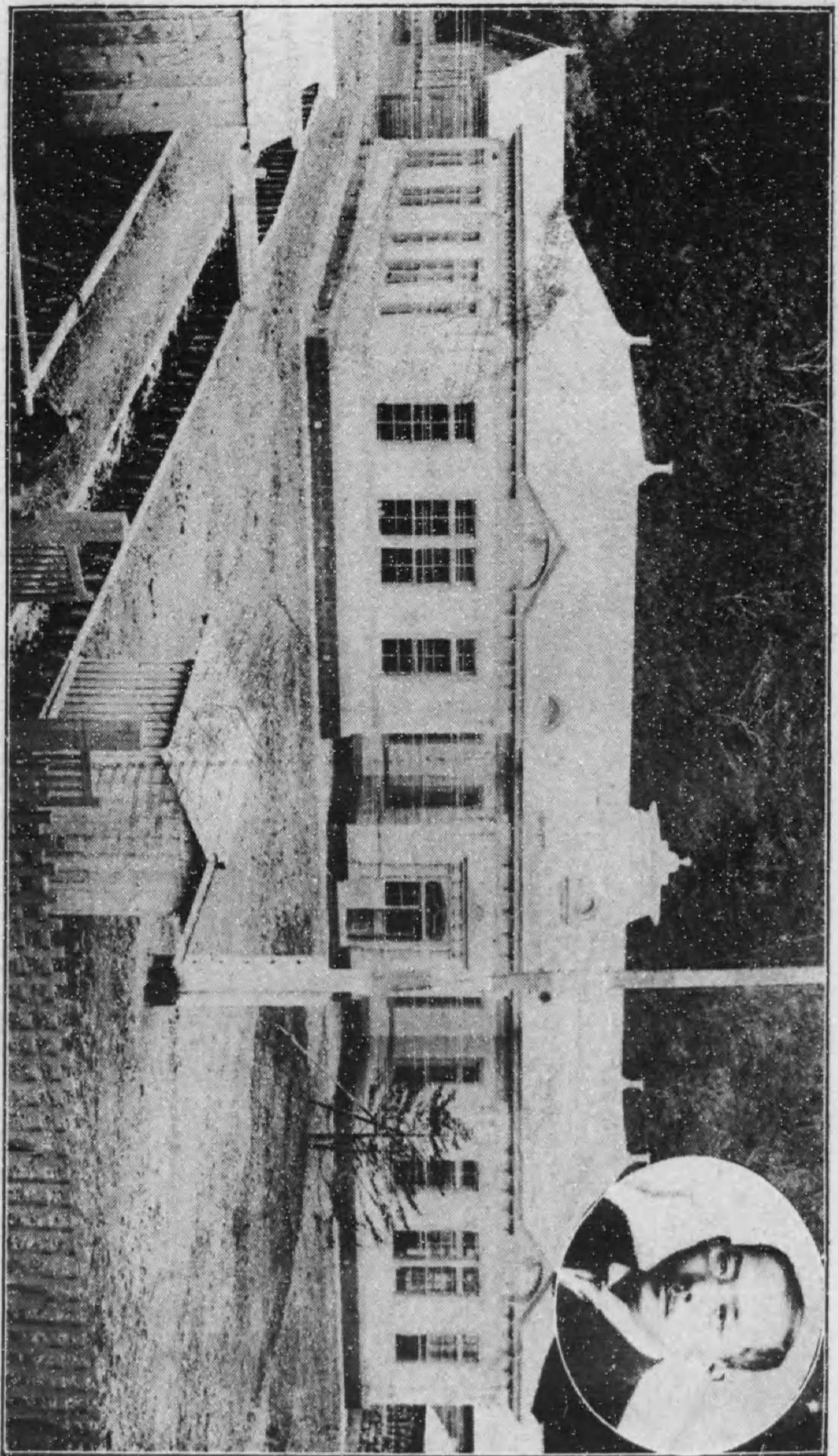
記号	
⊕	支廳
⊙	役場
⊛	燈台
⊚	警署
⊜	警察所
⊞	海軍線
⊠	鐵道
⊡	區裁判所
⊣	區裁判所
⊥	水産試驗場
⊦	郵便局
⊧	學校
⊨	無名地
⊩	村圍
⊪	河川
⊫	山岳
⊬	道路
⊭	航路
⊮	學校
⊯	無名地





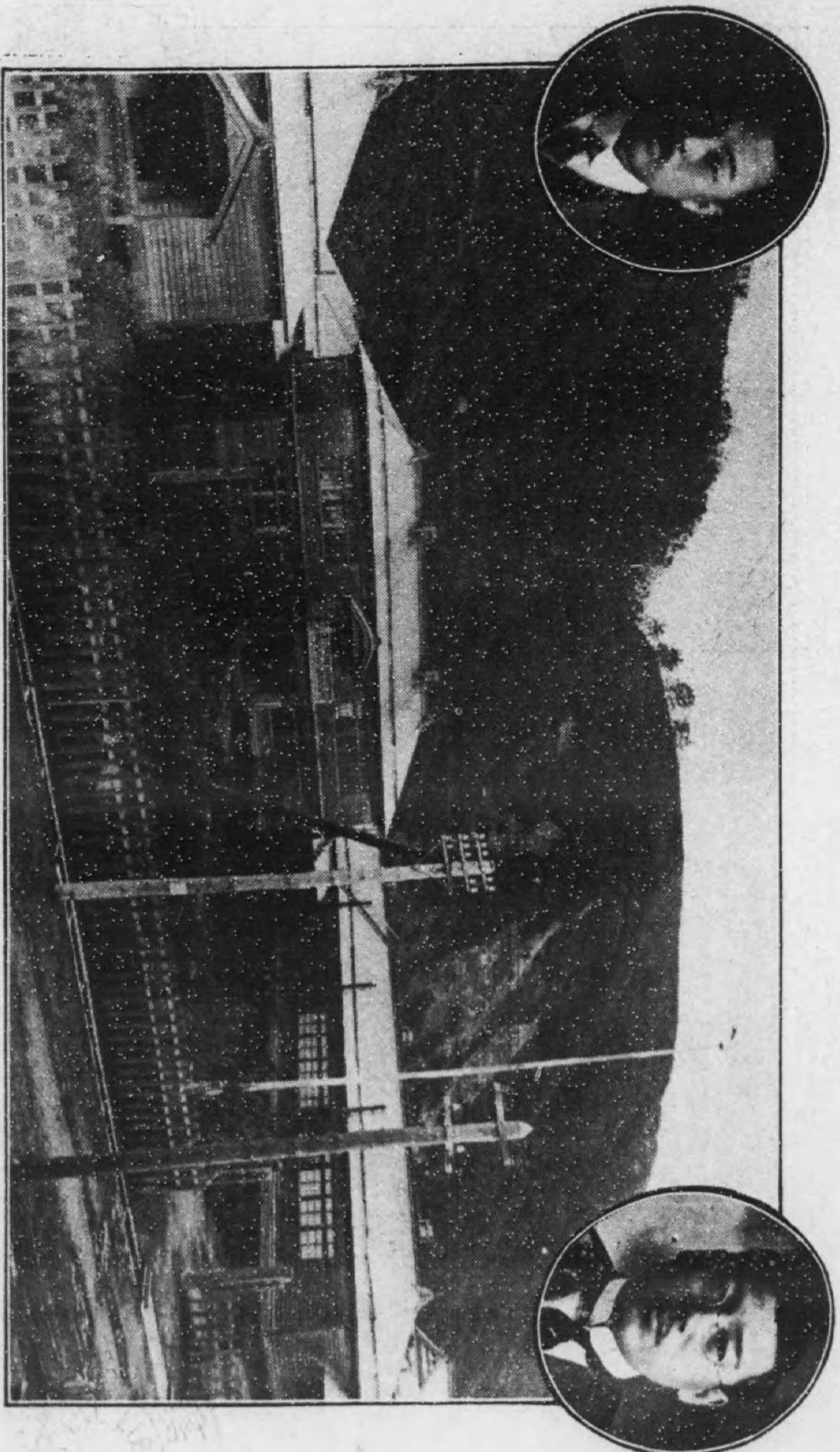
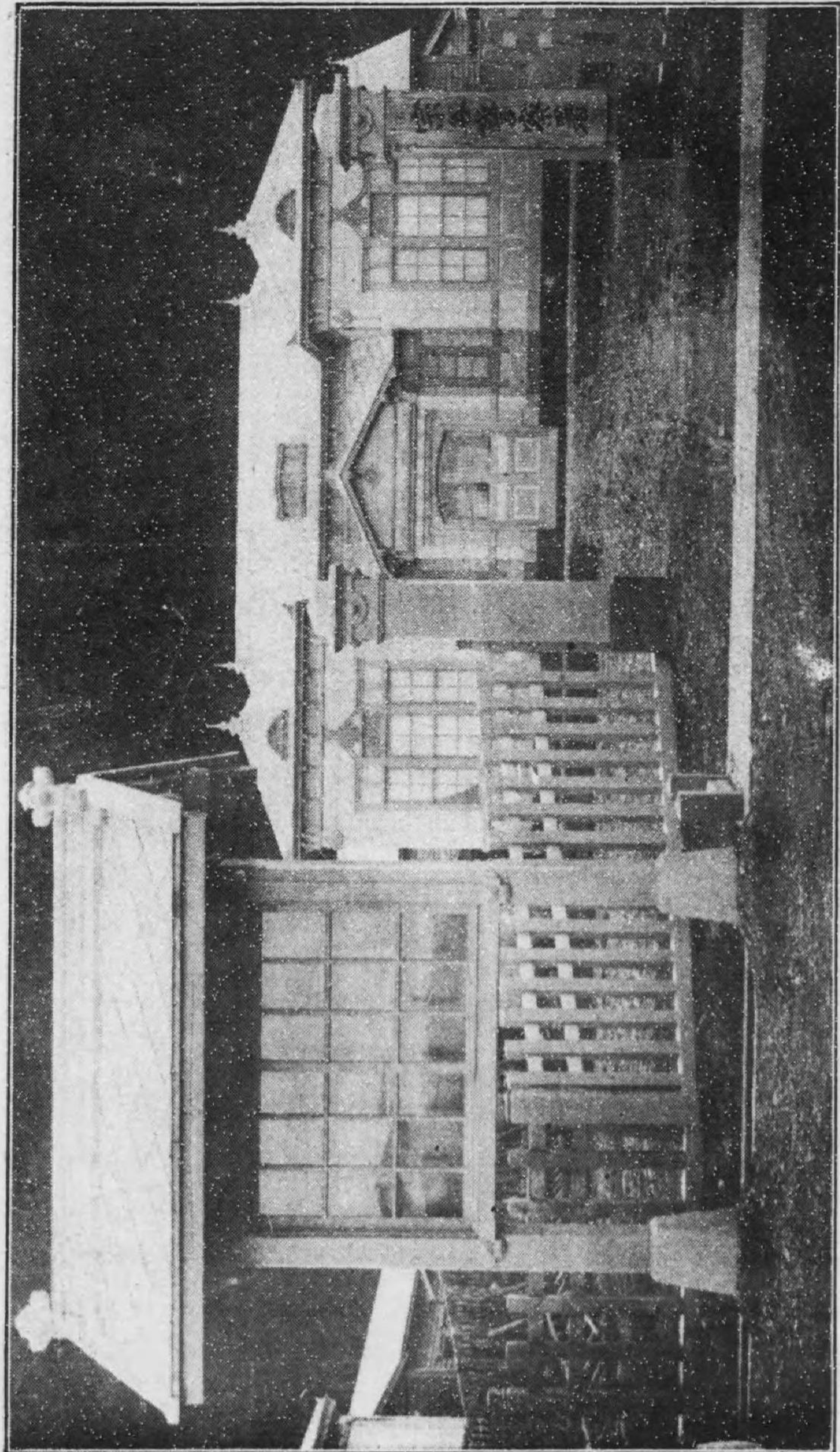
景 全 町 内 稚





宗谷支廳全景と支廳長吉川重治

宗谷警察署廳舍



稚内高等小學校(右)校長蓮子勝藏氏(左)保壽成氏





商產物陸海  
氏作清田山



商物太服吳  
氏平和野藤



長院病田濱  
氏春元田濱



業漕回  
氏郎四勇野袖



主館旅谷木  
氏次三谷木



業畜牧  
氏平貢橋室



頭組防消內稚  
氏德壽田矢

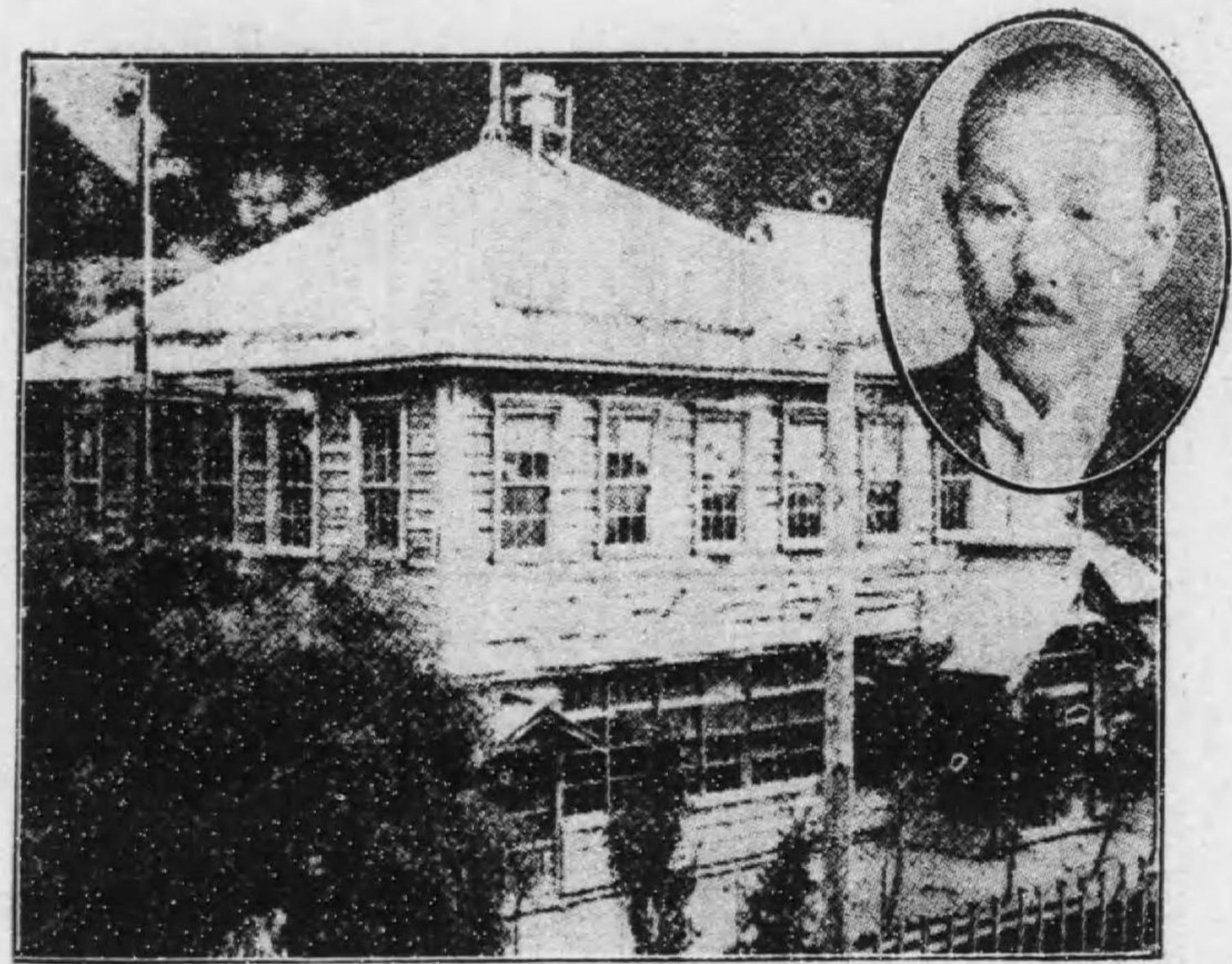


商貨雜穀米  
氏助甚江寺



家業漁  
氏郎太平森

稚  
內  
町  
會  
議  
員  
  
(順  
不  
同)



氏郎八彌南 長町ト場役町內稚



業 漁  
氏郎市藤佐



商種藥  
氏吉佐藤後

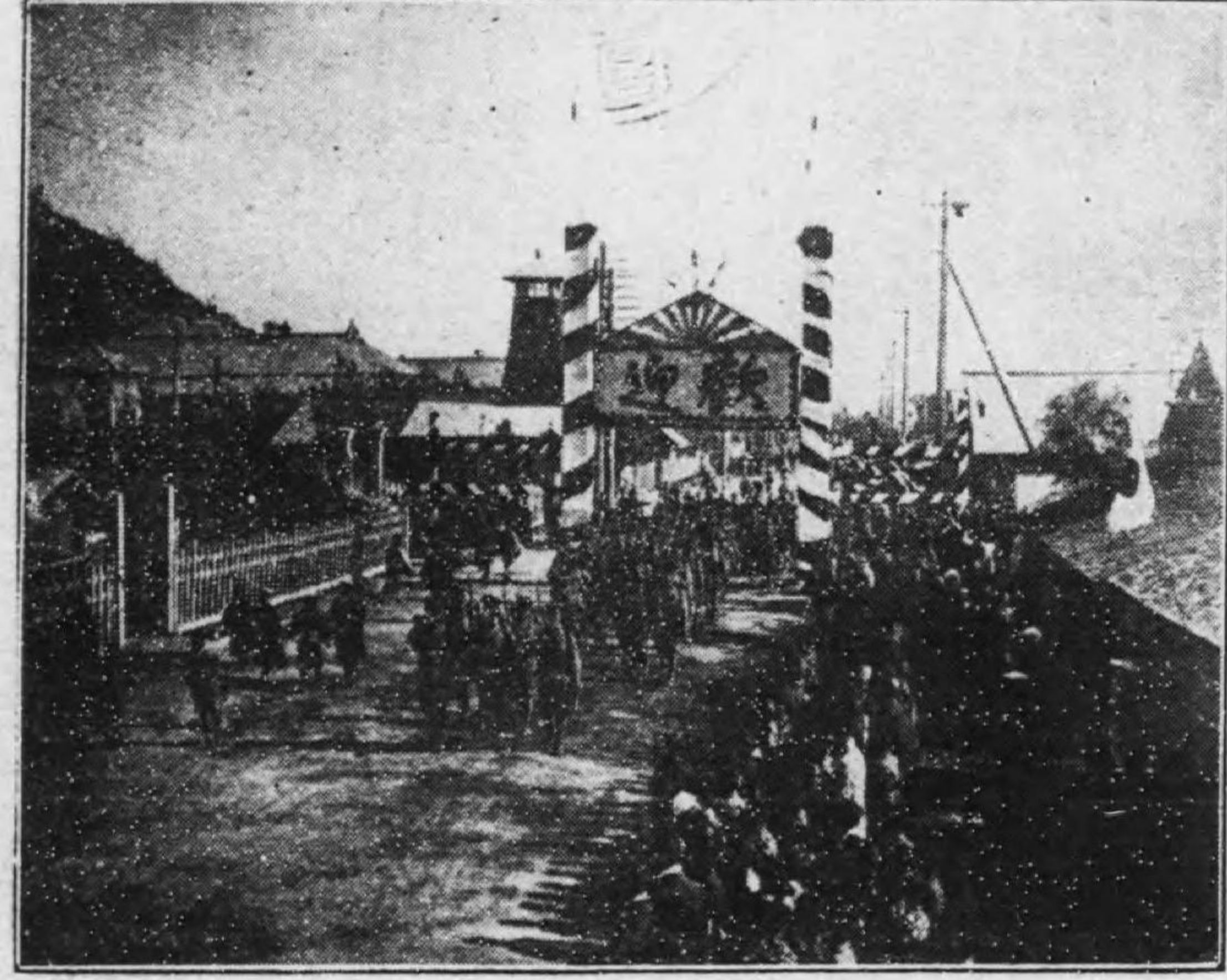


商產物陸海  
氏郎次三谷針

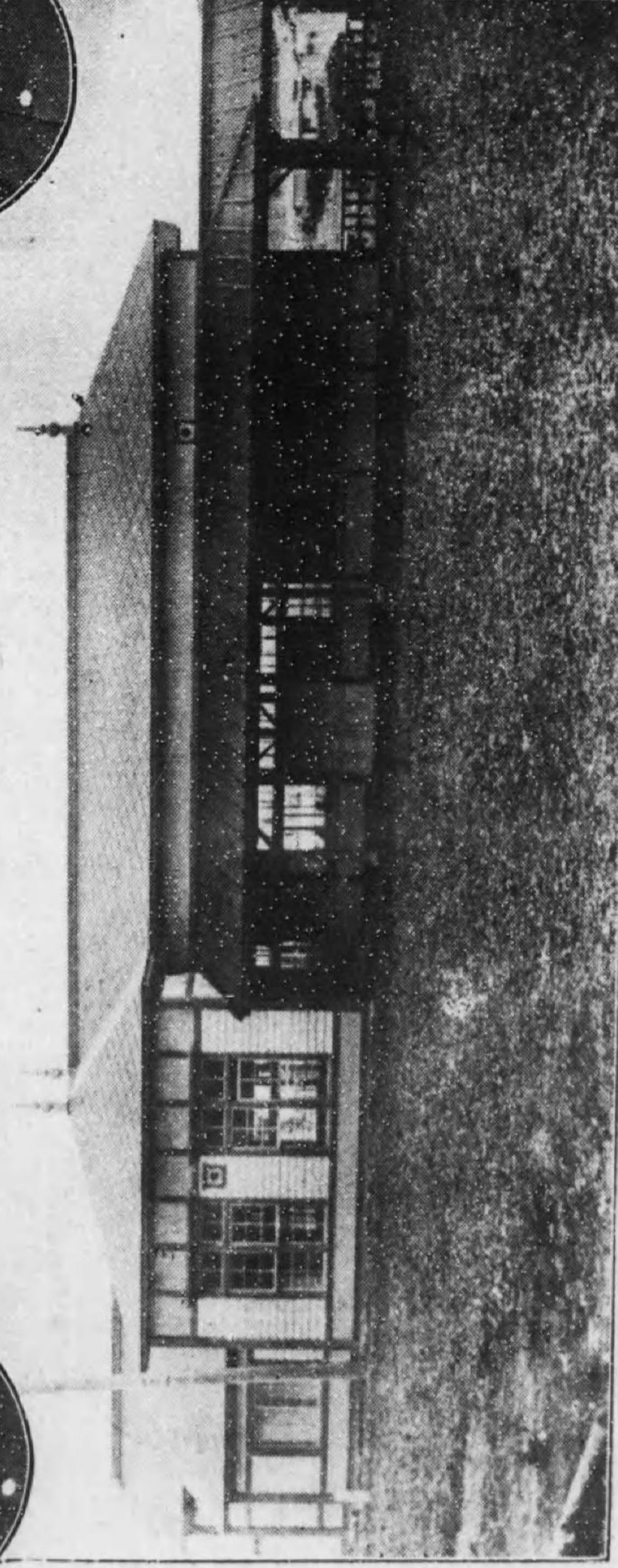
稚  
內  
町  
會  
議  
員  
  
(順  
不  
同)



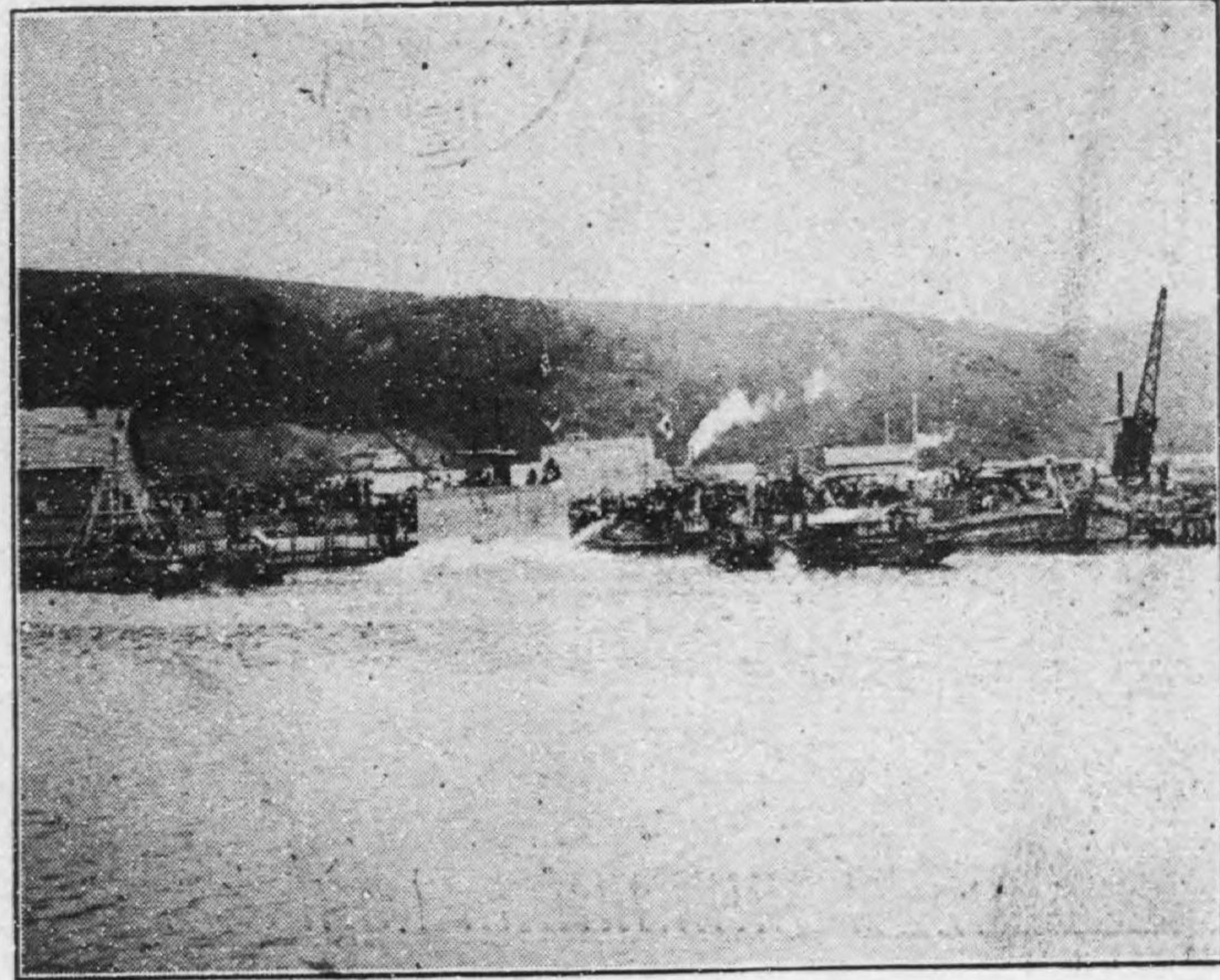
拜參團年青ト社神門北町内稚



隊車行團師七第ト通本町内稚



(氏郎次信田倉長驛上左氏郎次兼長所務事輸運上右) 景全場車停内稚  
山影



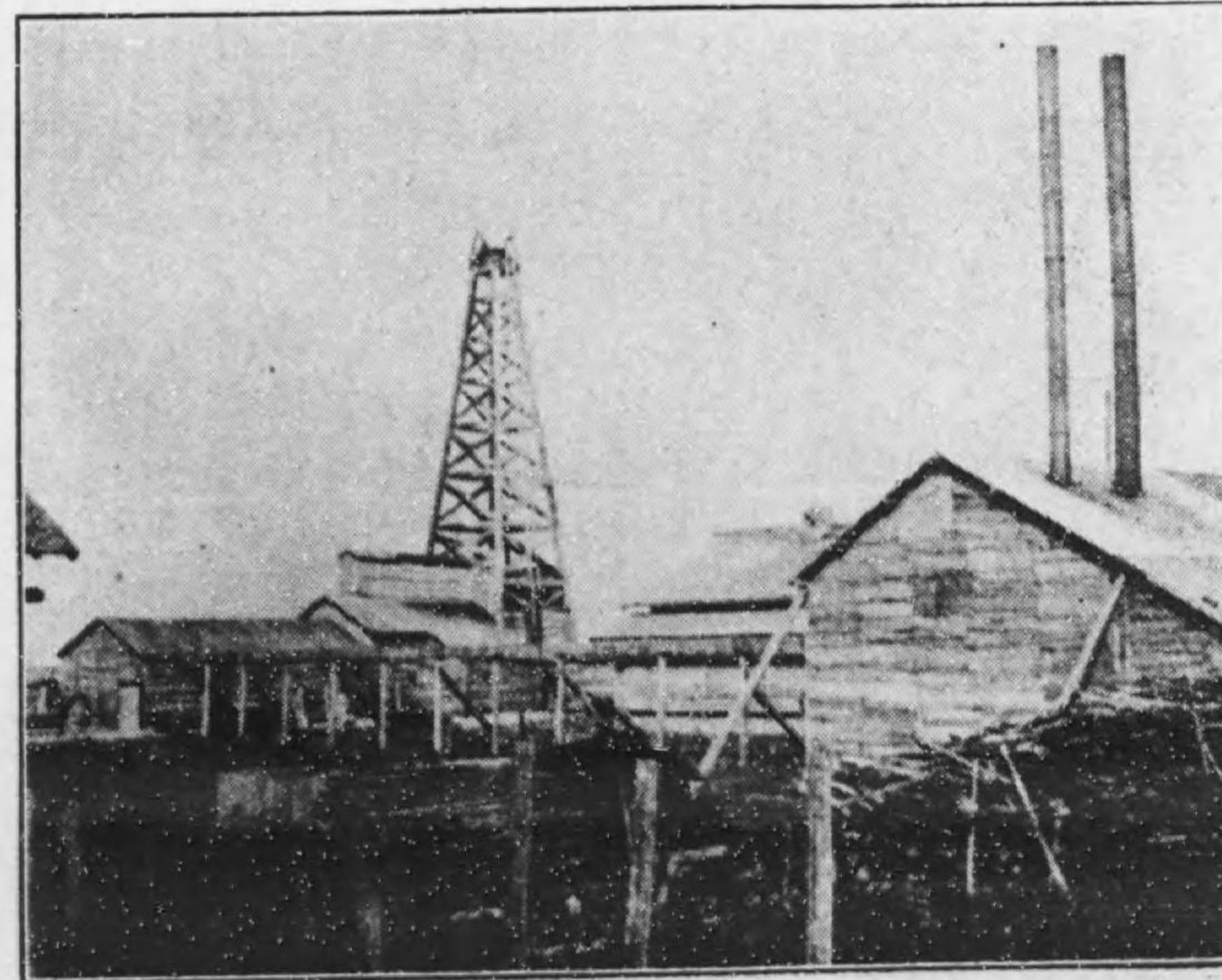
稚内築港ソーク進水式光景



稚内町野寒布燈臺

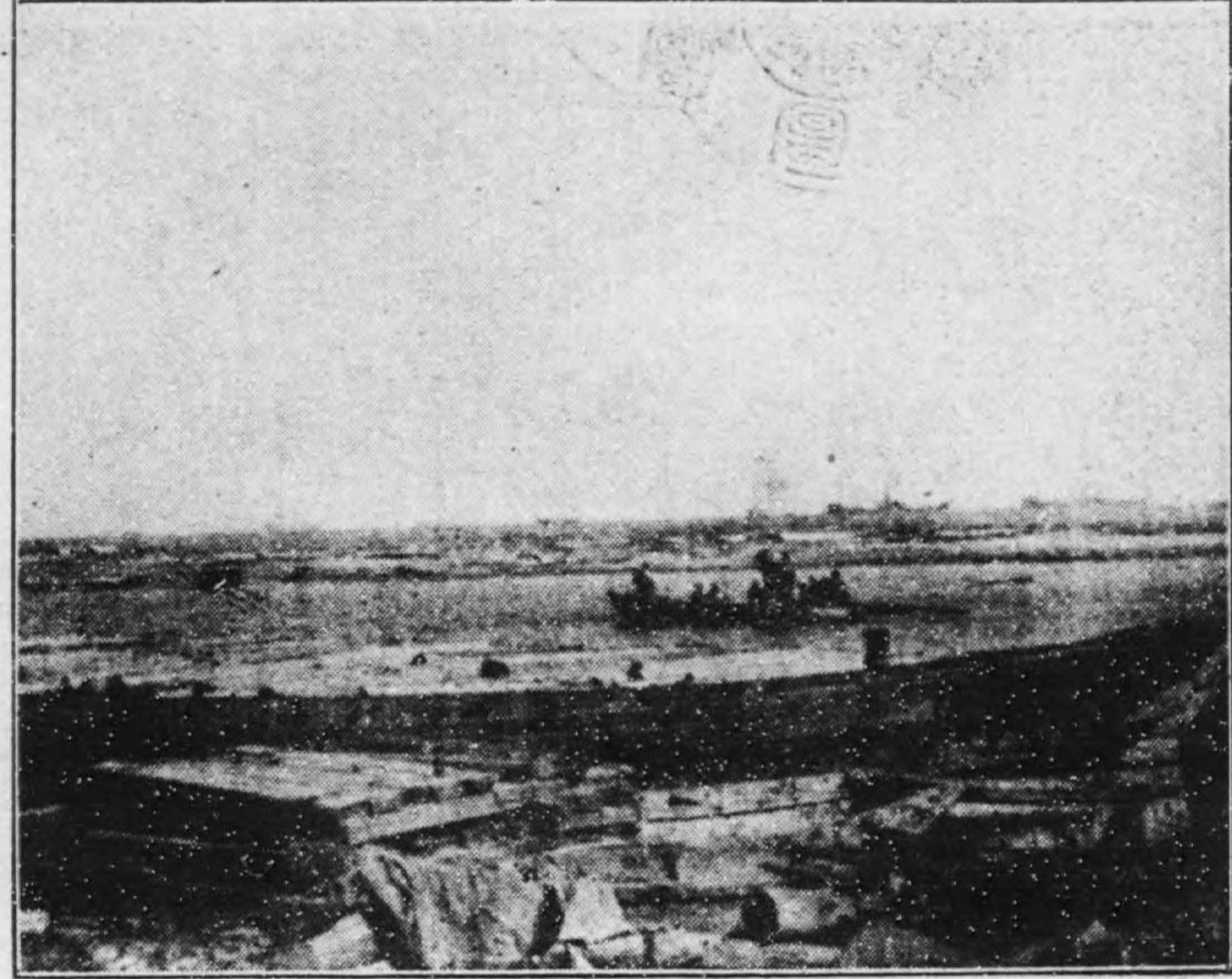
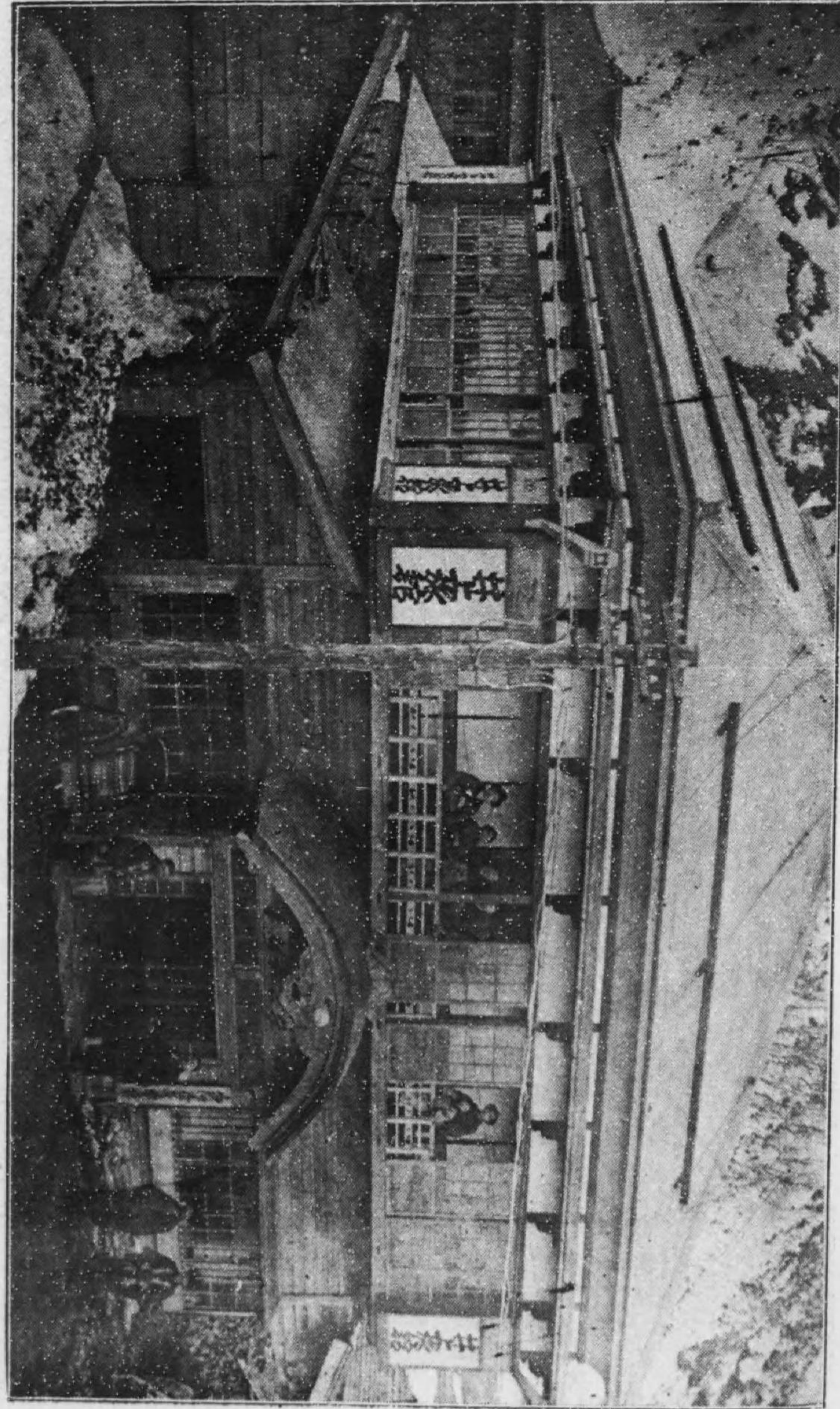


宗谷線聲問市街の一部



村井鑛業株式會社聲問石油工場

【番七話電】 館旅上井町内稚



聲間川之景

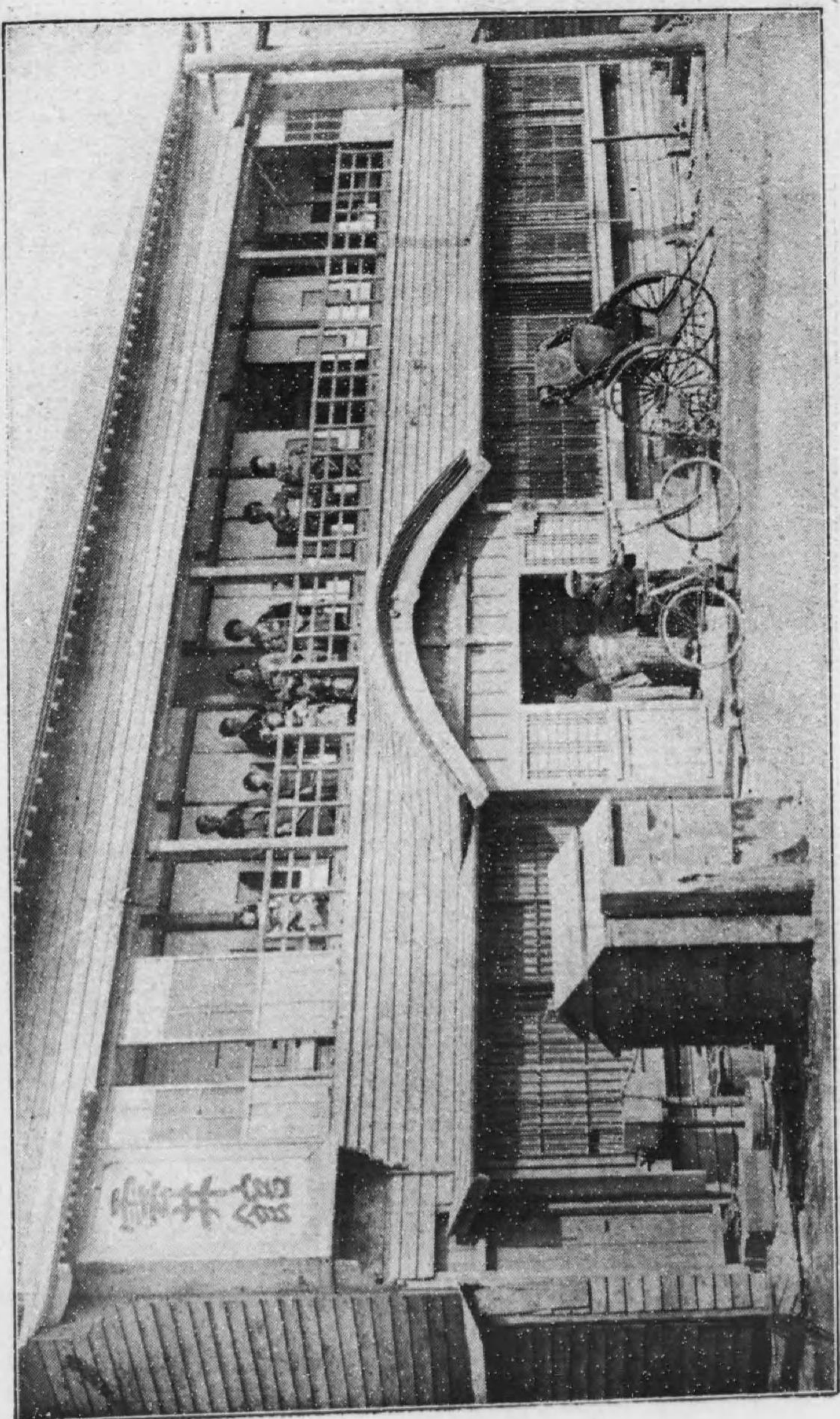


稚内郵便局下局長心得  
石川太兵衛氏



宗谷警察署長 吉日幾四郎氏

稚内町旅館雲井館【番八十八話電】



## 新らしき稚内「目次」

第一章	總說	(一)
第二章	北海道史略	(一)
第二章	自然界	(五)
第二章	地界	(五)
第二章	水界	(八)
第二章	氣界	(三)
第三章	人文界	(三)
第三章	人口戶數	(三)
第三章	官公衙	(一六)
第三章	會社及銀行	(一五)
第三章	公共團體	(六五)
第三章	社寺	(八五)
第三章	敎育	(九六)
第三章	兵事	(一〇五)
第三章	衛生	(一〇七)

第九節	警察及火防	(一一)
第十節	拓殖	(二六)
第十一節	農業	(二八)
第十二節	牧畜	(三三)
第十三節	漁業	(三四)
第十四節	林業	(三三)
第十五節	工業	(三四)
第十六節	鑛業	(四〇)
第十七節	商業	(四三)
第十八節	雜業	(五四)
第十九節	交通及土木	(六〇)
第二十節	財政及金融	(八一)
第二十一節	町政	(九四)
第二十二節	名所舊蹟	(九八)
第二十三節	娛樂機關	(一〇一)

# 新 稚 内

## 第 一 章 總 說

### 第 一 節 北 海 道 史 略



北海道は本道及び千島列島より成り東經百三十九度二十分より百五十六度三十分に至り北緯四十一度二十一分より五十七度五十七分に至る。面積六千五百五十

五方里沿海一万余里南は津輕海峽を隔て、本州に對し、北は宗谷海峽を隔て、樺太に相臨み東南は太平洋、西は日本海北はオコツク海に面す。

千島列島は根室より東北に羅列する群島にして其北端は露領東察加に接す。

其の形狀は恰も鳳凰の天に翔るが如く渡島を頭部とし後志、膽振の二國を頸部とし、日高、十勝の一角を左翼に天鹽、北見の一半を右翼と爲し石狩の全部日高、十勝、天鹽、北見の大半を胴軀に、釧路、根室の二國を臀部に千島列島を其尾とするが如し。

### 過去の北海道

本道は往古蝦夷地と稱し「アイヌ」人種の占據せし所たり。和人の移住して拓殖の端緒を開きしは文治五年藤原泰衡の殘黨陸奥より渡島した

るに始まり、其後嘉吉三年松前氏の祖武田信廣南部より來りて大いに蝦夷を討ち遂に蠣  
崎氏を襲いて蝦夷地を統一し領主とせり。

### 松前藩時代

天文二十年松前氏四世武田季廣蝦夷と和し、爾後松前氏の聲威漸く蝦夷  
地に及びしが五世、慶廣に至り慶長四年を以て松前と改む。松前藩にて  
は蝦夷地を區分して藩主の直領及び藩臣の給所となし之れを請負人なるものに委託し、  
運上金を徴せしむ。請負人は「アイヌ」と交易し後には「アイヌ」を使役して漁業を營み漸  
時産物を増加せり。

### 幕府直轄時代

寛政十一年幕府は蝦夷地警備の必要より松前藩をして東蝦夷地を上ら  
しめ、文化四年遂に松前氏を轉封して蝦夷全地を幕府の直轄となし、  
函館に奉行所を置き擇捉島の開拓、和人の移住奨励、牧場開設、田畑開墾等を施設した  
るが、文政四年蝦夷地を擧げて更に松前藩に還與したり。安政二年幕府再び蝦夷を轄し  
寛政、文化の例に依り開拓を計り移民を勤め、道路を開鑿し諸種の事業を奨励し且つ最  
も農業に注意したるが、函館附近を始め長万部、岩内其他數ヶ所に農民を募集し三年間  
厚く扶助して開墾に従事せしむ、次いで安政六年蝦夷の一部を割きて仙臺、會津、庄内  
秋田、南部、津輕の六藩に賜ひ、各藩より移民して開拓に従事せしめたるも幕府募移の  
農民は扶助の期盡くると共に離散するもの多く、各藩より移住したるものも亦維新戦亂  
に依りて歸國するもの少なからざりき。

### 開拓使時代

其後明治元年四月に至り函館に函館裁判所を置き侍從、清水谷公考總督  
に土居能登守副總督に任ぜしが其翌月、函館府を建て、清水谷公考を知  
事とし、翌二年六月更に函館藩を置きて松前修廣を知事と爲す。同年六月更に蝦夷開拓  
總督を置き議定官、鍋島直正を總督に任ぜしも同年七月總督を廢し同時に開拓使を置き  
鍋島直正を長官に清水谷公考を次官に任じ次いで、島義勇、岩村通俊等を判官に任じ民  
部省中に設けたる署を大政官中に移し蝦夷を改めて北海道と稱し、十一ヶ國八十六郡と  
爲せり。

同年五月清水谷次官罷免となり、兵部大丞黒田清隆次官となり八月鍋島長官大納言に還  
り、東久世通禧長官に任ぜらる。此の年省府藩士族寺院に土地を分給して開拓せしめ、  
又從來の請負人なるものを廢し、札幌、根室、宗谷に農工民を移住せしめ爾後年々多數  
の移民有り。

同年十一月開拓使次官黒田清隆洋行し翌年六月米國農務局長、ボラシケフロン以下數名  
を雇聘し同時に器械及び動植物を携へて歸朝するや、専ら米國風に則りて諸般の施設を  
爲す。同年省府藩士族寺院の支配地を罷め翌五年に至り、向ふ十ヶ年間一千万圓を以つ  
て開拓使の定額となし大いに規模を擴め事業を興し開拓を進めたり。

然れども當時の移民は尙ほ永住の念乏しく、殊に省府藩士族寺院の募移に係る。士民の  
如きは其支配罷免と共に多くは退去し、又根室、宗谷等僻遠の地に募移したる農工民の

大部分は生活難の爲めに之れを札幌、小樽等に轉住せしむるの止むなきに至れり。而かも全道の上より見れば拓殖の業漸時進歩すると共に、戸口亦増殖し就中漁民にありては其保護薄かりしにも不拘、其利益多かりしを以つて各所に移住増殖し殊に資金の貸附ありし以來著しき發達を呈したり。

若し夫れ農業に至りては世人の頗る疑問とする所なりしにも不拘、膽振國有珠に於ける伊達邦成主従、石狩國當別に於ける伊達邦直主従、膽振國幌別及石狩國白石に於ける片倉國憲主従の如きは何れも開拓使の初期に移住し、一致團結忍耐刻苦遂に農業に依りて生計を爲し得るに至り、其他の農民中に在りても良好の成績を挙げ世人をして漸く北海道の農業に適するを認めしむるに至れり。而して開拓使設置四年目即ち明治五年の戸數一万七千六百二十三戸、人口八万八千九百一人なりしが開拓使の末期即ち、明治十五年には戸數四万三千六百七十二戸、人口二十四万九千九百九十一人に達したり。大正三年末調査の戸數八十六万九千五百八十二人、大正九年十月一日現在の戸數四十四万九千八百八十三戸人口二百三十五万九千九百七十七人に比し實に隔世の感なくんばあらず。

### 三縣時代

明治十五年二月開拓使を廢し全道を三分して、函館、札幌、根室の三縣を新設するや翌十六年より府縣より轉籍移住する者にして、無資産者に限り無賃渡航の便を與へ、且つ自營者には家作料又は種子料其の他の給與を爲し、又同年より府縣貧困の士族にして移住するものには一戸三百六十三圓を限度として食物、農具、

種子、家作料及運搬費を貸與し、札幌縣は毎年百五十戸函館根室の二縣は各五十戸宛を移し、該移住者には縣指定の區域に於て毎戸一万坪を割與して開墾せしめたるが、一般移住者も亦少なからず。

置縣四年目即ち明治十八年には全道の戸數五万七千五百五十一戸、人口二十七万六千四百十四人に達したり。

明治十九年函館、札幌、根室三縣北海道事業管理局を廢し更に北海道廳を置きて全道を統一せしむ。抑々本道は土地廣莫人民稀少にして諸種の事業容易に邊陲に及ばず、殊に三縣分治の制たるや主として府縣に依準したるものなれば、其の施設は多く本道の實情に適せず就中、拓殖事業に至りては其の弊最も甚だしく當に其の進歩を阻碍せしむるのみならず、却て退歩の趨勢を呈するに至れり。是れ政府が廢縣置縣以つて再び全道の施設を統一せしむるに至りし所以にして、以上本道の沿革を叙せるを以つて之れより町勢に入らん。

## 第二章 自然界

### 第一節 地界



## 位置

本道の北部に位し宗谷郡の西北端に在りて、稚内村、聲間村、及び抜海村の三ヶ村より成り、北緯四十五度二十七分、東經百四十一度三十九分に位す。東は宗谷村字マスホ、イ聲間村コエトイノ分水嶺を以つて村界を爲し、背後一体は天鹽國に界し東西北の三方は宗谷海峡に臨み、野寒布岬に突出す其面積凡そ三十一方里にして西に利尻、禮文の兩寶島を控へ、北方遙かに樺太に對し其青螺を煙波渺茫たる間に見る沿海線十五里十九町に及ぶ。

## 地勢

其地形東南より西北に長く稚内市街は野寒布半嶋の東岸に在り一大灣を隔て、東北宗谷岬と相對し、其形狀恰も兜の形を成し其間に大字聲間村ありて氣息恰も相通ず。

## 地質

地質は多く第三紀層シエールにして石炭、石油等有用なる礦物存在す。聲間川の流域に沿ふ原野を始とし其他概ね壤土、砂土にして地味肥沃なれば、改良を計るに於ては農耕地として有望なるは言を俟たず。

## 原野

殖民地として聲間村字上コエトイ、字マクンベツ、字サラキトマナイ、稚内村字クトネベツ、抜海村字ユーチ、字オンネトマナイ、字上ユーチ等の廣莫たる原野ありて移住民逐年増殖しつゝありて、上コエドイ原野は近來の區劃なれども、宗谷線工事着手後著しき發展を爲し既に戸數二百五十戸となり、サラキトマナイ原野は明治三十二年殖民地として區劃せられ、同三十六年基線道路開鑿同四十五年上ユーチ、上サ

## 沿革

ロベツ連絡道路の開鑿ありて愈々發展を來たし、現今百戸に及び將來益々有望視せらるユーチ原野は明治三十二年九月殖民地に區劃し現今戸數百戸以上、上ユーチ原野、オンネトマナイ原野等は近年區劃せられたるものなるも、農耕地として最適當なるを以つて既に上ユーチには百三十戸、オンネトマナイには六十戸の移住者有り。

(一)稚内村、稚内とは「アイヌ」語の「ヤムワツカナイ」より來り給水の意味を有す上屋(陣屋とも稱す)を設け村山傳兵衛初めて漁場請負人となり漁場を開き以つて開村せりと傳へらる。(漁場請負人とは漁場請負人となり漁場を開き以つて開村せりと傳ひらる)而して請負人と一定の税金を上納し或る漁區の支配權を得占せる一種の地頭の如きもの、漁民に漁權を貸付し其の收穫の二分を徵收せり、即ち二公八民の制なるを以つて之れを二八と稱し主として其の收穫を納めしむ。明治元年王政維新し大藏省函館産物局の直轄となり運上屋の制度を改め會所と唱ふに至れり。同年七月開拓使廳を置き八月蝦夷を北海道と改め國郡を分つに當り、宗谷郡に開拓支廳を置き同十二年七月宗谷村に郡役所を置きたるも爾後年々歳々稚内の發展するに及び、鯉漁場としての聲大いに揚り汽船來航の便開かれ遂に二十一年郡役所、警察署、戸長役場を宗谷村より移轉し、同二十三年七月戸長役場を廢し宗谷村と分村し同時に一級町村制を施行せられ以つて今日に至る。目下戸數千五百戸に及び宗谷線並に天鹽線全通後非常の發展

を來すへきは世人の等しく認むる所なり。

- (二) 聲問村、稚内市街を距る東方二里三丁の地點にあり、當部落は明治初年に於ては未開不毛の地にして只夏季に於て夏漁と稱し、海鼠、帆立貝漁に蝟集せるのみなりしが明治二十年佐藤重太郎始めて漁業土地貸付出願を爲し來村せり。同二十二年金清兵衛、三國富作の初めて鱈漁業に着手せしより漸次家屋の建築を見るに至れり。同二十八年市街區劃となり大正二年秋田木材株式會社聲問製材所、秋田木材株式會社、稚内電氣部發電所の設立を見、事業着手に懸るや俄然として長足の發展を爲す。尙ほ大正十年村井北部礦業所聲問石油鑛場の設立等に依り今や伸々乎として盛況を呈し、目下戸數市街四百戸原野三百戸を算するに至れり。秋季鮭建場として道内に知らる。
- (三) 拔海村、稚内市街を距る南西三里二十六町の地點に在り、天鹽國境迄四里二十九町ありて往年より鮭建場として知られ、明治二十五年鮭建場始めて着手せる漸次發展し今日には戸數百二十餘戸に至れり。
- 天鹽線の開通と共に上ユーチ、オンネトマナイ、等の原野を控むたる萩海は、長足の發展を來すや疑なし。目下原野の戸數約三百戸に上り逐年増加の傾向に在り。

## 第二節 水 界

河 川 本町第一の長流たる聲問市街の中央を流る、聲問川は流域二十里三十二町に及

び海に注ぐ、水利を利用して秋田木材株式會社製材所は木材の搬出を爲す。此の外マクンベツ、クトネベツ、ユーチ、ウエンナイ等諸川あるも、細流にして特記する程の事なし。聲問村に二沼あり小なるは市街東南の「コツクトー」と云ひ直徑約十町にして、大なるは「シユブン」沼と稱し周圍二里二十二町有り、マクンベツ川と聲問川の中間に在り二沼共に蜆の名産地として知らる。

## 港 灣

- (一) 稚内港は小樽港を距る百四十八海里、函館を距る三百二十二海里、網走を距る百五十六海里の位置に在り、錨地は野寒布岬の西南約三里の所にして水深五尋乃至七尋の個所を好錨地とす。底質は概ね盤質にして夏季の流行風(東南風)時には稍價值あれども冬季西北風強吹する時は波浪甚だ荒く錨泊亦困難なり。
- (二) 取ノ下港は稚内市街の背後にして潮流其の速度稚内港に比し、遅緩なれば冬季避難港として最も好適なり。
- (三) 聲問港は稚内港頭の連亘の所にして聲問河口修築成ると共に木材搬出として良港を成すは言を俟たず。
- (四) 稚内港灣築港は既に大正九年度より着手せられ、豫算二百七拾九万六千四百餘圓にして、南防波堤一千八百尺北防波堤五千百尺、此包容面積三十六万坪にして今や着々として工事進捗し、大正十五年までに竣工の豫定なれば竣工の曉は道内屈指の一大良港を成し、陸上交通機關の完備と相俟つて利尻、禮文兩島並に樺太、露領沿海州との連絡

は一層綿密の度を加ふるは明かなり。

### 海流と水溫

西北見の近海を流る、潮流に二あり、一を暖流とし一を寒流とす。暖流は對馬海流にして太平洋の北東貿易風に因る波流の台灣近海に至り自流となり、其の東岸に沿ひて北上し沖繩群島の西に沿ひて進み、一支を分ちて對馬海峽より日本海に入り同海の東部を北東に流れ、其の一部は津輕海峽に入り日高の沿岸に達し親潮と合す。他の大部分は本道西岸を洗ひ宗谷海峽西側に至り二派に分れ一派は樺太西岸に沿ひて北流し、一派は宗谷海峽を経て本道北岸に沿ひ南東に流れ更に二派に分れ、一は知床岬を迂回して根室海峽に入り一は千島列島の北西岸に沿ひて北方若くは北東方に流る、其の速度一日に二哩を越ゆる事あり。

寒流は樺太寒流にして「オコツク」海より樺太東岸に沿ひ南流し、其の一派は南東に流れ千島列島諸海峽を過ぎ親潮に合し、他の一派は宗谷海峽に至り二分し一は對騎海流と混じて北見の沿岸を洗ひ、一は暖流に逆行し海底流となりて宗谷岬を繞り天鹽沿岸を経て厚田邊に達すと謂ふ。

海流は其の流路附近の氣候に至大の影響を與ふるものにして、暖流の感化を受くる地方は氣溫高く降水多きを常とし、寒流は附近の氣溫を低下せしむ。而して寒暖計海流の離合相交錯する個所に在りては其の流域に回游する多數有用水族の去來集散多きを爲め水産業の隆盛を極むるは當然なり。

### 水利梗概

聲問川を利用して秋田木材株式會社聲問製材所は盛んに角材の運搬、製材の搬出を爲しつゝあり。尙ほ聲問市街の運送業者は小廻船に依り製材を天鹽港或は利尻、禮文の需用者に供給しつゝあり。近年聲問川河口修築の議喧しく現に第四十五議會に於ては、衆議院請願委員會に於て採擇となれり。

### 稚内港海運沿革

明治十六年以前は汽船の來航せるもの殆んど無く海路の交通は一に大和船に依れり、同年政府は時の共同運輸會社に命じ北見地方に汽船の航路を開かしめたるも只春夏の候のみにして、航海度數毎月多きも二回を出でざりき同十八年頃より社外船の航海漸時多きを加ふるに至り同二十一年小樽稚内間の航通汽船、紀の川丸は七十五噸他の二船は五十噸未滿の小船なりしも、同二十三年に至り北見天鹽運漕會社所有汽船、天鹽丸、北見丸の二船各百五十噸餘の姉妹船にて航海を爲しつゝあり、其後右會社は麻里汽船部の引受けとなり引續き航海を爲す。

其他小樽西谷庄入所有の北海丸百五十噸餘、加賀國高島丸二百噸の航海を見るに至り漸次大型汽船の入港するに至り、以前の小型汽船は遂に其姿を没するに至れり。斯くの如くして海運は漸時發達を來たし今日にては社外船の往來するもの十數隻の多きに及び、道廳命令航路に依る北海郵船株式會社は小樽稚内線(延長大泊)として大典丸を配船し、同斜里線には北見丸、銀山丸の二隻を配船し、藤山汽船部又命令航路として宗谷丸、甲丸の二隻來航しつゝ有り。

宗谷線の開通と相俟つて一章帯水の樺太との連絡は最も緊急を要する問題なれば屢々委員出札、上京し當局に陳情の結果漸く曙光を見るに至り、大正十二年度より開始せらるに至る可しと。

### 第三節 氣界

#### 序説

人事百般の事一として氣象と密接不可離の關係を有せざるはなく之れを商業に見るも、又漁業、農業、工業等にも其關係密接なるものにして、其の他衛生、土木治水、航海等に於ても豫め天象天候の變を察して之れに對する準備を講ずるは、社界公益上至大の利あるは言を要せず。稚内町に於て測候所設置方につき目下鋭意當局に運動しつゝ有り。

#### 氣温

緯度より見れば本道中の最低温なるが如くなるも暖流に緩和せられ、冬季は上川、十勝地方に比し遙かに高温なり。又極寒期は年に依り多少差異あるも概ね一月初旬より、二月下旬にして、極暑季は七月下旬より八月下旬なり。年中の平均温度攝氏十七度六(華氏六十三度七)最高温度平均攝氏二十八度(華氏八十二度四)最低温度平均攝氏零下十三度(華氏八度六)なり。

#### 雨雪量

初霜 十月初旬 終霜 五月上旬  
初雪 十一月初旬 終雪 四月下旬

降水量は年平均千百八十五耗(五ヶ年平均)にして本道中函館の千百八十七耗と相伯仲し札幌の千三百二十耗に比し百三十三耗少なく、又其の最も多きは一月二月にして此の季には「オコツク」海方面より北東風及び東偏風(俗稱ヤマセ)により送らるゝもの多く一ヶ月二百耗以上に達す。其の最少季期は七、八の兩月にして最小降水量一ヶ月十二耗なり

#### 風向風力

亞細亞大陸及びオコツク海に於ける高低氣壓に支配され無風の日甚だ少なきも、風力は十月以降二月迄の間を除く外は極めて微弱にして六、七兩月は吹風回数最も少なしとす。

而して風向は春夏季に在りては南又は南東の風多く、秋冬の兩季は北風最も多く北東風に次に次ぐ、即ち年中を通じて風向數最も多きは南風の百十回にして北風の九十二回之れに次ぎ、北東風及東風の三十九回、南東風の三十回の順位にあり。暴風日數は殆んど算するに日なく、網走の八十日、根室は百九十七日、壽都は二百八十七日なるに比すれば稚内には殆んど暴風なし。

## 第三章 人文界

### 第一節 人口戸數

人口戶數

明治四十年度		大正元年度	
戶數	人口	戶數	人口
一、八七三	四、七四四	一、八八五	四、八三三
男	二、四〇七	男	二、四〇七
女	二、三三七	女	二、四二六
計	四、七四四	計	四、八三三
大正十年度		大正元年度	
戶數	人口	戶數	人口
二、一五三	五、七四四	二、一五三	五、七四四
男	二、八〇〇	男	二、八〇〇
女	二、九四四	女	二、九四四
計	五、七四四	計	五、七四四

出生、死亡、死産、

年次	種別	出生	死亡	死産
大正元年	男	二四九	二八	一
大正五年	男	二二二	一四	一
大正十年	男	二二二	一四	一
大正元年	女	一九五	二八	一
大正五年	女	二二二	一四	一
大正十年	女	二二二	一四	一
計	計	四四四	五六	二

婚姻、離婚、

年別	種別	婚姻	離婚
大正元年	種別	七三	七
大正十年	種別	七三	七

選舉有權者

年別	種別	衆議院議員選舉有權者	北海道會議員選舉有權者	町會議員選舉有權者
大正元年	種別	三	二〇	一六
大正五年	種別	三	二〇	一六
大正十年	種別	三	二〇	一六

移住民來住者戶口調

年別	種別	戶數	人口
大正元年	種別	八	二二
大正五年	種別	八	二二
大正十年	種別	八	二二

移住民往住者戶口調

年別	種別	戶數	人口
大正元年	種別	三	三
大正五年	種別	三	三
大正十年	種別	三	三

職業別調

種別	明治四十年		大正元年		大正五年		大正十年	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
農業	3,000	9,850	3,000	10,450	2,900	10,870	2,870	10,870
工業	1,120	3,950	1,080	4,150	900	4,500	1,000	5,500
商業	330	1,500	310	1,500	290	1,250	360	1,600
漁業	900	4,800	790	3,900	870	4,100	720	3,600
庶業	1,050	4,900	1,350	5,500	1,550	6,300	1,800	7,000
労働者	1,000	2,500	1,100	5,000	1,100	4,900	1,100	4,900
其他	400	3,300	210	500	100	770	200	1,300
合計	7,800	28,800	7,850	30,700	7,650	28,700	7,550	28,800

第二節 官公衙

宗谷支廳 (位置 稚内町大字稚内本通南二丁目)

一、沿革 明治四年八月二十二日金澤藩の支配を開拓使に收め、開拓使出張所を宗谷郡宗谷村に置く。明治五年九月十四日開拓使出張所を廢し開拓使支廳を置き大山重之之れが主任たり。明治六年二月二十五日宗谷開拓使支廳を留前に移し宗谷に出張所を置く。

明治八年三月留前開拓使支廳を廢して本廳の管轄に併す。明治十二年七月宗谷外三郡(枝幸、禮文、利尻)役所を宗谷村に置く。明治十五年二月八日廢使置縣の結果、宗谷外三郡役所は札幌縣の所管となる。明治十九年一月二十六日廢縣置廳の結果道廳の所管に屬す。明治二十一年九月宗谷外三郡役所を移し、明治三十年十一月五日官制の改正に依り郡役所を廢して北海道廳宗谷支廳と改め宗谷、枝幸、禮文、利尻の四郡を管轄し現在に至る。

二、分科 一、第一科(庶務、教育、兵事、統計、歳入、歳出)

二、第二科(拓殖、勸業、土木)

三、官吏數

四、廳舎建築、大正元年

五、歴代支廳長の氏名、在職年數

第几次	氏名	在職年數
第一次	緒方益井	宗谷外三郡長トシテ就任三十年支廳長トナル
第二次	松村勇之進	自明治三十一年五月至同三十五年四月
第三次	松方勇助	自同三十五年四月至同三十九年十二月
第四次	前田正義	自同三十九年十二月至同四十二年五月
第五次	前田憲	自同四十二年五月至同四十二年十二月

- 第六次 山上 鎮八郎 自明治四十三年三月 至大正元年八月
- 第七次 山川 一太郎 自大正元年八月 至同 六年九月
- 第八次 鹽川 奎造 自同 六年九月 至同 十年四月
- 第九次 吉川 重治 現任

稚内區裁判所 (位置 稚内町本通南三丁目)

一、沿革 草 明治三十年二月一日開廳宗谷、枝幸、禮文、利尻の四郡を管轄し、札幌地方裁判所の管下なりしも大正五年八月十五日旭川地方裁判所の開廳に伴ひ其の管轄に轉屬す。大正八年七月一日名寄區裁判所の新設と同時に管轄變更に依り枝幸郡は同區裁判所に編入され、代つて天鹽郡其の管轄となる。

現在稚内區裁判所出張所は香深、鴛泊、天鹽の三ヶ村に在り。

- 二、分科 イ、裁判所(民事、刑事、登記、庶務、會計)
- ロ、検事局
- 三、官吏數 裁判所 六名 検事局 三名
- 四、廳舎建築 明治四十四年五月十七日火災のため廳舎焼失し假廳舎を設く、同年十二月一日現在の廳舎に移轉す。
- 五、歴代判事、檢事の氏名、在職年數

判事

- 第一次 川井 正巳 明治三十年
- 第二次 本 田 督 同 三十一年
- 第三次 神 岡 健藏 同 三十一年
- 第四次 原 忠次郎 自明治三十二年 至同 三十五年
- 第五次 佐々木 鐵藏 自同 三十六年 至同 三十八年
- 第六次 佐久間 正親 自同 三十八年 至同 三十八年
- 第七次 本 山 謙 自同 三十八年 至大正二年
- 第八次 山合 龜次郎 自同 三十八年 至大正四年
- 第九次 寺 崎 福彦 自同 三十八年 至大正六年
- 第十次 高橋 伊三郎 自同 三十八年 至大正九年
- 第十一次 橋 倉 次雄 自同 三十八年 至大正十年
- 第十二次 久我 善四郎 自同 三十八年 至大正十一年
- 第十三次 原 繁 雄 自同 三十八年 至大正十一年
- 第一次 鳥羽 勝熊 明治三十一年

檢事

第二次	澁谷十郎	自明治三十二年 至同三十五年
第三次	高橋重作	自同 至明治四十年
第四次	酒井陳平	明治四十年
第五次	錦野玉次	同 年
第六次	大和田三竿	明治四十一年
第七次	黒澤太郎	自明治四十二年 至同四十四年
第八次	須賀芳則	自明治四十四年 至大正二年
第九次	飯野五郎	自大正二年 至大正三年
第十次	佐藤久三郎	自大正三年 至同八年
第十一次	松岡新造	自大正八年 至同十年
第十二次	丸茂榮五郎	自大正十年 至同十一年
第十三次	千葉良胤	自大正十一年 現任

宗谷稅務署

(位置 稚内町大字稚内辨天通)

一、沿革 明治二十九年十月勅令第三三七號稅務管理局官制に依り三十年四月一日札

稅務管理局の開廳と同時に宗谷稅務署を宗谷郡稚内町に設置し、從來宗谷外三郡役所に於て管掌せる國稅事務を管掌し宗谷、枝幸、利尻、禮文の四郡を管轄す。明治三十五年十月官制改正の結果札稅務監督局の管轄となる。

二、分科 イ、關稅 ロ、直稅 ハ、庶務

三、官吏數 大正元年度 屬七名 雇二名 大正五年度 屬八名 雇三名 大正十年度 屬九名 雇四名

四、廳舎建築 明治四十四年十二月

五、歷代署長の氏名、在職年數

第一次	堀内富保	自明治三十年四月 至不
第二次	川又忠元	自不 至不
第三次	三輪伯邦	自明治三十六年三月 至同三十九年三月
第四次	江口玉吉	自同 至同
第五次	桂川錦之進	自同 至同
第六次	安孫子忠治	自同 至同
第七次	池田直臣	自同 至大正元年八月



第八次	長多八郎	自同	年同月
第九次	達藤孫之丞	自同	年同月
第十次	西谷彪逸	自同	年同月
第十一次	江良重太郎	自同	年同月
第十二次	江藤慶一郎	自同	年同月

宗谷警察署 (位置 稚内町大字稚内本通南一丁目)

一、沿革 明治十七年二月増毛警察署宗谷分署を宗谷郡宗谷村に設置し、從來郡役所に於て取扱ひ來りし警察事務を管掌宗谷、枝幸、禮文、利尻の四郡を直轄す。明治廿年五月各郡役所所在地に警察署を各戸長役場所在地に分署を設置し、郡長戸長をして署長分署長を兼任せしむるととなり宗谷分署を廢して宗谷警察署を置く。同時に香深村に香深分署を、鬼脇村に鬼脇分署を置き、明治二十一年九月宗谷警察署を稚内町に移す。明治二十五年三月枝幸村に枝幸分署を置き、明治三十五年五月鴛泊村に鴛泊分署を設けし。大正二年五月之れを廢して鬼脇分署の管轄に併す。宗谷警察署は現在宗谷一郡を直轄し、枝幸、香深、鬼脇の三分署は其所屬たり。

二、分科 イ、高等 ロ、會計 ハ、刑事 ニ、庶務 ホ、衛生

一、司法 ト、外勤

三、官吏數 大正十年十二月末現在 警部一名 警部補一名 巡查二十六名  
大正十一年八月末現在 警部一名 警部補一名 巡查三十名

四、廳舎建築 大正元年九月二十日

五、歴代署長氏名、在職年數

第一次	伊藤健	自明治十七年二月	至同二十年九月
第二次	江藤保脇	自同二十年九月	至同二十一年十二月
第三次	種市浩曾	自同二十一年十二月	至同二十二年三月
第四次	黒武忠左衛門	自同二十二年三月	至同二十三年二月
第五次	清水文敏	自同二十三年二月	至同二十四年九月
第六次	朝倉浩	自同二十四年九月	至同二十六年六月
第七次	稻吉綱五郎	自同二十六年六月	至同二十八年九月
第八次	品川篤太郎	自同二十八年九月	至同二十九年十月
第九次	松宮貞次郎	自同二十九年十月	至同三十一年五月
第十次	三上常和	自同三十一年五月	至同三十二年二月

第十次	米子 教明	自同	三十二年二月
第十次	高木 秀	自同	三十三年二月
第十次	松本 徳次郎	自同	三十四年十二月
第十次	中野 正茂	自同	三十九年六月
第十次	吉安 政太郎	自同	四十一年二月
第十次	成田 本一	自同	四十一年十月
第十次	田中 哲柱	自同	元年八月
第十次	沼能 直一郎	自同	三年二月
第十次	南崎 間	自同	九年九月
第十次	日吉 幾四郎	自同	八年六月
第十次	現任	自同	八年六月

宗谷營林區分署 (位置 稚内町本通北六丁目)

一、沿革 明治五年札幌本廳宗谷支廳の管轄に屬せるも明治十四年開拓使札幌本廳に地理科を新設せらるゝや山林係留前派出所の所管となれり。同十七年三月派出所を廢して本地方一帯を第五林區とし留前に第五林區留前事務所を置き其の所管に移れるも同十九年縣を廢して道廳を置き山林事務は土木課に移り山林係に於て管掌す、同年四月森林

事務は郡長に委任せられたる結果増毛郡長兼務するに至れり。

同二十四年七月森林事務は地理課に移り増毛派出所稚内分遣所事務を管掌するに至れるも、同二十五年十一月地理課を廢して森林事務を宗谷郡長に委任す。同三十年四月森林監守規則を定め稚内村に森守監守を配置して宗谷郡全体の森林保護に従事せしむ。同年十一月官制の改革によりて郡を廢し稚内に宗谷支廳を置き森林行政事務を委任す。同三十五年十一月北海道廳殖民部林務課派出所を稚内に置き森林に關する事務一切を取扱ひ宗谷及稚内に森林監守を駐在せしむ。同三十八年官制改革によりて林務、林政の二課を置き全道森林行政事務を總理し斯くして明治四十一年に至り、帝國議會の協賛を経たる北海道森林整理案の實施せらるゝに及び同年六月宗谷殖民部林務課派出所を廢して、網走營林區署の下に稚内に宗谷營林區分署を置き宗谷、禮文、利尻三郡内に於ける森林に關する事務一切を管掌す。爾來變更なく今日に至る。現在管下たる保護區員駐在所は左の如し。

宗谷郡 稚内、抜海、聲間、中聲間、上聲間、尻臼、知來別、鬼志別、猿拂、淺茅野、上猿拂

利尻郡 鴛泊、石崎、鬼脇、仙法寺、杏形

禮文郡 香深、船泊

二、分科 庶務、會計、賣貨、營林

三、官吏數 大正十年度末、屬二名、技手四名、雇四名、主事十六名、(欠員二名)  
 四、廳舎建築 明治四十五年二月  
 五、歴代署長の氏名、在職年數

第一次	榑谷榮吉	自明治四十一年六月至同四十五年六月
第二次	三上良知	自同四十五年六月至大正二年五月
第三次	白木秀之丞	自同二年五月至同五年四月
第四次	高橋榮造	自同五年四月至同八年八月
第五次	須澤傳介	自同八年八月至同七年一月
第六次	長崎箭一	自同七年一月至同十年六月
第七次	中條利工	自同十年六月至任

稚内郵便局 (位置 稚内町本通り北三丁目)

一、沿革 明治九年一月二十五日始めて宗谷郡宗谷村に郵便局を設置せられ、宗谷郵便局と稱し明治十九年四月三十日三等局に指定せられたり。明治廿一年十一月之れを稚内町中通一丁目一番地に移し、稚内郵便局と稱し明治二十四年一月一月稚内郵便電信局と改稱し、明治三十三年二月一日二等局に昇格し、明治三十六年四月一日再び稚内郵便局と改稱、明治四十四年五月十七日當町大火の際局舎亦類焼せるを以て一時南濱通に假局

舎を設け、大正元年十二月十日現廳舎たる本通北三丁目二百十八番地に移轉し大正八年五月十五日一等局に昇格す

各種事務の開始年月日

郵便 明治九年一月二十五日

小包郵便 明治二十九年七月一日

電信 和文 明治二十四年一月一日  
 歐文 明治二十五年八月二十一日

爲替 通常 明治二十四年一月一日

電信 明治二十五年二月一日

外國 明治二十五年七月十日

貯金 明治二十四年二月十六日

電話 大正四年十二月二十六日

郵便集配區の改廢

一般郵便事務開始以來、郵便集配區の改廢數度ありしも、現在にては市内取集二區、配達二區、市外六區なり。

二、分科 イ、庶務會計係 ロ、郵便部 ハ、電信部 ニ、電話部

三、職員數 イ、書記十名 ロ、書記補十六名 ハ、事務員二四名 ニ、交換手五名

(大正十年十二月末現在)

四、應舎建築 大正元年八月

五、歴代局長氏名、在職年數

第一次	烏畑兵之助	自明治三十三年二月十日	至同三十五年三月三十一日
第二次	重野初太郎	自同三十五年三月三十一日	至同三十八年三月四日
第三次	坂口光重	自同三十八年三月四日	至同三十八年三月二十三日
第四次	和田苗四郎	自同三十八年三月二十八日	至同三十八年七月六日
第五次	佐伯正則	自同三十八年七月六日	至同三十九年四月二十五日
第六次	古屋濤太郎	自同三十九年四月二十五日	至同四十三年三月三十一日
第七次	大山福藏	自同四十三年三月三十一日	至大正四年八月二十日
第八次	小竹幹三郎	自同四年八月二十日	至同六年二月二十二日
第九次	島川太郎	自大正六年二月二十二日	現任

稚内燈臺 (位置 稚内町大字稚内ノシヤツブ)

一、沿革 明治三十三年宗谷郡稚内町大字稚内字野寒布北緯四十五度二十七分、東經百四十一度三十九分の地點に設置、同年十二月十日より點燈及霧警號を開始し、艦船航

行の安寧を保護示導す。燈火は三重心石油燈を採用し三等白色二連閃光燈にして其の光力五万四千三百四十燭光、水面よりの高さ十三丈八尺光達距離十八海里にして、眞方位北二十一度二分四十秒、東より北五十度十九分二十秒、西まで二百八十八度三十八分間に於て毎十五秒を隔て五秒時の間に二連閃光を發す。大正四年七月燈器改良工事に着手し、同月同日落成現在燈器「チャンス」貳拾五万燭光に變更し、石油消費量の減少と燭光の増大とをなせり。霧警號は「ウ井ンターチュル」貳十二馬力石油機關にて空氣壓搾唧筒を回轉し空氣罐に貯氣をなし、霧、雪、雨其他溟濛の天候に際し晝夜間の別なく毎に分時に低調一聲、高調一聲を連吹す。

明治四十一年一月一日より船舶通過報及船舶信號報の取扱を開始す。之れ本道に於ける通過報を取扱ひし最初の燈臺なり。

- 二、官吏數 五名
- 三、應舎建設 明治三十三年十二月
- 四、歴代看守長の氏名、在職年數
  - 第一次 小川定雄 九ヶ月
  - 第二次 富田清 三年十ヶ月
  - 第三次 北住確三郎 二年十ヶ月

第四次	山中茂樹	三ケ年
第五次	推原國徳	四ケ年
第六次	鈴木幸太郎	三ケ年
第七次	黒澤利七	一年二ケ月
第八次	霜越勝三郎	一ケ年
第九次	大石梅吉	一年一ケ月
第十次	甲斐要藏	三ケ月、大正十年十二月現在

稚内築港事務所 (位置 稚内町北濱通五丁目)

一、沿革 明治二十一年北海道廳技手三上源藏始めて深淺の測量を行ひたるに其の端を啓き、其の後明治四十二年北海道廳技手野口秀一をして更に精査實測を爲さしめたり明治四十三年時の長官河島醇本道拓殖十五年計畫を確立するや總工費二百五十万圓を以つて本港修築工事を實施することとなり、他の七港と共に之れが修築費を豫算に計上せらるゝに至れるも、大正六年に至り時の長官俵孫一拓殖計畫の改訂を企つるや本港勢力圏内の開發は鐵道の速成を以つて、寧ろ港灣修築に先すべきものと認め修築は暫く之を後日の施設に俟つことに變更せらるゝに至れり。然るに大正八年時の長官笠井信一本道拓殖計畫促進の計を樹つるに當り、本港の修築費を計上し之が速成を圖ることに決し北

海道廳築港顧問工學博士廣井勇の指導の下に北海道廳技師伊藤長右衛門をして更に調査研究を遂げしめ、仍ち現在の設計を立案し第四十三議會の協賛を経茲に始めて大正九年八月十七日起工し着手するに至り大正十六年三月三十一日を以つて竣功の豫定なり。計畫の概要左の如し。

- 一、防波堤 四、四〇〇尺
- 内繋船岸壁 六〇〇尺
- 一、防砂堤 一、八〇〇尺
- 一、被覆面積 三六〇、〇〇〇坪
- 一、工費豫算 二、七九六、四一〇圓
- 二、分科 イ、庶務係 ロ、工務係
- 三、官吏數 拾壹名 (大正十一年八月十三日現在)
- 四、廳舎建築 大正十年十一月
- 五、所長の官職氏名 北海道廳技師、古山癸一、大正九年八月十七日現職拜命今日に至る

水産試験場宗谷支場 (位置 稚内町本通北二)

一、沿革 明治四十三年四月一日北海道水産試験場員稚内駐在所を稚内町に設置し、其の分擔區域を網走、宗谷、増毛(現今留萌)の三支廳管内と定め、同年十一月二十二日

開應水産技師兼技手一名、技手二名水産技手一名駐在し、漁撈、製造、養殖の試験、實地指導、漁業並に水産製造の取締其の他水産技術に關する事項を管掌す。大正五年四月北海道水産試験場員稚内駐在所を北海道水産試験場宗谷支場と改稱し今日に至る。網走は大正五年根室支場開設と共に分離す。

- 二、分科 イ、漁撈 ロ、製造 ハ、養殖 ニ、庶務 ホ、會計
- 三、官吏數 技師一名、技手一名、産業技手二名、雇一名、定夫二名
- 四、廳舎建築 開設以來宗谷支廳々舎内に於て事務を執りつゝありしも漸次狹隘を來たし
- 五、歴代場長の氏名、在職年數

- 第一次 森 房次郎 自明治四十三年十一月三十日 八ヶ年  
至大正六年二月
- 第二次 岩 本 正 孝 自大正六年二月二十六日 三ヶ年  
至大正八年五月五日
- 第三次 北川 克 郎 自大正八年五月二十日 現任

稚内税關監視署 (位置 稚内町北濱通四丁目)

一、沿革 明治三十二年四月函館税關の下に稚内税關監視署を稚内町に設置し、北見國(禮文、利尻二郡を除く)沿岸一圓の税關警察に關する事務を管掌す。

一、監視署長、現任川崎勝太郎

稚内電信電話技術官駐在所 (位置 稚内町大字稚内本通北三丁目)

一、沿革 明治三十年七月開應し稚内天鹽間、稚内幌内間、稚内音威子府間、稚内、利尻、禮文間に於ける一般電信電話線路及び機械並に機械試験事務を管掌す。大正十年より臨時電信電話建設局札幌出張所員稚内駐在所兼務となる。

二、所員數

- 大正元年度 通信技手二名 通信工手一名 通信工夫十一名
- 大正五年度 通信技手二名 通信工手一名 通信工夫十一名
- 大正十年度 通信技手四名 通信工手五名 通信工夫十七名 通信職工二名
- 三、廳舎 明治三十年七月開應より同四十四年五月十七日(大火災)まで稚内町大字稚内南濱通一丁目に廳舎建設獨立たりしが其後便宜稚内郵便局廳舎内にて執務なしつゝあり。

四、歴代主任の氏名、在職年數

- 第一次 杉 田 茂 育 明治三十年 在職九ヶ月
- 第二次 兼 田 智 祐 明治三十一年 同七ヶ月
- 第三次 馬淵 信次郎 明治三十六年 同四年四ヶ月

- 第四次 竹内清太郎 明治三十七年 同九ヶ月
- 第五次 塚越喜馬太 明治三十八年 同一年三ヶ月
- 第六次 岡崎定吉 同 年 同九ヶ月
- 第七次 屋代匡 明治四十一年 同四ヶ月
- 第八次 香山金四郎 明治四十二年 同一年
- 第九次 中西金吾 明治四十三年 同一年
- 第十次 杉本彌一 大正元年 同三年
- 第十一次 中川一 大正二年 同一年六月
- 第十二次 坂本恭平 大正八年 同五年六月
- 第十三次 林傳吉 大正八年 四月以降現任

五、電信電話線路

區内電信線路 亘長 九十里二十町餘

延長 四百〇五里十二町餘

市外電話線路 亘長 十九里三十五町

延長 十九里三十五町

稚内市内電話線路 架空課線路 亘長 一里十町餘

延長 十一里十二町餘

架空ケーブル 亘長 十町十五間餘

延長 二十里三十二町餘

六、機械

磁石式百人付單式交換機 三台

試驗分線盤 二台

七、工事概要 (大正十一年度中新設工事)

中頓別特設電話加入者 六十名

濱頓別特設電話加入者 五十名

杓形特設電話加入者 五十五名

稚内特設電話増設加入者 四十名

濱頓別、下頓別、中頓別間市外電話線

天鹽、雄信内局電信電話事務開始

稚内尋常高等小學校 (位置 稚内本通南一丁目)

一、學校の位置 稚内町本通南一丁目に在り背後に月照山在り前面洋々たる宗谷海峽を眺

望す

一、創立 明治二十一年五月中村齡助校主となり仲通一丁目に在りし宮本佐與治所有

の間口三間奥行五間の草小屋を無賃にて借り受け村費より月額金五圓の補助を得教員笹原翠を招聘して授業を開始せり。之れ宗谷郡に於ける普通教育の濫觴なり。當時の児童數約三十名にして授業料の収入少なく經費嵩みて維持に困難を來たしたる結果數ヶ月間休校の止むなきに至れり。同二十二年四月佐賀徹郎之れを再興し舊税庫を校舍に充て北見學舎と稱し授業を開始せり。同年十一月十八日官許を得て公立稚内小學校を創立するに至り教員佐藤兵次郎札幌より赴任し開校の式を舉行す。

一、創立當時の状況 稚内町草創として古き歴史を有するも文物制度未だ備はらずして不毛の域を脱せず學校教育の何んたるやも解せざりしが、明治聖代の惠澤に依り明治二十二年十一月十八日當時仲通に在りし舊税庫を修理なし辛うじて官許小學校修業年限三ヶ年簡易教育を施すに至れり。未だ人智發達せざる當時とて相當の苦辛を爲したる由なり因に記す當時宗谷枝幸兩郡にて戸數三百四十六戸、内稚内村二百二十戸聲間村十戸、宗谷村五十三戸、枝幸郡六十三戸にして兩郡村費の總額金八百七十餘圓なりしと云ふ。

一、沿革の概要 創立當時は校舍建坪四十三坪半なりしも明治二十三年二十六坪を増築す明治二十四年十月尋常科併置同年勅語謄本奉戴し、同二十五年聲間、宗谷、尻臼の三分校を設置す。明治二十六年四月尋常小學校となる。同二十八年修業年限三ヶ年高等科併置し同年九月現校舍敷地に校舍新築に着手し同二十九年一月竣工移轉す。學級數五同年八月五日、御影奉戴同年十一月一般篤志者の寄附に依りて御影奉置所新築並に器具、器械

書籍の講入を爲す。同三十年始めて學校醫を置く、同三十一年十二月抜海分校を創設し同三十三年十二月潤内分校を設置す。同四十一年十月二十日戊申詔書寫本下附さる學級數十三、同四十四年二月二十七日教授訓練見る可きものありとて時の北海道廳長官より表彰状と共に金百圓を授與せらる。同年五月十七日山火延焼の爲め校舍全部烏有に歸す同四十五年四月中舊位置に校舍新築今日に至れり。職員二十名、兒童數千二百名。通學區域は稚内市街地を中心として野寒布よりクサンルまでにして戸數千百戸なり。

一、校地校舍坪數 校地坪數 二千三百五十五坪  
校舍建坪 八百四十五坪五合

一、歴代校長氏名、在職年數

- 第一次 岩谷直次郎 自明治二十六年九月三ヶ年 至同二十九年四月三ヶ年
- 第二次 山本貞成 自同三十年九月一年半 至同三十一年九月一年半
- 第三次 赤川運吉 自同三十一年九月一ヶ年 至同三十二年二月十五ヶ年
- 第四次 横山浩 自同三十二年四月十五ヶ年 至大正二年四月十五ヶ年
- 第五次 高島穗平 自同九年七月八ヶ年 至同九年十二月八ヶ年
- 第六次 小達子勝藏 自同九年十二月 至同九年十二月

稚内實業補習學校は明治三十九年十月より稚内小學校内に開設す。



聲問尋常高等小學校 (位置 稚内町大字聲問村)

一、學校の位置 聲問村市街の西北に位し背後に稚内停車場に至る宗谷線鐵道線路あり、前面遠く樺太島を眺め野寒布岬に相對せり。稚内町役場に至る約二里ありて、大沼小沼には十餘町にして通ず。

一、創立 明治二十三年聲問川渡船守佐藤重太郎の傭人某、少しく文字あるを以て村内兒童六名を集め簡易なる寺小屋的教授しつゝありしが、神磯山田采磨其の不完全にして且つ學齡兒童の有りに就學せざるを慨き成田與之助と謀り、時の宗谷郡各村戸長齋藤兵衛に説き校舎の新築と有資格教員招聘の議容るゝ所となり、寄附金並に道廳の下賜金七拾圓と合して新築したり。同二十五年十一月十日稚内小學校聲問分校として竹村宗孝赴任し教授し當時二十七八名の兒童なりき。

一、創立當時の状況 當時村民の向學思想乏しく就學せしむる事を嫌忌せる傾向有るを以つて、山田采磨、竹村宗孝等頻りに督勵して登校せしむるの狀態に在りしかば教授訓練上多大の苦心を要せり。校舎總建坪三十一坪五合なりき。

一、沿革の概要 明治二十五年十一月十日稚内小學校分校として創立され、同二十七年十月二十五日教育勸語謄本奉戴、同二十八年六月尋常科四學年設置認可を得同二十九年五月補習科二年併置す。同年十一月廿一日御彰奉戴するの榮を得たり。明治三十四年四月

一日獨立し公立聲問尋常小學校と改稱するに至れり。當時校舎狹隘を告げ腐朽甚だしく且つ校地濕潤にして健康に適せざるを以つて、敷地移轉校舎新築の計畫を樹て同年十一月二十一日現在の地に現在の校舎の新築を見るに至れり。當時兒童數男五十三名女二十四名の多きに達す。同三十九年四月二學級となり其後逐年兒童數増加し同四十四年四月已に百六十名を算するに至りしかば、其の筋の認可を得て三學級となす。同年九月二十七日戊申詔書を奉戴す。大正四年學級増築の上四學級に編成す。本校卒業生中高等科へ入學者逐年増加するより數年來村民有志間に本校に高等科併置せんとして種々奔走あり同九年十二月有志連名して稚内町に請願し翌十年一月の町會豫算會議の際當村出身の町會議員白井仁作大いに論ずる所ありしも經費の關係上同年の豫算に入れられず、十一年度より併置のことに豫算決議せられ而して大正十一年四月十日附を以て二ヶ年の高等科併置認可せらる。高等科教室建築費及び備品等全部村民有志の寄附に依り成る。目下學級數五にして通學區域聲問村三百五十戸、兒童數三百五十名なり。本校附屬として下聲問特別教授場大正五年五月創立し兒童三十名を有す。

一、校地校舎の坪數 校地坪數 五千八百二十四坪  
校舎建坪 百八十六坪七合五勺

一、歴代校長の氏名、在職年數

第一次 竹村宗孝 在職二年四ヶ月

- 第二次 上田吉太郎 十五ヶ年四月
  - 第三次 邑山小四郎 九ヶ月
  - 第四次 堀井正吉 四年八月
  - 第五次 堀井庄司 一年九月
  - 第六次 十倉郁 二年二月
  - 第七次 岡部輝雄 二年七月
  - 第八次 對馬榮六 現任
- 因に高等科設置經費寄附金總額 金二千五百余圓

潤内尋常小學校 (位置 稚内字潤内)

一、學校の位置 稚内町市街の背後を繞る月照山を背にし稚内町大字稚内字ルエベンルモウロンナイの分界境に在り茲を通稱西稚内と言ふ。種々の傳説を有する龍神沼には十町にして達す。前面茫莫たるオコツク海に接し近く雄峯利尻富士の眺望を恣にし稚内に至る約二里。

一、創立 明治三十三年部落有志吉田岩吉、上野榮三郎等兒童に對し學習機機の無きを嘆じ、學舎創立に奔走し金五拾圓の寄附金を募り漁場の廢屋を買ひ入れ時の町長と謀り稚内小學校分校として同年十二月二十八日設立認可を得たり。

一、創立當時の狀況 校舎として充つ可きものは廢屋に大修理を加へ總建坪二十八坪にして不完全極まる物なりしなり。當時兒童數は男四十名女十五名にして、經費は一ヶ年三百五十圓内外なりき。

一、沿革の概要 明治三十三年十二月二十八日稚内小學校分校となりしも同三十四年三月一日獨立して潤内尋常小學校と改稱す。同三十六年漸次兒童増加し校舎の狹隘を告げるを以つて部落有志者の寄附金並に町費の補助を得て現在の敷地を購入し同年十月總建坪七十二坪五合の校舎を新築す。同四十年兒童數頓に増加し更に狹隘を來たしたるを以つて、時の町長泉田正成、部落有志澤田信吾、澤田住藏、山本新藏等東奔西走して一般寄附金千三百四十八圓七十錢を募集し、教室、便所、物置等増築新増を爲し其後千五百圓を以つて、器具器械書籍等を購入し稍諸設備の完全を達せり。通學區域は稚内町字「野寒布」を界とし其南より字「クトネベツ」川を界とし戸數約二百五十戸、兒童數目下二百三十名職員四名なり。大正六年十月十六日 御影奉戴す。

一、校地校舎の坪數 校地坪數 千四百八十九坪  
校舎建坪 百八十坪五合

一、歴代校長の氏名、在職年數  
開校當時の校長氏名不明なるも明治三十八年八月二十二日現任校長、二階堂與市任命せられ在職十八ヶ年の今日に及べり。

拔海尋常小學校 (位置 稚内町大字拔海村)

一、學校の位置 稚内町の西南に在り天鹽山脈を背に負ひ、東は「クトネベツ」「サラキト マナイ」に連り、前面海を隔て、利尻禮文の兩島を望み突出したる拔海岬は西北隅に望み見ゆ。稚内町に至る三里二十六町の里程あり。

一、創立 明治二十五年始めて練建網の着手さるゝや來住者逐手増加し來たるも何等兒童教育の機械なきを憾み、時の本派本願寺説教所僧侶平山某に托し寺小屋的教育を施せしも種々の弊害生ぜしを以つて、石川喜平衆に先んじ東奔西走時の組長辻井佐太郎及び伍長等と相圖り分校設立方を時の齋藤戸長に交渉し、寄附金參拾有余圓を募集し一の茅屋を購入し修理を加へ漸く同三十一年十二月一日稚内小學校拔海分校設立の認可を得たり。

一、創立當時の状況 校舍其他總てに不完全なる上就學兒童督勵等にて一方ならぬ苦心を要せり、當時は履教員横山直在職し兒童數僅かに二十名内外なりき。  
一、沿革の大要 明治三十一年十二月一日稚内小學校拔海分校となりしも同三十四年一月獨立し公立拔海尋常小學校と改稱し三浦直治校長として赴任す。之れより先き同三十三年一月十八日勅語贈本を奉戴す。同四十年愈々校舍腐朽し且つ狹隘を告げたるを以つて部落東北丘陵下の共有地中三千六百八坪を學校敷地に變更手續認可を得、内三百余坪

に土砂盛をなし總建坪七十余坪五合工費千五百余圓を以つて校舍を新築し、村民の寄附金四百余圓にて之れと同時に教員住宅並に下水工事等を爲す。翌年四月より二學級と爲す。同四十三年九月十日戊申詔書奉戴し、大正四年十一月六日 御影奉戴す。通學區域戸口約百二十戸にして目下兒童數百二十名に達せり。

一、校地校舍の坪數 校地坪數 三千六百〇八坪 校舍建坪 七十四坪五合

一、歴代校長の氏名、在職年數

第一次	三浦直治	自明治三十四年一月	至同三十五年八月
第二次	中根兼雄	自同三十六年八月	至同三十八年四月
第三次	加須屋武吉	自同三十八年四月	至大正三十八年五月
第四次	鎌田長五郎	自大正三十八年五月	至現任三十九年六月

更喜苦内尋常小學校 (位置 聲問村字更喜苦内)

一、學校の位置 稚内町を隔る三里二十二町の地點にして廣莫たる更喜苦内原野の中央部に位し背面は遠く大字聲問村、大字拔海村の分水嶺をなし、前面は廣濶たる丘陵を眺望す。

一、創立 更喜苦内原野の發展に伴ひ漸く學齡兒童の増加を來たし明治三十七八年頃より部落有力者本田定治並に野田義教の兩氏之等兒童のために小學校の設置なきを憂ひ當時の稚内町長に再三謀りしも當時の現狀として町經濟上公立設置の見込なきを遺憾とし、兩氏は更に奮起して部落民と協議し各其の經費を據出負擔し同三十八年四月校舍建築成るに及んで、更に町理事者に對し同建築物寄附の件並に開校の議を請願せり。翌三十九年四月十七日を以つて公立更喜苦内簡易教育所として創立を見る。

沿革の概要

- 一、明治三十九年四月十七日開校
- 一、同四十年十二月二日教育勅語謄本奉戴す
- 一、同四十三年七月十七日校地變更校舍移轉落成す
- 一、同四十四年五月十七日山火延焼の爲め校舍校具全焼す
- 一、同年九月二十七日成申詔書寫本一通下賜さる
- 一、同年十月三十日校舍新築落成す
- 一、大正六年四月一日公立更喜苦内尋常小學校と改稱す
- 一、通學區域稚内町大字聲間村字サラキトマナイ一圓一八六百七十四坪を以て、通學區域を擴張す
- 一、児童數 開校當時十八名 目下八十三名

一、校地校舍坪數 校地坪數 三千坪 校舍建坪 五十坪五合

一、歴代校長氏名、在職年數

第一次	山田 大助	自明治三十九年四月至同四十一年五月
第二次	印 藤 職	自同四十一年五月至同四十二年三月
第三次	恩 田 靜 増	自同四十二年四月至大正六年六月
第四次	鎌田長五郎	自同六年十月至同十年十月
第五次	山 木 林 藏	現任

勇知尋常小學校 (位置 大字抜海字勇知)

一、學校の位置 勇知原野第五線三十五番地に在り前面は一帶の勇知平原を一目千里の裡になし、背面は勇知川の下流を隔て、廣濶たる丘陵に接す。海岸までは約一里にして稚内町役場に至る七里八町三十五間、抜海に致る三里十八町余有り。

一、創立 明治四十年五月十一日

一、創立當時の狀況 創立以前は抜海小學校の通學區域なりしが遠隔の地なるを以つて、兒童通學意の如くならず殊に冬期間は自然休校の有様なるを以つて保護者有志等頻りに

學校の設置を希望するに致れるを以つて、門脇龜治郎外數名只管盡力せる結果古寺院を  
購入し部落民一同の寄附金により右屋家に修理を加へ校舍として其筋の認可を得勇知簡  
易教育所として創立するに致れり。

一、沿革の大要

明治四十年五月十五日開校授業  
同四十三年度より尋常六年までの單級小學校となる  
同四十四年度より二部教授開始す

大正二年十一月二十九日校舍焼失したるを以つて約八ヶ月間民家を無代にて借り受け修  
理を加へ假校舍に充つ

同三年七月三十日部落民一同の寄附に依り金一千百圓を以つて、現校舍(五拾坪五合)を  
建築す

同年九月一日より新築校舍に移轉し授業開始せり

同二年五月十三日通學區域たる夕來は松本大作の住宅の一部を借り所屬特別教授場と稱  
し授業開始せり

同三年五月二十九日現夕來尋常小學校に移轉授業す

同四年四月一日分離して夕來教育所と稱す

同五年三月十六日稚内尋常高等小學校訓導兼校長高島穗平本教育所學校長に任せらる

同六年四月一日夕來尋常小學校と改稱す

同七年九月三十日道廳視學三井專次郎本校視察す

同年十月十日宗谷支廳長鹽川奎造、屬管沼正藏本校視察す

同八年十一月十八日宗谷支廳屬前田茂本校視察

同九年五月二十一日藤本育壽訓導兼校長に任命、高島穗平解職

同九年九月二十四日道廳視學若木作藏本校視察す

同十年三月二十五日曾根寛治訓導兼校長に任命せらる

通學區域戸數約八十戸にして兒童數百名大正十一年度校舍増築して二學級編制とす

一、校地校舍坪數 校地坪數 二千八百三十九坪  
校舍建坪 五十坪五合

夕來尋常小學校 (位置 大字抜海字夕來)

一、學校の位置 夕來部落の東南端にして「オネトマナイ」原野に在り前面は疎林にて背後  
は丘陵を負ひ、小川の流るゝあり。稚内町役場に至る里程七里十六町勇知小學校に出ず  
るに三里十九町あり。

一、創立 大正二年五月十三日勇知教育所附屬夕來特別教授場として創立す  
一、創立當時の狀況 當校通學區域たる夕來、オネトマナイ、エサシオマナイ等の地は地

味肥沃にして農耕地に適せるため、大正元年頃より來行者年々増加す、従つて學齡兒童の數も又然り然るに該兒童は近くして二里餘町を有する勇知教育所に通學するの不便に在り遠くは三里餘町の有様なれば登校容易ならず。故に部落民は頻りに學校設立を希望し夕來驛遞所取扱人松本太作時の稚内町長河野寛治に謀り、漸くにして大正二年五月十三日勇知教育所附屬夕來特別教授場の名稱にて設立の認可を得たり。爰に於て松本太作の居住家屋の一部を無賃にて借り受け(二間半四方)教室に充て同月十五日より授業を開き、當時兒童十三名にして庭の上に不完全なる机を並べ(一机五人づつならぶ)代用教員小山龍吉授業す。

一、革の大要

大正三年度薪炭全部は部落民の寄附に依る  
 同年校地の位置を稚内町大字拔海村字夕來に指定さる  
 同年五月二十七日町費並に部落民の寄附に依り工費金六百七十九圓を以つて校舎を新築す  
 同年十月二十日准教員小山龍吉休職被命後任教員なきため、同日より一部の兒童は本校なる勇知教育所に通學せるも多數の兒童は自然休業せり  
 同四年一月十二日高橋寅吉代用教員として任命され同十五日より授業開始せるを以つて勇知教育所に通學せる一部兒童も登校するに至れり。

同年四月一日夕來教育所と改稱

同年九月二十二日教育勅語謄本及び戊申詔書寫本奉戴す

同六年四月夕來尋常小學校と改稱

同七年三月十三日代用教員高橋寅吉解職

同年四月十一日三上猛雄代用教員を命ぜらる

同九年十一月代用教員三上猛雄解職

同年十一月十八日渡邊乙吉訓導兼校長に任ぜらる

大正五年度までの薪炭は全部々部落民に於て寄附す

通學區域戸數五十九、兒童數五十名

一、校地校舎坪數 校地坪數 三千二百四十五坪

校舎建坪 三十六坪

一、樹栽地 壹千七百九拾二坪

上勇知尋常小學校 (位置 大字上勇知)

一、學校の位置 上勇知殖民地區域第十二線四百十三番地、四百九十四番地にして部落の中央に在り前面は二町歩の生徒實習地有り、背面又二町七反五畝七歩の生徒樹栽地有り、  
 一、て展望良し。稚内町役場に至る五里十六町勇知小學校に至るには一里二十九町有り。

一、創立 大正四年五月

一、創立當時の状況 當殖民地區域は最も地味肥沃にして好農耕地たるより大正二年以降續々として來住者増加し來り従つて児童數も多數に至れるを以つて大正四年四月校舍を新築し上勇知教育所と稱し授業を開始せり。當時児童數三十名なりき。

一、沿革の概要 大正四年六月五日工費金六百六拾七圓を以つて三十九坪二合五勺の校舍新築落成す

同年五月三日、代用教員高西正着任す

同年六月二十五日部落民一同集合して屋外運動の地均し及び校門を建設す

同年六月上旬より井戸工事に着手したるも成績思はしからず尙ほ資金欠乏したるにより町費より金拾圓の補助を得て漸く九月十四日に至り完成す

同年九月二十四日開校祝賀會を開催す

同年九月二十七日教育勸語勝本並に戌申詔書寫本奉戴す

同五年三月十六日稚内尋常高等小學校訓導兼校長高島穗平常教育所學校校長兼任

同六年一月十日代用教員高西正利尻郡久連尋常小學校へ轉任す

同年一月十日三浦定男當教育所代用教員を命せらる

同年九月上勇知尋常小學校と改稱す

同年九月四日齋藤準吉本校訓導兼校長に任命せられ、高島穗平解職

同八年四月訓導兼校長齋藤準吉退職す

同年同月八日伊藤房之助本校訓導兼校長に任命せらる

同十年八月訓導兼校長伊藤房之助退職す

同年四月本間松三訓導兼校長に任命せらる

同十一年度より二學級編制

同年八月十五日校舍四十坪を増築落成す

通學區域戸數約百二十戸にして児童數百十名

校地校舎坪數 校地坪數 三千五百五十坪  
校舎建坪 九十八坪五合

樹林地 二町七反五畝七步

實習地 二町步

### 上聲間尋常小學校 (位置 大字聲間字上聲間)

學校の位置 上聲間原野聲間川の上流に在りて支流(ダチニウシナライ川)及び(ニタドウロ川)を挟み前面並に背後には一町六反二十五歩の實習地有り、稚内町役場に至る里程七里二町有余、聲間尋常高等小學校までは四里三十四町の位置に在り。  
創立 大正四年五月一日

一、創立當時の状況 明治四十五年殖民地區域と同時に舊土人二戸東六線に移住其後續々來住者増加し大正三年一月には戸數二十六戸を數ふるに至りしなり。當時原野には幾百年幾千年を経たる老木枝を交ひ白晝尙暗き有様にて、従つて一定の道路とはなく隣家に行くには丈を成す笹を掻き分け通じ又聲問市街に米噌購求に出ずるには舊土人の考案に成る小木に印を付けたるを目標として交通する有様なりしかば、猛獸熊は晝夜の別なく横行し凄慘を極むるものたりき。左れど來住者の増加に伴ひ兒童も益々増加するを以つて學習機關の急を認め青年會率先して部落民と相謀り尙稚内町役場に出頭し時の町長に陳情せるに六月下旬の漁業成績を見る迄設置不可能の旨なりしかば、部落民一般は最も之れを遺憾とし極力寄附金の募集に努力し、遂に金貳拾圓を得たりしを以つて不敢取東九線二十號一二六番地林美之助所有家屋を無賃にて借り入れ（奥行五間 間口三間 床無し土間）前記の寄附金を以つて多少修理をなし、尙ほ僅かの教授用具を購入し二十六名の兒童を渡邊乙吉教授するに至れる次第なれば當時の困難察するに余あり。

一、沿革の大要 大正四年九月一日聲問小學校附屬、上聲問特別教授場として公設認可さる  
 同年九月二十九日渡邊乙吉聲問尋常小學校代用教員を命ぜられ、上聲問特別教授場詰となる  
 同五年四月十二日河野町長、木村書記視察の上兒童用机の新調並に校舎修繕許可す

同六年十月二十六日工費金參百拾五圓にて校舎二十五坪新築す  
 同七年十一月十三日校舎十坪を増築す

同八年三月三十日渡邊乙吉退職す

同年四月八日畑木定太郎聲問尋常小學校訓導に任命本場詰となる

同年十一月上聲問尋常小學校と改稱し畑木定太郎訓導兼校長に任命さる

同九年九月二十九日道廳視學若木作藏視察す

同十年七月畑木定太郎休職となる

同年七月田中米治訓導兼校長に任命さる

通學區域戸數九十五戸、兒童數九十三名にして二學級編制

一、校地校舎坪數 校地坪數 三千六百坪

校舎建坪 三十五坪

一、實習地 一町六反貳拾五步

一、附屬特別教授場

沼川特別教授場

沿革 通學區域たる上聲問原野沼川方面に初めて移住者の入りしは大正三年三月にして當地は地味肥沃の爲め農耕地として、年々來住者増加し來り殊に大正七年頃よりは宗谷線鐵道工事に着手せらるゝと共に、急劇なる増加にて學齡兒童亦然



り。然し新開地の事として當時何等教育設備なく爲めに父兄等頻りに學校設立せられん事を希望し、中西大吉、外數名一般部落住民と謀り中西大吉、小牧滿貴衛所有地の一部を借り受け堀建榎喜板園にて建坪十三坪五合（後に二十二坪とす）の建物を新築し大正七年七月十日私立教育所を開設し、大和義憲を聘して庭の上に不完全なる机を並べ授業を開始し大正八年一學期末まで繼續せるも大和義憲辭職し、後任者無く久しく休校し居たるを以つて父兄等愈々公立學校の設立を希望して止まず。此の時に當り中西大吉、居島芳松、石川好太郎、後藤竹藏立石柳之助等東奔西走殆んど寧日なく努力せし結果、大正九年二月上旬上聲開尋常小學校附屬沼川特別教授場の名稱にて公立學校設立の認可を得今日に至り、目下兒童數八十名を有する有様なれば近く尋常小學校として獨立するに至る可し。

曲淵特別教授場 大正十一年四月創立 兒童數三十余  
 豊別特別教授場 大正十一年四月創立 兒童數三十余  
 私立榎岡教授場 稚内町實業家、福富八太郎の個人經營にして大正九年四月創立、兒童數十八名

稚内實業補習學校 (位置 稚内尋常高等小學校)

男子部 女子部 計	學級	教 師		生徒	修了者	卒業者	授 業 期 間	主 ナ ル 學 科
		專任	兼任					
一	一	一	一	二〇	八六	七七	自十一月至三月	修身、國語、算術、簿記、英語、裁縫、作文、唱歌、家事、手藝
二	一	一	一	二〇	一二七	九七	自四月至三月	
計				四〇	二一三	一七四		

備 考

男子部開校 明治三十九年十月  
 女子部開校 大正三年五月

第三節 會社及銀行

秋田木材株式會社稚内製材所

設立年月日 明治四十年三月  
 資本金 壹千壹百萬圓  
 株 數 貳拾貳萬株  
 株主人員 壹千六百九拾貳名  
 拂込金 六百五拾萬圓

(一)本社の組織

未拂込金 四百五拾万圓  
積立金 百五拾五万圓

(二)一般沿革 本社の前身は明治三十年創立の能代挽材株式會社と能代材木合資會社、秋田製材合資會社の三社を合併し、資本金貳百万圓を以て本社を創立せり。爾來社運隆盛に赴き大正七年九月資本金を五百万圓となし更に大正九年八月資本金壹千百万圓となせり。

(三)營業種目 木材製品及原木販賣業並電氣業

(四)營業狀態 大正五年度に於ては當地營業所聲問製材所設立勿々大正三年六月火災の爲め全部焼失し、同年十月再築成り營業を繼續せるも設立日淺き爲め充分なる營業成績を擧ぐるを得ざりき。

大正十年度に於ては前年三月の恐慌勃發以來一般經濟界の大變動の後を承け沈衰不安の狀態に終始せるも稍々一般經濟界の小康と共に漸時達展を爲しつゝあり。

(五)將來の計畫 宗谷線鐵道の全通と共に道内各地に製品の移送を爲す事を得、又稚内築港完成の曉は海運に依る輸移出材は益々利便を得るが故に、今後一般の精巧なる機械を設備する計畫なり。

(六)稚内製材所長牛來忍 會計主任島田吉之助 職員六名職工人夫九十五名

(七)營業所 稚内町大字聲問村(聲問停車場より約三町)

### 秋田木材株式會社稚内電氣所

(一)沿革 大正三年九月一日(當所營業開始)

創業當時の稚内電氣所としては固定資本僅かは三万圓に過ぎざりしが大正十年度に於ては、八万圓の増額を爲し更に大正十一年機械一臺(百五十馬力)を増設せり。

(二)營業狀態 當町逐年の發展に伴ひ家屋の増築夥しく従つて需要家數の増加を示し來たれるも、固定資金の劇増營繕費、發電所維持費等の支出多額なりし爲め收支相償はざるの狀態なりしも、今後は相當の収益を見るは明らかなり。

(三)稚内電氣所長松本成壽 會計主任池井久吉 職工人夫十名

(四)營業所 稚内町北濱通三丁目三百六十二番地

### 北海道銀行稚内支店

(一)設立年月日 明治參拾九年五月

資本金 金貳百万圓

株數 四万株

(二)本社組織 株主人員 六百拾參名

拂込金 金壹百六十八万七千五百圓

未拂込金 金參拾壹万貳千五百圓

積立金 金九拾五万參千貳百參拾九圓五拾錢

(二)一般沿革 明治二十七年北海道廳長官の勅に依り余市町に余市銀行設立せられ世運の進歩と經濟界の勃興に伴ひ將來の發展を期し屢々増資を行ひ、本店を小樽に置き小樽銀行と改稱するに至れり。同二十九年北海道商業銀行と併合して北海道銀行と改稱し今日に至れり。

(三)營業種目 一般銀行業、日本銀行代理店、宗谷支金庫

(四)營業狀態

年次	預り金	貸出金	純益
大正元年	一五七、一九〇〇〇	二八四、九三〇〇〇	二、二六五、〇〇〇
大正五年	一九二、八二〇〇〇	六四五、四一〇〇〇	六、〇七二、四〇〇
大正十年	二〇〇、九七〇〇〇	一〇四、一七三、〇〇〇	七、五九五、五二〇

(五)稚内支店長久保政人 店員七名

(六)營業所 稚内町北濱通四丁目百六拾番地

(七)其他 明治二十年頃國庫金取扱のため日本銀行の派出所、山下通(現稚内郵便局附近)に設けられしが北海道商業銀行支店の増置せらるゝや、日本銀行派出所の後を受けて國庫金の取扱と共に一般銀行業を営みたるも明治二十九年北海道銀行稚内支

店の開設と同時に同支店の取扱に至る。

### 天北無盡株式會社稚内支店

設立年月目 大正七年拾月

資本金 金參万圓

株數 六百株

(一)本社組織 株主人員 貳拾壹名

(二) 拂込金 貳万貳千五百圓

(三) 未拂込金 貳千五百圓

(四) 積立金 貳千五百圓

(五) 營業所 稚内町仲通南二丁目參拾番地

(六) 稚内支店長櫻井兼豐 社員四名

(七) 營業狀態其他は第三章第二十節、財政及金融の條参照せられたし。

### 稚内倉庫株式會社

設立年月目 大正三年一月一日

資本金 金六万圓

(一)組 株 數千二百株  
株主人員 五十七人

拂込金 金貳万貳千五百圓  
未拂込金 金參万七千五百圓

積立金 金貳百拾五圓

(二)純 益  
大正五年 金五拾九圓五拾貳錢  
大正八年 金壹千五百拾圓四拾參錢  
大正十年 金四拾四圓五拾六錢

(三)營業種目 一般倉庫業、代理業、運送業

(四)營業所 稚内町北濱通四丁目百六拾番地

(五)專務取締役 田淵太七 社員一名

北日本殖産株式會社稚内出張所

設立年月日 大正九年二月十一日

資本金 金五拾万圓

株數 壹万圓

(一)本社の組織 株主人員 貳百貳拾名

拂込金 金拾貳万五千圓

未拂込金 金參拾七万五千圓

積立金 金四千圓

(二)一般沿革 大正九年の創立にして大正十年度に於て貳千九百餘圓の純益ありたるも配當をなさず。

(三)營業種目 土地開墾、農産物委託賣買

(四)營業狀態 創立勿々農耕地經營を行ひたるも農産物下落の爲め人氣不振購入土地々價下落及び開墾費嵩む等の關係より目下事業中止の狀態に在り。

(五)出張所長 中山兵太郎

北見株式會社

日設立年月 明治二十二年一月一日

資本金 金五万圓

株數 五百株

(一)本社の組織 株主人員 十四名

拂込金 金五万圓

積立金 金九千九百圓

大正元年	利益	五千三百七十二圓
大正五年	同	三千三百十圓
大正十年	同	四千八百四十二圓

(一) 一般沿革 當會社設立前舊幕時代以來、伊達、栖原の經營漁場なりし宗谷郡枝幸郡内の土地漁場全部を明治十七年中讓受け、田中組と稱する組合を組織したるに始まり其後北見商會と改名し次いで同十二年株式北見株式會社と改稱し、同二十七年從來の營業を改め單に土地、漁場貸貸業を經營し今日に至れり。

(二) 營業種目 土地漁場貸貸業

(三) 營業狀態 大正元年前年の大火災の影響、米價暴騰、春秋漁業の薄漁等にて少しく不利を來たしたるも確實の取引先なりし爲、割合に良好成績を得て八分配當をなす大正五年鱒薄漁加ふるに價格暴落、鮭中漁の結果成績思はしからざりしも七分配當をなす。

(四) 大正十年鱒漁殆んど皆無、鮭中漁なりしも高値なりし爲め、前者の賃料收入少なかりしにも不拘後者に依る收入に依り八分配當をなすに至れり。

(五) 將來の計畫 地方の進展に伴ひ計畫するところあるも未だ發表するを得ず。

(六) 營業所 稚内町南濱通一丁目十一番地

(七) 專務取締役 佐賀清太郎 支配人 佐賀徹郎

### 合資會社稚内回漕店

設立年月日 大正三年五月十一日

(一) 組織 資本 金 參千圓 株 數 四 株

(二) 營業種目 一般海運業並に代理業

(三) 代表者 神野勇四郎 店員 五名

(四) 營業所 稚内町北濱通四丁目

### 利尻罐詰株式會社稚内工場

設立年月日 大正九年九月

資本 金 貳拾五萬圓 株 數 五 千 株

(一) 本社の組織 株主人員 十九名

拂込金 金貳拾五萬圓

積立金 金五 千 圓

(二) 一般沿革 明治三十七年頃より利尻郡鬼脇村に於て極めて小規模の蟹罐詰製造を

開始せるも僅かに一二人なりしが同四十年頃には二十名程となり稍々盛大を告げるに至りしも、當時漁法の拙劣なりし爲め漁撈の成績舉らず、製品價格低廉の結果失敗者多く資力に乏しき者は自然淘汰せられ遂に少數資本家の經營と化せり。

初め蟹漁法は釣漁(配繩を用ひて)なりしも多年の漁獲成績に鑑み刺網漁の有利なるを認め屢々其の使用法を出願せるも容易に許可を與へられざりしが、大正五年漸く之れが許可を得一般従業者は之れを使用し漸時改善を加へて今日に至れり。

元來蟹罐詰は貿易品なるを以て政府は蟹族の保護並に播殖上嚴重なる取締法の規定を設け漁期を一定し工場設備を強要すると同時に、一意之れが善導に努めたるを以て益々斯業の進運を助長し、頓に製造能力増進し來り品質亦佳良となれり。

大正九年北海道廳は斯業の前途を慮り當業者の一大合同を企劃し特に技師を派遣して之たが勸誘に膺りたるに依り、利尻郡鬼脇に於て一合資會社、六個人經營者打つて一團となり新たに利尻罐詰株式會社を興し本社を鬼脇村に置き、同年十二月進んで稚内町に一工場を新設することを得たり。利尻罐詰株式會社稚内工場之れなり。

(三)營業狀態 大正十年(自二月初旬至七月三十一日)(營業期間) 鬼脇に於ては專屬川崎船四十二艘、發動機船二艘、稚内に於ては川崎船十二艘發動機船一艘を使用し、漁蟹約二十七万尾製品一万函余に達せり。(一函は半斤八打入一斤四打入の二種)然るに同年は大戦後經濟界不景の打撃に依り製品の賣行悪しく、大漁なりしに拘らず利

益を收むるに得ざりき。

大正十一年(自二月初旬至六月十日)川崎船を減じ鬼脇に於て發動機船二艘稚内に於て一艘を増加し漁獲蟹數約三十万尾、製品一万二千函に及べり。

本年は經濟界稍緩和せられたる結果賣行良好にして價格昂騰を來たし前年に反し稍々利益を算するに至れり。

(四)將來計畫 時機を見て増資を爲し沿海洲方面に向つて事業の擴張をなさんと計畫しつつ有り。

(五)營業所 本社 利尻郡鬼脇村字オンネワキ。稚内工場 稚内町字惠比須通九三四番地

### 第三章

#### 第四節 公共團體

##### 稚内町教育會

一、創立 大正七年五月十九日

- 一、事業 教育上の調査研究、教育功勞者及優良兒童の表彰、教育品展覽會開催講習會、講演會開催、高山植物の保存、郷土誌の編纂、(本誌發行は即ち本會の事業の一なり)
- 一、維持 稚内町補助金貳百圓、會費一人年額六十錢つ、徴收及び特志者の寄附金によりて經營しつゝあり。
- 一、會員 二百八十一名 (大正十一年八月末現在)
- 一、役員 會長 南彌八郎、副會長 達子勝藏、評議員三十名幹事三名、書記二名
- 一、所在 稚内町役場内(事務所)

### 赤十字社分區

#### 一、社員

年次	有功章	修身社員	特別社員	正社員	計
大正元年	一	七	一	三	八
大正五年	一	三	二	二	六
大正十年	三	三	四	一	一一
					二五

#### 一、有功章特別社員

泉谷 力藏氏 (漁業家、元道會議員)

明治四十年七月二十四日支部病院設立費として金百七拾貳圓寄附したるを以つて有功章を贈與せらる。

森田平太郎氏 (漁業家、町會議員)

大正七年八月二十日有功章を贈與せらる。

岡田 義胤氏 (宗谷新報社長)

大正八年九月二日有功章を贈與せらる。

爰に 岡田義胤氏 篤志を以て特に社資を幫助せらるゝに依り本社有功章社員章條例に據り上奏裁可を経て有功章を贈與す

大正八年九月貳日

日本赤十字社總裁

大勳位功一級 載 仁 親 王 團

日本赤十字社々長

石 黒 忠 惠

正二位勳一等功三級男爵

#### 一、特別社員

上戸 佐吉氏 (宗谷支廳第一課長)

大正八年五月二十五日功勞に依り特別社員に推薦さる。

鹽川 奎造氏 (元宗谷支廳長)

大正二年五月二十六日社業上の功勞に依り推薦さる。

一、秋内分區委員

南 彌八郎氏 (稚内町長、道會議員)

一、稚内分區收入委員

岡崎 政吉氏 (稚内町助役)

### 愛國婦人會委員區

一、會員

年次	有功章			特別修身會員	特別會員	通常修身會員	通常會員	贊助會員	計
	一等	二等	三等						
大正元年	1	1	1	4	4	11	16	1	22
大正五年	1	1	1	4	4	11	16	1	22
大正十年	1	1	1	4	4	11	16	1	22

一、一等有功章

岡田 千代子 (現在)

大正九年三月六日一等有功章を贈與せらる。

一、三等有功章

渡邊 千代子 (現在)

大正九年六月三等有功章を贈與せらる。

森 リヨウ子 (現在)

大正九年六月三等有功章贈與せらる。

高島 トク子 (轉住)

大正九年六月三等有功章贈與せらる。

鹽川 奎造氏 (贊助會員轉住)

大正四年六月三日三等有功章を贈與せらる。

鹽川 りゑ子 (轉住)

大正六年五月三日三等有功章贈與せらる。

一、稚内委員區長

南 やく子

一、稚内委員區委員

南 彌八氏 (勳七等)

一、稚内委員區幹事

石原ソト子

山田よけ子

小林ブン子

荒關サヨ子

渡邊千代子

有馬つな子

多々

見はつ子

森リヨウ子

岡田千代子

寺江みつ子

田淵トヨ子



稚校保護者會

- 一、創立 大正五年十一月十八日
  - 一、事業 生徒兒童に學用品の給貸與生徒兒童の智德體育の獎勵學校と家庭との聯絡等。
  - 一、會費 一口一ヶ月金五錢
  - 一、會員 四百七十七名 (千二百八十五口)
  - 一、役員 會長 松本成壽、副會長 酒井源治、評議員三十名 幹事五名 書記一名
  - 一、所 在 稚内尋常高等小學校内
- 備考 右は稚内尋常高等小學校教育後援團體なり此の外聲問尋常高等小學校、潤内尋常小學校にも保護者會の設あり。其他各校とも漸次保護者會を設けんとしつゝあり
- 圖書館 (稚内尋常高等小學校附設 日新支庫)
- 一、設立年月日 大正五年二月
  - 一、藏書數 和書一二八〇冊、漢書二四冊、洋書一七冊、計一三三二冊にして此の價格金六百九十六圓五十一錢
  - 一、閱覽者數 大正十年度七三九五入 一日平均三〇人

一、所在地 稚内尋常高等小學校内

備考 御大典紀念として北海道廳長官より稚内小學校に交付せられたる金百圓を基礎として設立す。維持の方法は稚内町費又は篤志者の寄附金を以つて經營しつゝあり

宗谷郡醫師會

- 一、創立 大正九年三月十日 (宗谷郡管内の醫師を以て組織す)
- 一、事業 本會は大正八年勅令第四百二十九號醫師會令に依り設立したる物にして、専主醫事衛生の改良發達を圖り、醫師の風紀を維持し共同利益を保護するを目的とするものにして、毎年三月定期總會を開會し豫算及決算、庶務及び會計に關する報告施設事業の経過報告等を爲し、一意目的の遂行を期しつゝあり。
- 一、維持會費 過怠金、使用料、寄附金等に依る。
- 一、役員 (大正十一年六月十七日改選)
  - 會長 濱田元春、副會長 中澤浩一郎、理事 白石有隣、北海道醫師會議員 濱田元春、同豫備議員 中澤浩一郎
  - 一、所 在 内町本通北一丁目(濱田病院内)

青年團

序 説

本町青年團は地理上の便宜に依り十五團に区分し市街を始め、各部落に設けあり之れを統括指導の目的を以て稚内町聯合青年團あり、毎年一回總會を開き團務の報告其他必要なる事項を協議す。各部落青年團は内務文部兩大臣訓令の趣旨に基づき親睦を圖り、智識の交換を爲し精神の修養心身の鍛練を爲し益々其の向上を圖りつゝあり團長は稚内小學校長達子勝藏氏にして大正八年十月創立す。

稚内青年會 (稚内町大字稚内村市街地)

創立年月日 大正三年二月十日

設立區域 稚内町大字稚内村市地

維持の方法 賛助會員に於て年額二圓宛を醸出し尙ほ正會員は月五錢宛を醸出して經費に充當す。

資 産 器具價格金六百七十二圓四十錢

大正五年度 二〇〇圓

大正八年度 一九二圓四〇錢

大正九年度 三〇〇圓

大正十一年度 二二四圓五四錢

施設事項 柔道 劍道 マラソン 講演會等

成績概要 逐年相當好成绩を擧げつゝあり。

正會員其他 八五名

其 他 九二名

稚北青年會 (稚内町大字稚内村字北濱通十二丁目)

創立年月日 大正三年一月四日

設置區域 稚内町北部落

維持の方法 會費徵收並に會員の勞力に依る報酬を以つて充つ

資 産 四拾圓

大正八年度 五四圓一七錢

大正九年度 一二一圓八二錢

大正十一年度 三〇圓

施設事項 災害者窮民の救恤 勤儉貯蓄の獎勵等

正會員其他 二四名

贊 成 名 譽 二名

贊 成 一三名

岬青年會 (稚内町大字稚内村字今江通六丁目)

創立年月日 大正七年二月十一日

設置區域 稚内町今江通 エサン泊 ノシヤツブ

維持の方法 會費徵收

資 産 參拾壹圓貳拾錢

大正八年度 拾壹圓五拾錢

經 費 大正九年度 二拾四圓

大正十一年度 參拾壹圓貳拾錢

設施事項 精神の向上 風俗矯正 講演會 共同勞力 納税の督勵 神社及道路の保

護 共同貯金 兵士の送迎

成績の概要 施設事由の各項に對して相當効果を得つゝあり、殊に風俗の點に於ては大

いに矯正さるゝ所あり。

正會員其他 正會員 二〇名

特 別 一五名

西稚内青年會 (稚内町大字皮潤内)

本會は潤誠會 チカツブ一致會 ルエベンルモ青年會の三支會を有す。

一、潤誠會 稚内町大字ウロンナイ

創立年月日 大正五年一月七日

設置區域 稚内町大字ウロンナイ一圓

維持の方法 會費徵收 寄附金

資 産 百五拾圓

大正八年度 參拾五圓

經 費 大正九年度 六拾五圓

大正十一年度 四拾圓

設施事項 夜學會 通俗講話會 道路修繕 擊劍會

一、チカツブ一致會 稚内町大字チカツブ

創立年月日 大正十年一月十日

設置區域 稚内町大字チカツブ部落一圓

維持の方法 會費徵收 寄附金

資 産 なし

經 費 大正十年度 四拾四圓五拾五錢

大正十一年度 拾五圓五拾錢

施設事項 補習教育 巡回文庫 兵士の送迎

正會員其他 正會員 三五名 其他 四名

一、ルエベンルモ青年會 稚内町大字ルエバンルモ

創立年月日 大正三年一月一日

設置區域 稚内町大字ルエベンルモ一圓

維持の方法 會費徵收 共同勞役賃金 寄附金

資 産 四拾貳圓

大正五年度 拾八圓

大正八年度 參拾圓

大正九年度 六拾圓

大正十一年度 貳拾貳圓五拾錢

施設事項 夜學會 通俗講演會 道路修繕 擊劍會 巡回文庫 雜誌發刊

成績の概要 難船救助の援助にて大いに活動した事あり。

正會員其他 正會員 四五名 其他 一〇名

坂の下青友會 (稚内町大字ルエラン)

創立年月日 大正五年十二月五日

設置區域 稚内町大字坂の下一圓

維持の方法 共同勞役により得たる賃金 寄附金

資 産 器具價格金四拾圓

大正八年度 拾 圓

大正九年度 貳拾圓

大正十一年度 貳拾五圓五拾錢

施設事項 道路の修繕 共同勞役貨物の運搬 難船救助 除雪工事

正會員其他 壯年部 二十八名 青年部 十一名

拔海青年會 (稚内町大字拔海村字バツカイ)

設立年月日 大正八年十月九日

設置區域 拔海村字バツカイトネベツ、メ、ナイ

維持の方法 會費徵收 共同勞役賃金

資 產 四拾四圓

大正八年度 參拾四圓〇五錢

大正九年度 百貳拾四圓貳拾六錢

大正十一年度 百五拾圓

施設事項 智徳の向上 風紀の改善 道路橋梁の修繕

正團員 五十七名

贊助員 三名

顧問 三名

### 夕來青年團 (稚内町大字拔海村字夕來)

設立年月日 大正七年六月一日

設置區域 夕來小學校通學區域一圓

維持の方法 會費徵收 寄附金 共同勞役賃金

資 產 六拾五圓

大正八年度 貳拾圓五拾錢

大正九年度 貳拾貳圓

大正十一年度 百貳拾圓

施設事項 補習教育 運動會 道路修繕 講演會

正團員 三十名

其他 二十一名

### 勇知青年團 (稚内町拔海村字勇知)

設立年月日 大正五年一月五日

設置區域 稚内町大字拔海村字勇知原野一圓

維持の方法 共同勞役に依り得たる賃金を以つて充つ

資 產 五拾圓

大正八年度 六拾圓

大正九年度 六拾五圓

大正十一年度 參拾圓

施設事項 雜誌の回覽 夜學會 劍擊會 運動會 道路の修繕 正團員其他 青年部

三十四名

### 聲問青年會 (稚内町大字聲問村)

設立年月日 大正六年八月二十六日

設置區域 稚内町大字聲問村市街  
維持の方法 會員の會費 寄附金等に依り充當す  
資 産 なし

經費  
大正八年度 參拾七圓五拾錢  
大正九年度 四拾六圓八拾錢  
大正十一年度 參拾圓

施設事項 修養會 敬老會 雜誌回覽 植樹 講演會 道路修繕 擊劍角力 マラソン  
正團員其他 正團員 五十八名

上聲問青年團 (稚内町大字聲問村字上コエトイ)

設立年月日 大正三年十二月

設置區域 上コエトイ東八線十七號より三十二號、東六線乃至東十一線内に至る一圓  
維持の方法 共同勞役に依る貸金 寄附金  
資 産 百拾圓

經費  
大正八年度 貳拾五圓  
大正九年度 參拾八圓  
大正十一年度 四拾圓

施設事項 河川保護 森林火防 巡回文庫 夜學會 辯論會 運動會 祭典幫助  
正團員其他 正團員 三十五名  
其他 七名

更喜苦内青年會 (稚内町大字聲問村字更喜苦内)

設立年月日 明治四十二年一月十五日

設置區域 更喜苦内原野一圓  
維持の方法 會員より一ヶ月五錢宛の會費徴收 寄附金 共同勞役に依り得たる賃金  
資 産 拾六圓

經費  
大正五年度 四拾五圓  
大正八年度 六圓  
大正九年度 貳拾圓  
大正十一年度 一圓

施設事項 共同貯金 神社祭典の幫助 擊劍會 補習教育  
成績の概況 創立最も古き歴史を有する本會として成績著大ならざる可からざるに其割合に成績の見る可きものなきを遺憾とし、團員舉つて其良成績を得し事に盛んに努力しつつあり。

正團員其他 正團員 貳拾五名

クサソル青年團 (稚内町字クサソル)

設立年月日 大正八年十一月十五日

設置區域 稚内町字クサソル一圓

維持の方法 會費徵收(一ヶ月一名金參拾錢宛)寄附金 共同勞役に依り得たる賃金等を以つて充當す。

資 産 現金參拾圓 不動産(建物)價格百圓

施設事項 道路修繕 難船救助

正團員其他 青年部 七名  
壯年部 一七名

沼川青年團 (稚内町大字聲間村存上聲間沼川)

設立年月日 大正十年三月十五日

設置區域 上聲間沼川市街一圓

維持の方法 共同勞役に依る賃金を以つて維持費とす  
資 産 六拾圓

經費 大正十一年度 四拾八圓

施設事項 夜學會 入營壯丁豫備教育 擊劍柔道

正團員其他 正團員 一〇名  
其他 一名

權岡青年團 (聲間村字聲間原野東三線二十號)

設立年月日 大正十年八月二十日

設置區域 自聲間原野十六號至上聲間原野二十二號

維持の方法 勤勞に依る收入

施設事項 夜學會 道路修繕

正團員其他 正團員 一〇名  
其他 一名

上勇知青年會 (稚内町大字拔海字上勇知)

設立年月日 大正五年四月二十三日

設置區域 上勇知原野一圓

維持の方法 農業の閑暇を利用して共同勞役を爲し得たる賃金を以つて之に充つ

資 産 五拾圓

經 費 大正九年度 四拾六圓  
大正十一年度 百五拾圓

施設事項 夜學會 巡回文庫 武道鍛練 小學校運動場の造成 道路修繕  
成績 概要 比較的古き創立歴史を有する本團は創立後屢々會則の改更を爲し來たりたるも逐年良好なる成績を擧げつゝあり盛んに活動しつゝあり。

### 處 女 會

#### 序 說

本町には左の名稱の處女會並に同一目的を有する二婦人會有りて、處女の心身を陶冶し品性の向上を圖り他日良妻賢母たるの素地を造る可く、滿十四才以上滿二十五才以下の處女を以つて組織し會長顧問には小學校長又は德望家を擧げ、月々の例會又は總會を開催し専ら目的の遂行に努力しつゝ有り。尙ほ各會とも毎年一回づつ敬老會を催し敬老の意を表す。會の維持方法としては會員より會費徴收又は有志者の寄附金等に依り之れに充つ。

- 一、稚内處女會 大正九年三月創立 會員 九十一名
- 一、聲問處女會 大正十年八月創立 會員 四十名
- 一、西稚内女子青年會 大正十一年三月創立 會員 五十三名

拔海婦德會 大正十年三月創立 會員 三十五名

### 第五節 社 寺

#### 序 說

本町管内の住民は一般に敬神の心深く宗教を信ずるの念厚し神社は國家の宗祀にして彝倫を樹つるの本源たり。宗教は世導人心を感化統一する上に於て缺く可からざるべし。

神札は北門神社と聲問神社の二社なりしも逐年各部落の形成せらるゝと共に建立せるに至れり。

宗教は各府縣より移住せる事とて、眞言宗に屬するもの曹洞宗を信ずるもの、眞言に歸依する者等統一を缺くと雖も何れも信仰心厚し。

#### 神 社

北門神社 祭神 天照皇大神 稚内町鎮座  
相殿 武甕槌神 事代主神

(一)由緒 抑々北見國たるや往昔奥蝦夷地と稱し、茫々たる山岳原野相連り海邊僅かに土人の棲息するものあるも未だ主化の如何を知らざりき、舊松前藩主全島統轄以來税金徴收の爲め天明五年七月十五日、村山傳兵工藩主の請負人となり宗谷在留の際土人の海邊に群集して天日を拜し漁獲を祈る其狀最も恭敬なるを以つて、伊勢大神宮の御分靈を拜



請し、小社を建立して土人と共に信仰し來たり、其後岡田傳五郎請負引繼ぎ即ち運上屋と改め、文化四年六月申請負人藤野喜兵工に至り彌々崇敬の心深く、天保二年五月中往復船の無事を始め漁獲豊大を祈らん爲め、常所に移し信仰し來たりたるも未開地なるを以つて常設の神職なく、代々運上屋の引繼ぎにて遂に北見株式會社の地内に奉置せる嚴島神社に合祭せる爲め、維新の際神社の調にも漏れたるは遺憾とすべし所なるも、其後人家調密し諸業發展し實に北見國に於ける第一の都邑となりたるを以つて、當時即ち明治二十七年中村總代伊藤万吉、高柳榮三、木谷長三郎の三氏發起人となり、有志一同協議の上在來の古社を字ホロキノツブに移建し、祭神天照皇大神、相殿武甕槌神、事代主神の二神を合祭し、尊崇し來たり明治三十一年六月二十日豫約氏子總代伊藤万吉、高柳榮三、木谷長三郎、齋藤兵衛の四氏豫約神職鈴木廣造を賛け、北門神社創立出願に及び同年八月十五日北海道廳指令第一四四七五號を以つて認可を得、北門神社と公稱し普しく神威を輝かし明治三十二年神輿及附屬品新調明治三十六年氏子總代改選伊藤万吉、齋藤兵衛、飯田吉次郎、櫻秀三の四氏推薦せられ同年十一月二十八日神輿慶建設出願同年十二月二十四日認可、三十七年一月十日該殿落成工事請負人は佐藤信茂なり、明治四十二年七月總代神主並に有志者協議の上翌年に亘り北門神社基本金寄附に着手し好成績を得たり。明治四十三年七月神職鈴木廣造老衰辭職鈴木須花雄後任に推薦さる。大正五年三月二十四日村社に昇格す。大正六年七月二十五日東久邇宮殿下御上陸の際神社境内地を

御休憩所に定められ、御拜禮の上境内に紀念の松御手植せられ益々神威高く、一般町民をして彌々敬神の念を深からしむるに至れり。

(二)社殿及び建物

本殿間口二間 奥行二間 幣殿間口二間 奥行二間 渡殿間口三間 奥行三間 神饌所間口二間 奥行三間

以上大正拾年十一月二十五日建築

拜殿間口六間 奥行四間 大正二年十月建築大正十年十一月二十五日再築

社務所間口五間 奥行五間 大正元年九月二十五日建築

(三)祭典儀式 例祭は毎年六月十五日にして神職祭式を行ひ、町長具進使として幣帛を奉り一般町民參拜す。

(四)境 内 三千四百七坪

(五)基本財産

現金 六百五拾九圓四拾四錢

土地 畑地二畝二十九步 時價四百貳拾圓

有價證券 勸業債券百四十九枚、貯蓄債券二十五枚、計二千四十五圓

聲問神社 祭神 天照皇大神 聲問村鎮座 相殿 保食大神 綿津見大神

(一)由 緒 明治二十三年成田與之吉、鈴木平八、高瀬多吉、澤野彌兵衛等相諮りて神

社創立の準備として各自幾分宛の金額を醸出し村民の同意を求めしも、當時戸數僅かに二三十戸に止まり到底神社創立の難きを慮り一同協議の上、明治二十五年七月十五日僅かに一小祠を宇ウエンノチに建設して聲問神社と稱號し、現今の社掌山田采麿をして前記三柱の祭神を奉齋せしめ以て、一村の氏神と尊崇奉拜す。

爾來數年ならざるに異數の發展をなし八百口の村郷を形爲するに至りしかば、明治二十九年に至りて現今の社地二反八畝余歩を撰定して同年二月社地貸付を出願し、明治三十一年三月七日神社創立を出願す、而して同年六月九日北海道廳より指令第一〇六九號を以て神社創立の件認可せられたり。明治三十四年十月十日日本殿拜殿並に附屬建物落成し同年十二月二十三日宗谷支廳より社地付與の許可を請けたり。

明治三十五年五月二十五日社地及社殿の保存登記を経同年十月附屬建物保存登記を経て同年十一月二十五日一切の届出を了せり。明治三十九年十月二十日、明治三十七八年戰役紀念の爲め凱旋軍人石川房吉外十二名より八咫神鏡(經一尺五寸)壹面を献納せり。明治四十一年三月明治三十八七年戰役紀念の爲め戰利品の下付を陸軍省に出願す。

(二)社殿及び建物

本殿五坪 渡殿及神饌所八坪 拜殿十七坪 社務所三拾二坪 明治卅四年十一月改建築  
 (三)祭典儀式 例祭は毎年六月十五日にして神職祭式を行ひ、幣帛を奉り草分又は相續者公職者、學校職員、生徒、在郷軍人分會員、青年團員順次參拜す。

(四)境 内 二反八畝〇四步

(五)基本財産

現 金 貳百五拾圓

岬 神 社 祭神 大綿津見大神 稚内町字ノシヤツブ鎮座

往時宗谷郡野寒布岬沖合は宗谷樺太往復船の難所として有名の所たり。文化年間漁場請負人柏谷嘉兵衛の船頭某、野寒布沖進行の際突然大時化に遇ひ數本の錨全部流失し殘る一本の錨を命の綱として岬に向ひ、龍神に祈願致し三日二夜にして事なきを得たりとの傳説ありて其の錨の爪に懸りて揚りたる石は圓影五十貫大の御影石なるを以つて、奇石として小祠を建立し信仰厚かりしが明治初年請負人の制廢せらるゝと同時に、中島要之助の崇敬する所となり爾來岬神社として岬住民一般厚く信仰し來たりしが、大正五年渡邊乙松、内田清、金谷幸太郎、森與三郎の諸氏住民と謀り社殿を再築するに至れり。

坂の下龍宮殿 祭神 大綿津見大神 稚内町字坂の下鎮座

文久三年宗谷は秋田藩に屬し漁場請負人柏谷嘉兵衛石川縣人中島要之助外二名と共に天鹽より宗谷に移住し、野寒布に於て漁業を營まんとせしも當時の習慣として請負人の壓制甚だしく制札を建て濫りに野寒布に入るを禁ぜり。故に止むなく字ルイランに於て僅かに漁業を營むに至れり。山頂に沼あり小祠を建立して龍神を祭る依つて龍神沼の稱あり。明治三十年の頃住民扇野熊吉、中川徳太郎、堀傳藏、堀甚五郎等住民と謀り社殿再

築の上厚く信仰せり。同時に長内音四郡又住民と相謀り字マタルナイ高地に社殿を新築し。山頂を本殿としてマタルナイを拜殿とするに至れり。龍神沼には昔時より種々の奇談有り。

拔海稻荷神社 祭神 稻倉魂神 拔海村鎮座

明治初年の頃此の地一帯伊達、柄原の持漁場となるや海濱に小祠を建立し保食神を奉る。明治六年請負人の制廢止と共に漁業者の移住するもの多く、明治二十八年住民油谷榮太郎、足立房松木下文藏、外數名村民と相謀り京都伏見稻荷神社の御分靈を拜講し、一般崇敬するに至れり。大正五年四月社殿再築し今日に至る、維持確立の上資格社となる可き神社なり。

更喜苦内神社 祭神、天照皇大神 大山津見神 熊野大神 住江三柱神 八幡大神 聲聞村字サウキトマナイ鎮座

明治三十年頃本田定治部落住民等と謀り宅地内に小祠を建立し更喜苦内神社と尊稱し、一般部落民の崇敬するに至りしが大正元年部落の發展に伴ひ協議の上現在の所に遷座す。明治神社 祭神 明治天皇 拔海村字上ユーチ鎮座

大正元年八月小祠を建立し明治神社と尊稱し崇敬厚し、近年來住者の増加と相俟つて近く社殿再築せんと協議中なり。  
三吉神社 祭神 住江三柱神 拔海村字下ユーチ鎮座

大正八年開墾來住者相謀りて社殿を建立し崇敬するに至れり。

金毘羅神社 稚内町字トベンナイ

明治二十年稚内町山下通りに社殿を建立し宗谷往復船並に町民一般の崇敬厚く毎年祭祀盛大に行はれたるも、維持確立せざる爲め遂に廢社となりしを字トベンナイ坂本吉次郎部落民と謀り遊園地に移建し益々厚く崇敬し來たりしも、明治四十四年大火の際不幸社殿焼失したるを以つて岩木甚右衛門、坂本仁四郎等同部落民と相謀り大正十一年五月社殿再築し今日に至れり。

寺 院 大林寺 本尊 阿彌陀如來 淨土宗 大字稚内寶來通

(一)由緒 明治十六年六月當寺開山、山田靈明當地に巡教し信徒佐藤松三郎等と協力して假教會所を創建し、其後美奈川靈俊の代に至り明治三十二年五月十七日寺號公稱許可を得たり。

(二)檀 徒 百貳拾戸

(三)境内及境外坪數 イ、境内九百三十二坪ロ、附屬地千三百坪

(四)堂宇其他坪數 イ、堂宇五十五坪ロ、位牌堂九坪、ハ庫裡六十二坪五合

(五)基本財産 現金六百五拾圓(大正十一年三月末)

(六)總 代 濱田元春、佐藤春吉、渡邊乙松

大 慶 寺 本尊 日蓮大菩薩 日蓮宗 大字稚内寶來通

- (一)由 緒 明治三十二年八月十二日管長の副願書相添へ教育所設置の議出願同年十一月二十二日許可を得其後漸次檀徒も増加し、同三十五年九月四日寺號公稱許可を得たり
- (二)檀 徒 九十二戸
- (三)境内及境外坪數 イ、境内九百五十坪
- (四)堂宇其他坪數 イ、堂宇二十八坪、庫裡二十三坪
- (五)基本財産 現金壹千圓(大正十一年三月末)
- (六)總 代 佐藤權太郎、佐藤芳松、須田政吉
- (七)其 他 目下本堂及び庫裡の増改築を爲しつゝ有り
- 法 雲 寺 本尊 阿彌陀如來 眞宗本願寺派 大字稚内山下通
- (一)由 緒 僧小林智海信徒鹽谷松之助、池田運松等と相圖り明治二十四年假設説教所の創設認可を得、同三十二年寺號公稱許可を得たるも、基本財産の關係上同三十六年十二月三日寺號公稱許可取消さるゝに至る經て大正二年一月十七日寺號公稱再許可を得今日に至る。大正十年本堂並に庫裡の新築を爲す。
- (二)檀 徒 百貳拾戸
- (三)境内及境外坪數 イ、境内八百坪
- (四)堂宇其他坪數 イ、堂宇五十八坪一合六勺、納骨堂十坪、庫裡五十九坪
- (五)基本財産 畑九町四段五畝歩

- (六)總 代 山口長五郎、館農勇太郎、向瀬義男、高橋喜助、鹽谷作次郎、井上時次郎、藤野和平、岡田義胤、北村末吉、山本七平
- 禪 德 寺 本尊 釋迦牟尼如來 曹洞宗 大字稚内山下通
- (一)由 緒 明治二十四年八月山形縣南置賜郡玉度村法泉院前任職菊地興禪先代、鈴木太平、榎秀三等と相圖り幾多の辛酸を經寺院創立を企てたるも出願の運びに至らず修學の爲め退道したり。其後伊藤俊道後を承け同二十九年五月十四日寺院公稱の許可を得たり。
- (二)檀 徒 百五十五戸
- (三)境内及境外坪數 イ、境内千四百一坪、境外六百十六坪
- (四)堂宇其他坪數 イ、堂宇六十六坪三合三勺、庫裡三十二坪、金比羅、太子、龍神各合堂十五坪、地藏堂坪六合六勺
- (五)歴代住職 菊地興禪、伊藤俊造、鴻春舸、原曉造、現住酒井觀應
- (六)教化施設イ、佛教誌の施本、禪學會(月三回講習)
- (七)總 代 石川才治、佐賀徹郎、竹内丑太郎、安富平造、近藤八太郎、竹本玉吉、渡波作次郎
- 量 德 寺 本尊 阿彌陀如來 眞宗大谷派 大字稚内字山下通
- (一)由 緒 明治二十二年十月小樽區量德寺住職岡崎現肇當地に來り布教を企てたるも

之れを果たさず、吉田廣海代りて布教の衝に當り永續維持の目途確立せるを以て寺號公稱を願出で明治三十年七月十日許可せらる。

(一)檀徒 參百壹戸

(二)境内及境外坪數 一、境内千九百八十四坪

(三)堂宇其他坪數 一、堂宇百拾坪、庫裡五十坪

(四)基本財産 畑七畝六步

(五)總代宮本伊三郎、岩木甚右工門、折戸宗仁、瀧澤太兵衛

大德寺 本尊 釋迦牟尼佛 曹洞宗 大字聲間村

(一)由 緒 明治二十八年廣光大秀大分縣下毛郡より來り布教に従事せし後成田與之吉高瀬多吉等と相圖り明治三十一年十一月九日寺號公稱の許可を得るに至れり。

(二)檀徒 百貳拾四戸

(三)境内坪數 壹千七百七十六坪

(四)堂宇其他坪數 一、堂宇五十四坪、庫裡三十五坪

(五)基本財産 現金五百圓(大正十一年三月末)

(六)總代 小林明易、上野倉藏、前田龜吉、八石邦太郎、澁谷久次郎、

大成寺 本尊 阿彌陀如來 眞宗大谷派 大字聲間村

(一)由 緒 明治二十四年九月現任職黒田哲周布教に従事し、漸次信徒増加せるに依り

寺號公稱出願し同四十四年二月許可を得たり。

(二)檀徒 百四拾八戸

(三)境内坪數 壹千貳百九十五坪

(四)堂宇其他坪數 一、堂宇二十四坪、庫裡二十九坪

(五)基本財産 畑四町九反三畝十步

(六)總代 高林吉太郎、竹下末松、高木兼吉

眞宗大谷派說教場 字大稚内字マタルナイ

設立 明治二十九年七月二十七日許可

眞宗大谷派說教所 大字拔海村字上ユーチ八線

設立 大正八年三月十四日許可

眞宗大谷拔海說教場 大字拔海村字バツカイ

設立 明治四十三年六月一日許可

眞宗本願寺派拔海說教場 大字拔海村字バツカイ

設立 明治三十年三月十一日許可

淨土宗說教場 大字稚内村字ウロンナイ

設立 明治三十七年四月十五日許可

眞宗大谷派說教場 大字聲間村字上聲間原野三十三號

設立 大正五年十月一日許可  
 真宗本願寺派説教場 大字聲間村字コエトイ  
 設立 大正九年五月二十一日許可  
 曹洞宗説教場 大字聲間村字上コエトイ東八線  
 設立 大正十年七月六日許可  
 新義真言宗豊山派教會所 大字聲間村字沼川  
 設立 大正十一年四月二十五日許可

第六節 教育

序説

本町教育の濫觴は明治二十一年五月稚内仲通一丁目に在りし宮本佐與治所有の間口三間奥行五間の草小屋を無賃にて借り受け、中村齡助校長となり笹原翠を招聘して村費より月額金五圓の補助を得て授業を開始したるなり。其後聲間村、抜海村其他各殖民部落に來住者増加し來り始めは寺小屋的教育或は部落民一同の醸出を以つて私設教育所を設立する等幾多の變遷を経て、目下は尋常高等併置校二校尋常小學校七校特別教授場四校私立教授場一校の現況にて尙ほ未開の農耕地拓殖さるゝに伴ひ教育機關の設置せらるゝは明かなり。校舎の新築、増築、改築、修繕等には多額の工費を要し何れの町村にありても齊しく困難を感ずる處なるが、本町の如きも其の範圍に漏れず之れが財源に苦しみつゝあるを以つて、小學校學繕基本財産を造成し其の収益を以つて之等の費額に充當するの計畫を立て其の基礎稍々成れり。

稚内町小學校兒童調 (大正十一年七月未調)

校名	大正拾壹年七月		大正十年		大正五年		大正元年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
稚内尋常高校	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
聲間尋常高校	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇	一七	一〇
濁内尋常校	四	四	四	四	四	四	四	四
抜海尋常校	二	三	二	三	二	三	二	三
更喜内尋常	一	二	一	二	一	二	一	二
勇知尋常校	二	三	二	三	二	三	二	三
夕來尋常校	一	二	一	二	一	二	一	二
上勇知尋常校	二	三	二	三	二	三	二	三
上聲間尋常校	二	三	二	三	二	三	二	三
下聲間特別教授場	一	一	一	一	一	一	一	一
沼川特別教授場	一	一	一	一	一	一	一	一
曲淵特別教授場	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二二	一五	二二	一五	二二	一五	二二	一五

豊別特別教授場		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	計			
合	計	四〇	五〇	一、二七五	一、一五二	二、四二七	一、一五九	一、〇四九	二、二二三	九〇八	八二四	一、七二八	七〇三	六〇三	一、三〇三

備考 本表以外私立樺岡小學校あり兒童十八名教員一名にて教授しつゝあり。教員は稚内、聲問、潤内、上勇知、勇知、更喜苦内に於て各一名づつ欠員なるも、九月採用の運びになり居るを以つて便宜上之れをも加へて本表に記入せり。

稚内町學齡兒童及就學兒童調

年次	學令兒童計		就學兒童計		就學歩合計	
	男	女	男	女	男	女
大正元年度	七七八	六九〇	七六九	六六一	九八八	九五八
大正五年度	八八四	八四三	八六五	七九七	九七、八五	九五、五三
大正十年度	一、三二四	一、二四二	一、三三一	一、二四三	九、九七七	一〇〇、〇〇
計	二、九八六	二、七七五	二、九六五	二、三〇一	二〇、八一二	二〇、一〇三
大正元年度	六、六四五	一、九〇九	九三〇	一一、五六三	〇、四五〇	八、七六六
大正五年度	七、七六五	一、四八八	一、九〇〇	一三、二四三	〇、五三〇	七、八二八
大正十年度	二六、四四六	八、八九一	三五〇	四三、七四六	〇、四三二	一九、七七六
計	四〇、八五六	一三、六八六	一、一八〇	六八、七五二	一、〇一二	一九、五七〇
町村費ニ對スル歩合	計		計		計	
一人當	計		計		計	
一戸平均負担額	計		計		計	

稚内町教育費額

就學兒童出席歩合

校名	大正拾壹年七月計		大正拾年		大正五年度		大正元年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
稚内高等校	九七、〇〇	九五、四六	九五、四八	九三、一四	九五、一七	九四、七三	九四、七三	九四、九八
聲問高等校	九七、三九	九四、三九	九五、八七	九五、四四	九六、八四	八八、八〇	九四、六八	八八、八〇
潤内尋常校	九五、六五	九八、四四	九五、七四	九四、七四	九七、六〇	九四、六八	九四、六八	九四、六八
拔海尋常校	九三、五一	九〇、一六	九五、二六	九一、六七	九七、八二	九四、六八	九四、六八	九四、六八
更喜苦内尋常校	九三、一六	八八、五七	九〇、九九	七四、六七	八七、六四	八三、一一	八三、一一	八三、一一
勇知尋常校	九六、三四	九四、二〇	九五、二五	九一、二三	九七、二八	九四、〇三	九四、〇三	九四、〇三
夕來尋常校	九三、三一	九五、一九	九七、一一	八九、〇五	九四、〇三	九四、〇三	九四、〇三	九四、〇三
上勇知尋常校	八七、六一	八三、三六	八五、五八	八七、〇〇	八七、八七	八七、八七	八七、八七	八七、八七
上聲問尋常校	九五、六四	九五、三七	九五、五四	八七、〇〇	八七、八七	八七、八七	八七、八七	八七、八七
下聲問特別教授場	八二、〇八	七三、四九	八三、〇四	八三、〇四	八三、〇四	八三、〇四	八三、〇四	八三、〇四
沼川特別教授場	九七、〇九	九一、七〇	九〇、九三	九〇、九三	九〇、九三	九〇、九三	九〇、九三	九〇、九三
曲淵特別教授場	九四、八九	九〇、六二	九四、二四	九〇、六二	九〇、六二	九〇、六二	九〇、六二	九〇、六二
豊別特別教授場	九二、二二	九四、二四	九三、一二	九三、一二	九三、一二	九三、一二	九三、一二	九三、一二
平均高等尋常	九六、六一	九三、〇四	九三、一四	九三、一四	九三、一四	九三、一四	九三、一四	九三、一四

稚内町児童増加調

年次	戸数	児童数	學級数	教員数
大正十一年七月	二,四八七	二,三六七	四	五
大正十年度	二,三四五	二,二二三	四	五
大正五年度	二,一五三	一,七七八	三	四
大正元年度	一,八八五	一,三三九	三	四

稚内町小學校教員資格及俸給調

(大正十一年四月現在調査)

校名	本科正教員		尋常科正教員		准訓導		代用教員		計	大正五年	大正元年
	男	女	男	女	男	女	男	女			
稚内校	一	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一
聲間校	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一
潤内校	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一
拔海校	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一
更喜苗内校	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一
勇知校	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一
夕來校	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一
上勇知校	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一

稚内小學校住宅數調

(大正十一年九月現在)

備考 裁縫科勤務の代用教員を除き、學級擔任の歩合を示せば、訓導六割二分、准訓導一割一分、代用教員二割七分に當る。

校名	獨立居宅戸數			校舍附設住宅			住宅居教員數			住宅料支給教員數			住宅料支給准代用教員數		
	平均	最小	最高	平均	最小	最高	平均	最小	最高	平均	最小	最高	平均	最小	最高
上聲間校	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下聲間校	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沼川場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曲淵場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
豊別場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	八	一	一	三	一	一	三	一	一	九	一	一	一	一	一
總平均	六、七〇	三、〇〇	一、五〇	六、五〇	三、〇〇	一、五〇	六、〇〇	三、〇〇	一、五〇	六、〇〇	三、〇〇	一、五〇	六、〇〇	三、〇〇	一、五〇



更喜内校	勇知校	夕來校	上勇知校	上聲問校	下聲問校	曲淵場	豐別場	沼川場
二	一	一	一	二	二	二	二	二
二	二	一	一	二	二	二	二	二
三	三	二	二	二	三	二	三	二
三	二	一	一	二	二	二	二	二
二	二	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二
一	一	一	一	二	二	二	二	二

備考 住宅料は訓導毎月六圓、准代教員毎月四圓づつ支給す。

一般奉職	大正元年度	大正五年度	大正十年度	大正十年度合	五年未滿	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	計
大正元年度	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大正五年度	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大正十年度	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大正十年度合	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
稚内町内奉職					五年未滿	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	計
大正十年度					三	三	三	三	三	三
合計					三	三	三	三	三	三

稚内町教員勤務調 (大正十一年九月調査)

職名	人員	勤務延年數	平均年數	備考
小學校長	九	九	九	本正二、尋正七
同訓導	五	五	五	本正七、尋正八
同准訓導	六	六	六	本准二、尋准四
同代用教員	二	二	二	一學級擔任の代用教員
同(裁縫教員)	八	八	八	裁縫專科擔任の代用教員
合計	五〇	五〇	五〇	

備考 稚内、聲間、濁内、勇知、上勇知、更喜苦内にては各一名づつ欠員なるも大正十一年九月中採用の見込に付便宜上之れをも加へて本表に記入せり。

稚内町學校衛生 (大正十一年十二月現在)

校名	輕症	中症	重症	患者數計	兒童數ニ對スル患者歩合	學校醫氏名
稚内校	五八	五	六六	六九	〇・二七	濱田 元春
更喜苦内校	三三	〇	一三	四六	〇・二〇	中澤浩 一 郎
濁内校	四八	〇	四九	九九	〇・二〇	
拔海校	一五	〇	一五	三〇	〇・一三	

豊別	曲淵	沼川	上野	上野	夕來	勇知	下野	聲問
計	別	場	川	野	來	知	野	問
揚	場	場	校	校	校	校	校	校
一九六	一	二	三	七	三	六	二	〇
七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三三	一	三	三	七	四	八	三	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
志田	彰策	柳澤	榮治	白石	有隣			

備考 潤内、更喜苦内、上聲問、曲淵、豊別は大正十一年四月現在。

中等學校入學者調 左の表は稚内校、聲問校出身者の調査に依るものなり。

高等	中等	師範	學校	種類	別
女	學	學	校	校	校
校	校	校	校	校	校
大正十一年	四月	月	月	月	月
志望者數	入學者數	志望者數	入學者數	志望者數	入學者數
六	六	三	三	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	七	三	三	三	三

實業	學校	其他ノ中等學校	合計
五	一	六	二
二	一	五	九
〇	〇	〇	〇
七	〇	七	七

第七節 兵事

壯丁検査成績

大正五年度

兵種	本籍	寄留	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種	備考
歩兵	兵	兵	種	種	種	種	種	
騎兵	兵	兵	二	三	三	三	三	
工兵	兵	兵	一	一	一	一	一	
輜重	卒	卒	二	三	三	三	三	
合計			五	六	五	五	五	
備考			丙種徵集免除	丁種兵役免除	戊種			
			三	四	一			

兵種	本籍/寄留		甲種	乙種	丙種	備考
	種	第一種				
步兵	三	九	二	一	一	丙種徵集免除
騎兵	一	一	一	一	一	丁種兵役免除
砲兵	一	一	一	一	一	
工兵	一	一	一	一	一	
輜重兵	一	一	一	一	一	
輜重卒	七〇	一	一	一	一	
合計	七〇	一	一	一	一	

入營者

兵種	所屬隊		員數
	大正	五年	
近衛步兵	一聯隊	一聯隊	一
騎兵	七聯隊	七聯隊	二
步兵	二十八聯隊	五聯隊廿八聯	一
砲兵	七聯隊	兵兩館重砲	一
合計	七	二	二

帶勤者

兵種	所屬隊		員數
	大正	五年	
砲兵	兵兩館重砲	野砲聯隊	一
工兵	七大隊	七大隊	一
輜重兵	七大隊	七大隊	一
海軍	香取	電信隊兵	一
合計	七	七	二

第八節 衛生

序説 生命の保健は常に一家の繁榮に利あるのみならず、一國の盛衰にも關係を及ぼす重大事なり。之れが爲め歐洲戰後參加國は何れも最後の勝利は健全なる身体

を有する國民一般の衛生思想涵養に大なる勢力を爲しつゝ有り。本町は宗谷村より分離  
獨立なしたる古き明治二十一年より衛生觀念大いに進み豫防上注意を怠らざる爲め傳染  
病患者数は少なし。

施設

(一)補助醫 開業醫少なきを以つて二級町村制時代より二年若くは三年契約に  
て町村費 補助醫を置き一般住民の診療遺憾なからしむると共に、衛生組合  
と協力し衛生思想の普及に努めつゝあり。

(二)衛生組合 大正十年度末に於て十組合を設け部長、伍長を置き春秋二季の清潔法施行  
並に種痘を勵行なし衛生講話又は活動寫真を利用し、或はボスター假裝行列等の方法に  
依り衛生思想の普及に努力しつゝあり。

年次	組合數	組合役員數	町補助額	徴收額	寄附金	計	平均一組合費	平均一戸負擔額
大正元年	七	五〇	一三〇	〇〇	〇	一三〇	一八	〇〇
大正五年	七	五〇	一三〇	〇〇	〇	一三〇	一八	〇〇
大正十年	一〇	七十一	三〇〇	〇〇	〇	三〇〇	三〇	二七

病院及藥種商

(一)病院(イ)濱田病院 稚内大字稚内本通北一丁目、濱田元春氏の經營にして病室其他萬  
般の設備完全なり、目下醫員院長、副院長の二名にして外國留學中の醫員一名、尙ほ附  
屬產婆二名有り。

(ロ)今野醫院 稚内大字稚内仲通稚内仲通二丁目、今野元徳氏院長とし山本長太郎氏院  
長として一般診療に従事しつゝあり。

(ハ)中澤醫院 稚内町大字稚内北濱通一丁目、中澤浩一郎氏院長として個人經營一般診  
療に従事す。

(ニ)修仁堂醫院 稚内町大字稚内本通北三丁目、小倉新三郎氏院長として内科小兒科外  
科眼科花柳病皮膚病生殖器科學の科目に依り診療なしつゝ有り。

(ホ)白石醫院 稚内町大字聲問村川端通、白石有隣氏の經營にして大正七年より一般診  
療に従事しつゝ有り。

(ヘ)拓殖補助醫 大字聲問村字上聲問原野東九線、志田彰策氏  
(ト)同 上 大字拔海村字ユ一子原野、新妻直俊氏、兩醫師とも北海道廳拓殖補助醫  
被命赴任され一般原野住民の爲め懇切に診療なしつゝ有り。

(二)口腔醫院 (イ)川合齒科醫院稚内大字稚内本通北三丁目、川合新九郎氏經營一般齒  
科口腔診療に従事す。(ロ)稚内齒科醫院 稚内町大字稚内本通北一丁目、兒玉賢一鷹  
田林太郎の兩氏經營を爲す。

(三)藥種商 醫家用藥種又は一般賣藥業者目下稚内町全体にて七店。

(四)獸醫 家畜衛生及畜産改良の爲め目下大河内勇治、菊地重義の兩氏家畜の診療



大正元年死亡者病類及年齡

第一

病類別	才		男女
	迄	滿一	
百日咳	—	—	—
肺結核	—	—	—
結核性腦膜炎	—	—	—
癌腫	—	—	—
腦充血、腦出血	—	—	—
腦軟化	—	—	—
腦系疾患	—	—	—
心臟器質的疾患	—	—	—
急性氣管支炎	—	—	—
慢性氣管支炎	—	—	—
肺炎及支氣管炎	—	—	—
呼吸器疾患	—	—	—
肝臟硬化	—	—	—
腹膜炎	—	—	—
腎臟炎	—	—	—
及前列腺炎	—	—	—
自變(自殺)	—	—	—
以上列記外ノ疾患	—	—	—
合計	—	—	—

大正五年度死亡者病類及年齡

第二

病類別	才		男女
	迄	滿一	
百日咳	—	—	—
流行性感冒	—	—	—
肺結核	—	—	—
結核性腦膜炎	—	—	—
微毒	—	—	—
癌以外惡性新生物	—	—	—
脚氣	—	—	—
勞養變調疾患	—	—	—
其他ノ全身病	—	—	—
腦出血及腦軟化	—	—	—
神經系ノ疾患	—	—	—
心臟ノ器質的疾患	—	—	—
急性氣管支炎	—	—	—
慢性氣管支炎	—	—	—
肺炎及氣管支炎	—	—	—
呼吸器ノ疾患	—	—	—
胃ノ疾患	—	—	—
下痢及腸炎	—	—	—
肝臟硬化	—	—	—
消化器疾患	—	—	—
腹膜炎	—	—	—
腎臟炎	—	—	—
及前列腺炎	—	—	—
男女生殖器ノ疾患	—	—	—
產褥熱	—	—	—
老衰	—	—	—
自殺	—	—	—
以上列記外疾患	—	—	—
合計	—	—	—

大正十年死亡者病類及年齡

第三

大正十年死亡者病類及年齡 第三

病類別	計		男		女	
	才	滿	才	滿	才	滿
百日咳	1	1				
流行性寒	2	2				
肺結核	2	2				
腦器ノ結核	1	1				
毒	1	1				
癩	1	1				
脚氣	1	1				
營養變調疾患	2	2				
腦膜炎	8	7				
腦出血及腦軟化	1	1				
神經系疾患	1	1				
心臟ノ器質的疾患	1	1				
血行器ノ疾患	1	1				
急性氣管支炎	1	1				
慢性氣管支炎	9	3				
肺炎及氣管支肺炎	3	3				
呼吸器ノ疾患	2	2				
胃ノ疾患	3	4				
肝臟硬化	3	3				
消化器ノ疾患	2	2				
腹膜炎	1	1				
腎臟炎及	1	1				
アライト氏病	1	1				
泌尿器疾患	1	1				
婦人生殖器疾患	1	1				
產褥熱	1	1				
妊娠及産ニヨル疾患	1	1				
皮膚及運動	1	1				
畸形及先	1	1				
天性ノ弱衰	1	1				
自殺	1	1				
以上列記外ノ疾患	1	1				
計	18	19	5	5	13	14

大正十年死亡者病類及年齡 第三

病類別	計		男		女	
	才	滿	才	滿	才	滿
癩	1	1				
脚氣	1	1				
營養變調疾患	1	1				
腦膜炎	1	1				
腦出血及腦軟化	1	1				
神經系疾患	1	1				
心臟ノ器質的疾患	1	1				
血行器ノ疾患	1	1				
急性氣管支炎	1	1				
慢性氣管支炎	1	1				
肺炎及氣管支肺炎	1	1				
呼吸器ノ疾患	1	1				
胃ノ疾患	1	1				
肝臟硬化	1	1				
消化器ノ疾患	1	1				
腹膜炎	1	1				
腎臟炎及	1	1				
アライト氏病	1	1				
泌尿器疾患	1	1				
婦人生殖器疾患	1	1				
產褥熱	1	1				
妊娠及産ニヨル疾患	1	1				
皮膚及運動	1	1				
畸形及先	1	1				
天性ノ弱衰	1	1				
自殺	1	1				
以上列記外ノ疾患	1	1				
計	18	19	5	5	13	14

種別	件数	被害額	備考
第一種	...	...	...
第二種	...	...	...
第三種	...	...	...
第四種	...	...	...
第五種	...	...	...
第六種	...	...	...
第七種	...	...	...
第八種	...	...	...
第九種	...	...	...
第十種	...	...	...
第十一種	...	...	...
第十二種	...	...	...
第十三種	...	...	...
第十四種	...	...	...
第十五種	...	...	...
第十六種	...	...	...
第十七種	...	...	...
第十八種	...	...	...
第十九種	...	...	...
第二十種	...	...	...
合計	...	...	...

大正元年中の被害状況

第一

## 第九節 警察及火防

### 序 説

吾人の生命財産を保護し権利を擁護すべき警察署は明治二十一年九月宗谷村より移轉し今日に及べり。尙ほ火防機關としての消防組は明治二十三年私設消防組の創始後改善を加へ公設消防組となし尙ほ屢々改良設備をなし火防上施設に對しては遺憾なきを期せり。

### 盗難件數

年次	強盗ニ罹リシ者	窃盗ニ罹リシ者	屋外產物ヲ盜マレシ者	騙取ニ罹リシ者	計
大正元年	...	...	...	...	...
大正五年	...	...	...	...	...
大正十年	...	...	...	...	...
合計	...	...	...	...	...

### 災害

年次	火		洪水		海嘯		船波		風害	獸害件數
	度數	損害價格	度數	損害價格	度數	損害價格	度數	損害價格		
大正元年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大正五年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大正十年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
合計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



變死人調

年 度	自殺	誤死	殺害	誤殺害	難船	水火災	途上發病	其他	計
大正五年	三	一	一	一	一	七	三	一	一
大正十年	八	一	一	一	一	七	三	一	一
大正元年	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正五年	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十年	二	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一四	三	三	三	三	一四	三	一	一

稚内消防組

一、沿革 明治二十三年私設消防組を創始し山本竹次郎、鈴木留吉氏等大奔走設立し取締として山本竹次郎就任す。同二十七年廳令を以て宗谷消防組と公稱組頭に山本竹次郎就職し、同三十四年中稚内消防組と改稱し司令官は歴代宗谷警察署長其任に當り今日に至る。經費は概ね町民有志の醸金に待つが故に基本積立の如き爲し得ざるも最近消防組員家族慰安會を開催し、残余金九十六圓内外の預金あるのみならず今後は努めて蓄積を圖らんとす。

一、活動狀況 消防として一般出動するは水火災、其他臨時突然非常時等に出動するは勿論なるも、矢田現組頭就職以來公費又は私費を以つて札幌、小樽、函館、俱知安等の消防組狀況を視察し尙ほ道外は青森、弘前、秋田、大泊、豊原、真岡及其附近をも視察し尙ほ東京警視廳、横須賀等見學爾後の改善に資する所あり。大正十年南稚内町長日吉警察署長と謀りガソリン唧筒を購入し、番屋の大改築を行ひ更に大字抜海村に第四部を新設す。蔭方面は組織計畫中なれば近く具体的ならんも非常時用として唧筒一臺配給せり。在郷軍人分會義勇消防團にも特に一臺配給し共に消防の本能を盡さん事を期す。因に消防手は軍人に類似し一朝有時に所しては自家を顧みざる底の意氣を有する此等組員及家族慰安を爲す如きは、平素の活動一端を補ふ可く大正九年より毎年引續き慰安會を催し或は演藝又は映畫にて其實を擧げつゝ有り。尙ほ慰安會を利用し功勞者表彰、故人組員の追弔會をも舉行しつゝ有り。

歴代組頭

第一次	山本竹次郎	自治二十七年
第二次	中島初太郎	自治二十七年
第三次	飯田吉次郎	自治三十二年
第四次	永田和吉	自治四十一年
		自治四十六年

- 第五次 若林和吉 自同 至同 七六 年  
 第六次 松本徳太郎 自同 至同 八七 年  
 第七次 矢田榮太郎 現自 在年 八 年

一、組織及機械

年次	役員		消防手	合計	機械		
	組頭	部長			腕用ポンプ	ガソリンポンプ	ホース車
大正元年	一	一	六	六	三	一	一
大正五年	三	三	六	六	三	一	一
大正十年	四	三	八	一三	五	一	一

一、其他 春秋二期定期演習又は臨時演習或は器械器具の檢閲若くは試験、其他暴風雨雪に際しては夜警を爲しつゝ有り。

稚内火災豫防組合

大正二年以降の設立にして稚内町管内十三組有り、常に火防宣傳を怠らず活動寫眞又は講演會を催し不斷の努力を爲し、非常時に際會しては消防組と協力し活動なすの氣脈を通じ居れり。

稚内町火防後援會

市内第一區より第六區まで分れ常に講演會又は各戸巡回講話を爲し火防思想涵養助成、火災豫防組合、消防組の後援を爲すを目的となし各々活動なしつ々有り。

稚内義勇消防團

大正四年十二月稚内在郷軍人分會員を以つて組織し大字稚内北濱通四丁目器具小屋を設立し、稚内消防組より腕用ポンプ一臺の配給を受け非常時に際しては消防組火災豫防組合等と協力火防消火に努めん事を期しつゝ有り。

稚内衛生火防婦人會

大正五年設立にして、稚内(市街坂の下、ルエベンルモ)抜海、聲問等に會員を有し左の目的に依り、講習會、講演會を開催し活動爲しつゝあり。  
 衛生學の大意 細菌學大意 傳染病論大意 産婆學大意 傳染病豫防消毒法 看護方法  
 繻帶術 妊婦産婦の心得 胎兒又乳兒保育方法 家宅及諸器具汁器等の掃除及整理法  
 火災豫防上に關する方法

其他

宗谷榮林區分署長現中條利工氏就任以來山火に對しては常に深甚の注意を爲し極力火防線の設備に努力し目下殆んど完全に成り、一朝山火等起るも市街に猛火の襲來する怖れなき迄に至れり。

### 第十節 拓殖

廣漠たる農牧好適地及び國有未開地と未だ斧鉞を入れざる大森林とを有し、拓殖の前途有望なるに着目して近年著しく投資を爲し開發を期しつつあり。

牧場

年別	所 有 者 階 級 別					合 計
	五百町歩以上	五百町歩未滿三百町歩未滿	百町歩未滿五十町歩未滿	三十町歩未滿十町歩未滿	十町歩未滿	
大正元年	一	一	三	七	一	一六
大正五年	一	一	六	九	一	一八
大正十年	一	一	二	五	一	一〇
計	一	一	九	二一	二	三四

墾成耕地

年 次	種 別	作付地		不 作 付 地		計
		反	モ	反	モ	
大 正 元 年	牛馬新テ爲スモ	二六五〇	一三六〇	八三〇	二六五〇	二六五〇
	牛馬耕テ爲スモ	二六五〇	一三六〇	八三〇	二六五〇	二六五〇
大 正 五 年	牛馬新テ爲スモ	一七七〇	一四七〇	八〇〇	一七七〇	一七七〇
	牛馬耕テ爲スモ	一七七〇	一四七〇	八〇〇	一七七〇	一七七〇
大 正 十 年	牛馬新テ爲スモ	二九二	一九二	七七八	二九二	二九二
	牛馬耕テ爲スモ	二九二	一九二	七七八	二九二	二九二
計	牛馬新テ爲スモ	二九二	一九二	七七八	二九二	二九二
	牛馬耕テ爲スモ	二九二	一九二	七七八	二九二	二九二



食用及特用農作物

種別	大正元年		大正五年		大正十年	
	作付反別	收穫高價	作付反別	收穫高價	作付反別	收穫高價
大豆	100	100	100	100	100	100
粟	100	100	100	100	100	100
黍	100	100	100	100	100	100
玉蜀黍	100	100	100	100	100	100
蕎麥	100	100	100	100	100	100
食用百合	100	100	100	100	100	100
甘藍	100	100	100	100	100	100
馬鈴薯	100	100	100	100	100	100
著莢	100	100	100	100	100	100
燕麥	100	100	100	100	100	100
蘿蔔	100	100	100	100	100	100
胡蘿蔔	100	100	100	100	100	100
葱	100	100	100	100	100	100
蔥頭	100	100	100	100	100	100

澱粉

次種別	大正元年		大正五年		大正十年	
	製造戶數	原料需用高(馬鈴薯)	製造量	製造高價	製造量	製造高價
午莠	15	1000	1000	1000	1000	1000
越瓜	15	1000	1000	1000	1000	1000
西瓜	15	1000	1000	1000	1000	1000
胡瓜	15	1000	1000	1000	1000	1000
茄子	15	1000	1000	1000	1000	1000
其他蔬菜類	15	1000	1000	1000	1000	1000
牧草	15	1000	1000	1000	1000	1000
除虫菊	15	1000	1000	1000	1000	1000
薄荷葉	15	1000	1000	1000	1000	1000
大麻	15	1000	1000	1000	1000	1000

第十二節 牧畜

序説

牧畜の改良に就いては熱心なる研究者も二三に止まらざりしも需給の關係上採算相合はず、今日までは不振なりしも數年來漸く面目を一新し發達の機運に向ひのゝあり。宗谷線全通後最も有望なる養狐業に着目し事業計畫に奔走しつゝあり。

家畜家禽  
(一) 牛

年別	種別		計	種別		計
	内	外		内	外	
大正	九	一	一〇	九	一	一〇
正	一	一	二	一	一	二
元	一	一	二	一	一	二
年	一	一	二	一	一	二
計	一三	三	一六	一三	三	一六

(二) 馬

年別	種別		計	種別		計
	内	外		内	外	
大正	一八	九	二七	一八	九	二七
正	一	一	二	一	一	二
元	一	一	二	一	一	二
年	一	一	二	一	一	二
計	二〇	一二	三二	二〇	一二	三二

年別	種別		計	種別		計
	内	外		内	外	
大正	三	七	一〇	三	七	一〇
正	一	一	二	一	一	二
元	一	一	二	一	一	二
年	一	一	二	一	一	二
計	五	九	一四	五	九	一四

(三) 豚

年別	種別		計	種別		計
	内	外		内	外	
大正	一	一	二	一	一	二
正	一	一	二	一	一	二
元	一	一	二	一	一	二
年	一	一	二	一	一	二
計	三	三	六	三	三	六

(四) 鶏

年別	種別		計	種別		計
	内	外		内	外	
大正	一	一	二	一	一	二
正	一	一	二	一	一	二
元	一	一	二	一	一	二
年	一	一	二	一	一	二
計	三	三	六	三	三	六

(五) 山羊兔

牛乳 (大正元年、五年、十年)

種別	年別		計	種別	計	種別	計
	大正元年	大正五年					
大正	10	15	25	山	1	牝	1
大正	10	15	25	牝	1	羊	1
大正	10	15	25	計	2	牝	2
大正	10	15	25	計	2	兔	2
大正	10	15	25	計	2	計	2

第十二節 漁業

序説

宗谷郡に於ける漁業創始は天明年間始めて漁場請負人を置かれたる當時に始まる。其頃の漁業は鮭、鱒、の二種にして成行網を使用し鱒は僅かに土人の食用として刺網を用ひたり。海鼠は余業として採捕しせしも汎ねく販粥を嚴禁せられ、幕府

直接長崎に於て支那に輸出し居たりしも天保年間に至り身欠鯨、胴鯨を製し始めて内地本土に送り出せり。嘉永年間に及び鯨漁に行成網を用ひ又笊網を使用し稍漁獲法發達に赴くと同時に魚粕製造の有利なるを知るに至れるも、之れを爲さば魚族の群來を害すてう里諺蜚語に迷信して之れを忌みたり。而して笊網は防害ありとて廢止され超て萬延文久年間に及び愈々魚粕絞搾製造し内地肥料の需要供給の顯著なるを覺るに至れり。然れ共明治維新に至る迄漁業は請負人に掌握せられ特段の發達なかりしも、明治十年全く漁場受負制度を廢し一般許可せらるゝに至れるも従前請負人の外四五の漁業者經營せるのみ。本部の地は本道北端に位し交通極めて不便人煙又稀薄隨つて春來秋去、所謂辨財船に依り僅かに來往せるに止まれり。然し逐年發達を爲し明治十三四年頃には鮭建網八十九統、鯨建網十五統を算せり。超て明治二十年本道水産稅則の制定あり同年水産物營業人組合を組織し納稅委員を置き魚介藻類に至る迄漁獲さるゝに至り一般漁業の規則も屢々改廢せられ行成網は殆んど滅し角網時代に移り、明治二十八年前後六七年間は本町漁業の全盛を嘔はれたり。其后盛衰を來たし今日に及べり。

水産業者戸數及人口

漁獲物及水産製品産額

種類	其 他		蛤		イバラ蟹		地雜 曳貨		昆 布	
	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者
數量	137	30	23	21	23	100	1,500	300	109	109
正價							川發動機 崎機			
八價格										
大正九年格										
數量	137	983	48	100	68	70	1,500	103	254	254
正價										
九價格										
大正十年格										
數量										
正價										
十價格										

水産現業數

種類	海 扇		海 鼠		鮭		鱈	
	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者
名稱	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者	從業者者	漁業船者
大正八年	56	27	27	27	30	10	30	30
大正九年								
大正十年								



同鮭	沃	同昆	同同	貝	海	雜	雜	鯧	身	飾	白	笹	扇	鮫	同	イ
筋						魚	魚	欠								鱈
子	度	灰	布	口	耳	柱	參	油	粕	油	鯧	子	目	鯧	鮫	鱈
四、〇八〇	一、七〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	九八〇	一、〇〇〇	六二〇	四、〇〇〇	一、四四七	七〇八	四六三	九七	一五五	一一二	六八七
二、一〇六〇〇	一一九、〇〇〇	三、七四〇〇〇	一、九二〇〇〇	一一、九五五〇〇	四、八〇〇	一、五六八〇	六四、一六〇〇	一一五、二五五〇〇	四二、六五八〇〇	一、七八八〇〇	四三、六五八〇〇	二六、一〇八〇〇	一六、八六六〇〇	五、八六八〇〇	四、三四三〇〇	二、五五三〇〇
二、九二	一、二六三	八二〇	五五〇	一、〇三三			七四、九〇〇		八七	三八	六八	一五	四七	二九	三七七	四、七〇〇
六、九七八〇〇	三、五六八〇〇	三、二一六〇〇	二、二〇〇〇〇	八、四八〇〇〇			一三七、八二〇〇〇		六、三二八〇〇	二六、二〇〇	一、五九四〇〇	一、八三三〇〇	六、〇〇〇〇	九、四四〇〇〇	三、四八〇	六、四一九〇〇
二、五〇〇	一、〇六七	六〇〇	四〇〇	二四、八二六			四六、七〇〇		六四	一九二	一〇〇	九	三三	五七	五七七	三、七八八
七、六八二〇〇	六九、三五五〇〇	二、八八〇〇〇	一、六〇〇〇〇	四、九六三〇〇			二九二、五三〇〇〇		四、七五二〇〇	一、九二〇〇〇	二、六〇〇〇〇	四〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	八六、八九〇〇〇
				三九、〇九六〇〇			六〇、七二〇〇〇		三、九二〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				四、九六三〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八
				二、九二〇〇〇			二九二、五三〇〇〇		二、八八〇〇〇	四、七五二〇〇	二、六〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	五、一六〇〇〇	八〇五〇〇	九、〇七三〇〇	三、七八八

計	千	千	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄	寄
六八〇	一九六	三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一〇三、八三九〇〇	六、八〇〇〇〇	八、四二二〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇	二、五五〇〇〇
五二〇	一〇七	二五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
四四、〇一八〇〇	五、二〇〇〇〇	一、四九〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇
八三〇	三三〇	三三〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
二七、八三三二〇〇	八、三〇〇〇〇	一、五六〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇	一、四二〇〇〇

稚内漁業組合 (位置稚内本通北五丁目)

一、沿革 明治三十五年漁業法發令後漸次改廢せられ同三十八年に至り漁業組合を設立する、こととなり、農商務省之を主管し漁業組合に其地域地先水面等専用漁業権を免許して魚族の蕃殖保護及び組合員の營利増進を圖るを以て同三十八年中時の宗谷水産組合長泉谷力藏外十數名創立發企人となり漁業組合創立を企て宗谷郡一圓を地域として漁業者總員數の三分の二以上の同意を得て設立認可申請を爲し、同三十九年十二月時の北海道廳長官より設立認可を得たり。而して組合は法令に基き規約を設け公認組合として活躍を爲せり。大正二年頃より宗谷林産出海扇、海鼠の豊富なる所より各行政區域組合員の要求累を爲し稚内、宗谷各行政區域組合員の協定となり大正四年二月組合分割を申

請し同年六月北海道廳長官の認可を得て分割後の名稱を稚内漁業組合と稱し現在に至る漁業組合は漁業法の外漁業組合令（明治四十三年十一月施行）漁業登録令（同上施行）等の法律に準據し公認組合として活動す。

二、事務 組合員の加入脱退に關する事項。理事、監事、事務員の進退に關する事項。總代選舉及會議に關する事項。金錢出納に關する事項。財産造成に關する事項。遭難救恤に關する事項。地先水面専用漁業權の行使及漁業方法に關する事項。宗谷漁業組合専用漁業權の内海扇漁業入漁に關する事項。組合員違約處分に關する事項。其他専用漁業權の種類海鼠、海扇、北寄、海老、昆布、地曳漁業、鱒、蜆、蛸及び宗谷村入漁海扇漁業に對する蕃殖保護又は漁業時期及從業者員數漁具の制限並に海鼠輪採に關する事項。

三、所員數 書記一名、會計一名、雇員一名、尙臨時雇用することあり。  
四、事務所 は宗谷水産組合内に置く。  
五、歴代組合長 氏名及び在職年數  
第一次 泉 谷 力 藏（明治四十年創立と共に新職五ヶ年在職）  
第二次 小林岩五郎（大正四年六月就職七ヶ年在職）  
第三次 山 田 清 作（大正十一年一月就職現在）

### 宗谷水産組合（位置稚内町本通北五丁目）

一、沿革 明治二十一年五月宗谷枝幸西部鮭、鯧、鱈、鯨、鰺、海鼠漁業組合なるものを組織認可を得て事務所を稚内村に派出所を枝幸に設置し同二十二年名稱を宗谷枝幸兩郡漁業組合と改め、同二十四年枝幸宗谷各分離を議決し同二十五年宗谷漁業組合と爲すに至れり。其后明治三十五年漁業法の發布に伴ひ漁業組合は水産組合と變じ同卅三年制定の重要物産同業組合法に準じ、同三十六年認可を得て現在宗谷水産組合と稱し公認団体として活動しつゝあり。

二、事務 水産組合は總ての漁業を包擁し居ると雖ども近時漁業組合の設立後は水産組合は主として水産製品の検査を専らとす。漁撈に付いての一部は漁業組合之れを管掌するも水産組合の科目を概別せば

(一)漁撈及製造の調査指導に關する事項。(二)製品検査に關する事項(三)水産動植物蕃殖保護に關する事項(四)製品の販路及需用品購求の調査に關する事項(五)漁場の紛議に關する事項(六)共進會、博覽會及び品評會の開設に關する事項(七)共進會博覽會品評會の出品に關する事項(八)前各項の外水産上必要なる事項。

三、事務員數 書記一名、検査員五名、助手二名、雇員は臨時に備用すること有り。

四、事務所建設年月 明治四十四年十一月(稚内町現所在)  
大正二年十一月(宗谷村字尻臼支部事務所)

五、歴代組合長 氏名及在職年數

- 第一次 泉谷力藏 (在職十一ヶ年)
- 第二次 小林岩五郎 (大正五年八月就職在職六ヶ年)
- 第三次 山田清作 (大正十一年四月就職現在)

第十四節 林業

序説

鬱蒼たる森林も開拓の進むに従ひ漸次伐採せられ次第に減少になりつつあり、輸出材の主なるものは蝦夷松、樺松にして栓槽等之れに次ぐ、近時鐵道線の延長に伴ひ、柵、栓等を鐵道枕木に使用せらるゝに至れり。秋田木材株式會社製材所に於ては逐年規模を擴張して一般製材業に従事しつゝあり。

林産物數量價格

種別	大正元年		大正五年		大正十年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
針葉樹	11,000	3,000	15,000	6,950	21,071	9,011
闊葉樹	11,000	1,000	17,000	6,600	24,000	24,210
計	22,000	4,000	32,000	13,550	45,071	33,221
丸太	10,000	10,000	10,000	16,311	16,311	16,311
角材	10,000	10,000	10,000	16,311	16,311	16,311
計	20,000	20,000	20,000	32,622	32,622	32,622

種別	大正元年		大正五年		大正十年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
鐵道枕木	1	1	1	1	1	3,600
薪炭	1,000	200	1,500	300	10,500	3,300
早切	1,000	1,000	1,500	1,500	5,000	3,800
計	2,000	300	3,000	450	15,500	7,100
諸業	2,800	285	2,000	300	3,600	3,600
根曲	1	1	1	1	1	200
其他竹類	3,500	175	3,000	170	1,900	1,900
計	9,300	666	7,000	870	11,000	11,000

木炭製産額

年次	製造戸數	土産	石産	計	職男	職女	計	製造數量	價格	十貫價格
大正元年	四八	五四	!	五四	五八	三	六〇	三,七八〇	六,三〇〇	五〇
大正五年	五八	五八	!	五八	七六	三	七九	一五,〇〇〇	五,七三〇	五〇

大正十年	二四	三二	一	三三	二八	二四	三五九	三九、九〇〇	三、九〇〇〇	〇〇
------	----	----	---	----	----	----	-----	--------	--------	----

第十五節 工業

序 說

工業に關しては從來特記すべき事項なかりしが、時勢の進運に促がされ工業勃興の機運を呈し來り、現下製材業並に罐詰業隆興を來たし尙ほ今後益々斯業の發達進歩せんこと明かなり。

年 度	種 別	數 量	價 格	單 價	製 造 家 數	職 工		輸 出 先
						男	女	
大正元年	北寄	二、二五〇	三、六〇〇〇	一六〇	一	二	二	東京横濱
大正五年	蟹	二、三〇〇	四、八〇〇〇	二〇〇	二	二	二	東京横濱
大正十年	蟹	四、七六〇	五、五九四〇	二四〇	二	二	二	及ビ大阪

沿革 明治四十二年河合某氏當地に於て罐詰業の有望なるに着眼し、同年拔海に於て製造に着手したるも家事の都合にて翌四十三年一切を篠田次郎一氏に譲渡す。其後同氏を始めとし樺太に於て大規模に着業しつゝ、ありし刀根彌市氏並に利尻罐結株式會社等完

全なる工場を設け現今に至れり。

年 度	種 別	數 量	價 格	單 價	製 造 家 數	職 工
大正元年	清酒	四七〇〇	二、八五〇〇	五〇	一	一
大正五年	清酒	七三〇〇	二、八七四三〇〇	三九	二	二
大正十年	清酒	八、〇〇〇	一、四四〇〇〇	一八	一	一

建築業

建築營業者	壹ヶ年間建築高	壹ヶ年間建築戸數	壹ヶ年間平均一日ノ雇大工	壹ヶ年間ノ雇大工賃金
五、	一五〇〇〇〇〇	五〇	四〇人	六〇〇〇

鍛冶業

材 料 ノ 移 入 高	製 品	製 品 ノ 販 路	從 業 者
鐵材 一五〇貫 壹千五拾圓 銅材 一〇貫 五百圓	大物 約六千圓 小物 約壹千圓	市街及ビ附近 鐵道沿線	店主 四人 徒弟 一〇人

其他製造品 約二万圓

製氷業

年 度	製氷場數	食 用		雑 用	
		量	價	量	價
大正元年					
大正五年					
大正十年					

菓子業

(大正十一年十月末)

營業者數	製造高 (一ヶ年)	輸入高 (一ヶ年)	職 工 數	營業者及徒弟
一六	117,000.00	5,000.00	六	三

時計業

(最近壹ヶ年間ノ調査)

營業者數	種 類		修 繕	附 屬 品
	種 類	個 數		
二	懷中時計	六	三六	六〇〇
	柱時計	六	三六	三〇〇
	置時計	六	三六	四〇〇

附記 此の外高價の時計類は直接東京より購入する者多し

木材業 (秋田木材株式會社稚内製材所調査)

- 一、壹ヶ年平均製材高 原料にて拾万圓
- 一、重なる輸移出先 東京、大阪、伏木、博多、小樽
- 一、原動力 火力
- 一、馬 力 公稱馬力六一、實馬力一九〇
- 一、汽罐種類 燕汽罐横置式圓筒多管式二臺
- 一、汽機の種類及び數 蒸汽不凝縮横置式一臺 同單筒不凝横置式一臺
- 一、製材機械の種類
  - 六呎滯鋸機械 一臺 二十四吋丸鋸機 二臺
  - 小割堅鋸機械 二臺 三十吋丸鋸機械 二臺
  - 大割堅鋸機械 一臺 製函機械 四臺
  - 卅吋ロール丸 一臺 蒸汽横切鋸 一臺
  - 三十吋丸鋸機 二臺 三十六吋丸鋸機 一臺
  - 四六吋横帶鋸機械一臺 計十八臺
- 一、職工數 男八十六人 女二十三人

附記 此の外建築業者にして製材を爲す者あるも僅少なり。

### 労働賃金

種別	給料別	大正元年度			大正五年度			大正十年度		
		日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給	日給
美 女	同									
蠶 女	同									
蠶 男	同									
鑄 物	同									
塗 物	同									
染 物	同									
和 服	同									
洋 服	同									
木 挽	同									
下 駄	同									
靴 具	同									
馬 具	同									
車 具	同									
鑄 物	同									

銀 冶	同												
電 工	同												
活 字	同												
印 工	同												
船 工	同												
大 工	同												
左 工	同												
瓦 工	同												
家 積	同												
煉 瓦	同												
指 物	同												
經 刺	同												
壁 刺	同												
建 具	同												
石 工	同												
植 木	同												
菓 子	同												
桶 造	同												
酒 造	同												

### 第十六節 礦業

#### 序 說

石炭は枝幸郡頓別より宗谷郡猿拂、大字聲間村及中川郡天鹽郡地方に亘り一帯の礦脈を有すと有力なる實地調査の結果を發表せるも我町管内に於ては聲間原

農作日雇		下下		日雇人夫		牧		漁船		管油製造職	
女	男	女	男	女	男	夫	夫	夫	頭	職	
日給	日給	年給	年給	同	同	同	同	同	同	同	
						四七〇〇			四〇〇〇	九〇〇	
										同	
										二五〇〇	
										三五〇〇	
										一五〇〇	
										同	
										月給	
						六〇〇	二六〇〇	七〇〇			
										月給	
										一〇〇〇	
										四〇〇	
										四〇〇	
										二〇〇〇	
										一〇〇〇	
										一〇〇〇	

野各方面に於て僅かに試堀を爲したり。然れども交通運輸機關の設置なき爲何れも中止の姿なるも今後鐵道の開通延長に伴ひ採掘せらる可きは明かにして、本町は有望なる石炭の供給地とならん。  
石油は昔日より存在することを認めたりしも起業者は投資するに躊躇し居たり。然るに大正二年に至り村井礦業株式會社に於て、稚内町字ニオドスリにて開抗、其后聲間村に設備を爲し目下盛んに油井の掘鑿を爲し現に湧出を見たる個所もあり、益々有望なるものとして一般世人の注目する所となれり。  
以上の外未發の礦物をも漸時發掘せらるゝに至る可く。目下鑛區約壹千万坪を算するに至れりとか、是等諸礦業は宗谷天塩兩線の稚内開通と共に益々進歩發展し近き將來に於て盛んなる産出を見るに至り、本町唯一の産物とならん。

### 村井礦業株式會社稚内出張所 (事務所大字聲間村)

- 一、沿革及事業狀態 大正二年十一月稚内大字稚内村字ニオドマリに於て始めて改良綱式第一號井、同三年十一月第二號井、同八年七月第三號井、同九年九月第四號井、同十年四月第五號井を開抗せり。而して第一號井は深度六一二間二尺第二號井三九五間四尺第三號井四四三間、第四號井三五〇間四尺第五號井三三七間を掘鑿せしも、不幸豫期の油

座に遷せず大正十一年二月一時本鑛山を休業するに至り。出張所を聲間村に移轉せり。聲間に於ては大正十年六月上總式第一號井、同十一年二月第二號井、同年六月改良綱式第一號井の三坑を掘鑿せり。然れども上總一、二號井は地質の關係上各深度八十間餘にして掘進を中止し、綱式第一號井のみ繼續す。其他宗谷村字増幌に於ては大正十一年一月上總式第一號井(大正十一年七月末深度六〇間五尺)同七月二號井(同深度九間三尺)を掘鑿中にして尙ほ聲間村字上聲間に於ても上總式一號井掘鑿すべく目下準備中なり。

一、油 質 稚内鑛山に於ける油質は深度約六百間に油座四段あり石油は暗色不透明にして「ポーツ」二十度乃至三十度とし、特に下部二段のものは強度の「バラフィン」性石油なるを以て著しとす。他鑛山に在りては未だ試驗す可き程度の出油を見ず。

一、産出額 大正十年度 一〇五三石八斗

一、經費 大正十年度 參万貳千壹百圓  
大正十年度 六万五千八百圓

一、從業者數 大正十年度三十一名  
大正十一年度二十六名

一、將來の計畫 未だ試掘時代なるが故、今後の成績如何により將來の計畫を樹立す可く目下の所具體的成案なし。

一、歴代の所長 有馬與一郎、三年七ヶ月在職

第二次 山下賢二 十ヶ月在職  
第三次 北村助藏 四年五ヶ月(大正十一年八月現在)

第十七節 商業

序 說 吾が稚内町の商權は宗谷線鐵道の全通と共に南伸し、樺太との連絡航路開始の曉は尙ほ北伸し、北海道北部の中心地として躍進す可きは明かなり。

移出入調  
一、大正元年度

品目	單位	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
穀物類	石	三〇〇	二七〇〇〇	一八、八三〇	四四、五〇〇
他ノ農産物	個	一八〇	五四〇〇〇	四〇〇	一八、八三〇
水産物	石	八、三五六	七四、一〇、四〇〇	一、五〇〇	一五、〇〇〇
酒類	石			八〇〇	五三、一〇〇〇
薪及油類	個			二、五〇〇	九、六三〇
紙及文具	個			三、五七	六、八〇〇
綿糸綿織物	個			一、五〇	三、〇〇〇
					一三、〇〇〇
					六、八〇〇
					三、〇〇〇
					一、五〇〇
					八〇〇
					四〇〇
					二〇〇
					一〇〇
					五〇
					二五
					一五
					十
					五
					三
					二
					一



一、大正五年度

品名	單位	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
穀物類	石	一、一八三	二、二四五〇〇	一六、一五九	二、五、八九〇〇
他ノ農產物	個	三六三	一、〇八六〇〇	九三〇	六、六五九〇〇
水產物	石	五、五二六	五九〇、九八〇	一、三三九	一〇九、六四〇〇
酒類	石	二二三	一五、四八五〇〇	五四三	三九、一八〇〇〇
薪炭油類	個	四六、八〇〇	九、八〇〇〇	一、六四八	二、六八〇〇〇
仕向地		小樽、香深、宗谷	函館、小樽、東京、大阪、四日市	伏木、宗谷、香深、船泊、香深、宗谷、船泊、	伏、小、秋、留、神、天、紋、小樽、留萌、青森、小、香、宗、枝、幸、屯、鬼、船、香、小、伏、留、增、神、

一四四

品名	單位	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
吳服太物類	個			一八〇	六、三〇〇〇
滋器及陶器	個			一〇〇	三、〇〇〇
金物類	個			五七五	三、七五〇〇
工產物類	個			六、二六六	六九、〇七五〇〇
水產肥料	石	九、三六五	二五、二五〇〇	三、三三〇	七、六〇〇〇
網繩肥類	個			五〇〇	三、七五〇〇〇
雜貨類	個			三、一八三	七、九〇〇〇
合計				一〇、一八三	三九、一五八〇〇
仕向地		小樽		大小小	阪樽樽

一、大正十年度

品名	單位	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
林產物	石	四、八七五	一、二、二六〇〇〇	五二四	一、一、七五〇〇〇
紙及文具	個	五九	一〇、四三五〇〇	五七八	七、二五〇〇〇
綿糸織物	個	五二	八、三六〇〇〇	七六	一一、〇〇〇〇〇
吳服太物類	個			八〇九	二、六二五〇〇
磁器及陶器	個	一九六	二六、九三〇〇〇	一、三六四	五八、六六一〇〇
工產物	石	七、六四	三九、八七〇〇〇	一、八八一	一八、一五三〇〇
礦物及礦石	個	七、五八九	二四、九九二〇〇	二五八	三、九五二〇〇
水產肥料	石	二	一、〇〇〇	三、七三三	二五、五九九〇〇
牛馬家畜類	頭	一四四	九四、五〇〇	六九三	七、九〇〇〇〇
網繩類	丸				八二、一八九二〇〇
雜貨類	個	四、六四五	一〇、七、六九〇〇		
合計					
仕向地		小、香、鶴、大、香、仙、大連	宗谷、小樽、東京、函館、天鹽、東京、小樽、枝幸、小樽、東京、留萌	宗谷、枝幸、小樽、兵、伏、教、神、大、函、名、東、大泊	宗谷、伏木、小樽、小、宗、伏、屯、留、船

一四五

品目	單位	輸出		輸入	
		數量	價格	數量	價格
穀物及ビ	石	1,752	84,500.00	1,755	
他ノ農産物	斤	1,504		90	
水産物	個	4,704		909	
酒類	石	1,948		626,993.00	網走、
薪炭類	石	4,644	101,000.00		
油類	石	110	11,100.00		
林産物	石	110	11,100.00		
紙及文具	石	1,650	7,500.00		
綿糸織物	石	40,500	1,600,000.00		
呉服太物類	個	83	1,600,000.00		
金器及陶器	個	7	1,600,000.00		
工業物類	個	586	7,000.00		
水産肥料	石	950	37,000.00		
他ノ肥料	石	5,600	37,000.00		
牛馬家畜類	頭	11	68,000.00		

船舶出入調

年次	種類	出			入		
		船數	總屯數	貨物數	船數	總屯數	貨物數
大正元年	汽船	48	233,942	3,429	418	233,942	6,487
大正五年	汽船	103	286,150	3,891	103	286,150	7,855
大正十年	汽船	133	414,066	6,671	133	414,066	11,579
合計	汽船	284	934,158	13,811	284	934,158	25,921

各種商況

(イ) 履物商

下駄及び足駄は今より二十二、三年前の頃當地に於て製作に従事せしより順次發展なし  
 今日に及べり。當時は「ウエンナイ」方面より原料を取り製作の市場に賣りたるもの  
 して一足の價。

下駄、金拾錢、足駄、金拾貳錢位にして、賣價は該價格二三割を掛けて定めたるものなりき。其製作數一ヶ月約五六百足にして内下駄は四五百足、足駄は百足内外に過ぎざりき、然れども全町の需用は以上を以て全部となし得ざるは勿論にして小樽方面より輸入販賣をなしつゝありしもの四五軒もあり其數三四千足なりき。當地の原料産地たる「ウエンナイ」方面よりは現今シコロ、セン、アブラコ(ホ)の材料に依り製造なしつゝありて其の製造高は。

一ヶ月 下駄九千足(千三百圓) 足駄一千足(百七十圓)

移入品としては下駄六千足、足駄千四百足位にして元價一足平均四五十錢とし賣價は之れに二割位の利を附して定む。尙ほ移入品としての鼻緒五万足(一ヶ年)元價平均二十四錢、爪皮二千足元價平均三十錢等にして、移入品は主として塗りたるものにして桐製のもの多し。

(ロ) 八百屋商

明治三十年頃丸谷竹次郎氏、北濱通三丁目に始めて八百屋商を営み爾來明治四十四年五月十七日日本町大火まで盛んに營業なしつゝありしも其後移轉なし、現今所在不明の爲め當時の模様詳細知るに由なし。現今八百屋商としては稚内町十一軒、聲問四軒、拔海一軒にして、聲問及び拔海は殆んど稚内町より商品の供給を受けつゝあり。一ヶ年賣上高總額 二万五千五百圓

青物賣上高 一万六千五百圓

乾物賣上高 九千圓

專業八百屋商は内四、五軒にして他は副業的に或他業と併業して販賣なしつゝあり。

商品種類 柿、梨、栗、芋、胡瓜、南瓜、西瓜、茄子、葡萄、バナナ、林檎、蜜柑、牛蒡、人蔘、大根、葱、蓮根、甘藍、鯉、干瓢、推音、鯛、鯖、乾鰯、ソボロ、串柿、開鱈、棒鱈、

種類中過半は小樽方面より輸入し、地元産物は僅少なり。

柿 樽柿は殆んど福島市。箱柿は會津産にして殆ど澁柿なり。

串柿 越後、能登、加賀

蜜柑 紀州、静岡

(ハ) 肴 商

大正元年當時は同業者約十軒にして賣上高(年額)總額一万圓位一軒平均年賣上高一千圓位にして三割利益なりしも、現今にては軒數稚内町十五軒、聲問十五軒(一ヶ年を通じて營業なすもの僅かに三軒、他は繁忙期中副業となすもの)にして

一ヶ年賣上總額輸出 二万五千圓市場 二万圓合計四万五千圓にして、一軒平均賣上高金二千五百圓にして經益は三割掛とす。

種類 類 鱈、鱈、魚章、鮭、鯖、鱈、鮪、帆立貝、蟹、ホッキ、鱒、鰯、鮎、アブラ

ゴ、ソイ、海鼠、昆布等にして、輸出の重なる物は、鮎、鮭、鮪、蟹、昆布の類  
 (ニ) 古道具商

業者者数	賣買点数	家	具	漁	具	雜	品	合	計
5	賣買 價 格	7,000	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000
		7,000	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000
		7,000	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000
		7,000	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000

(ホ) 書籍商

圖書品目	一ヶ月賣上高	圖書品目	一ヶ月賣上高
政治及社會	5,000	宗教及哲學	1,000
法 律	3,000	教 育	1,000
實業及經濟	3,000	文 學	1,000
農 業 及 畜 産	9,000	家 庭 及 婦 人 學	1,500
工 業	5,000	醫 學 及 衛 生	7,000
幼 年 遊 戲 物	1,000	計	24,000
運 動 及 遊 戲 物	1,000	外 稿	5,000
少年及少女物	1,000	單 本	7,000
青年物	1,000	總 計	31,000
娯 樂 物	1,000		

外國語	一ヶ月賣上高
英語	4,500

(イ) 文房具商

文具類 仕入高 約一万圓  
 學用品 仕入高 約二万圓(内五分の一は地方へ卸す)  
 以上の内仕入高の大なるものは

- 筆 約二千圓 (利益約四割)
- 万年筆 約千二百圓 (同六割)
- インク 約千二百圓 (同二割)
- 鉛 筆 約千圓 (同四割)
- (ト) 荒物、呉服太物、陶器家具、金物商

(ニ) 商家増減調

種 別	年 度	大正元年度	大正五年度	大正十年度
荒物商				
呉服太物商				
陶器家具商				